

企業財産保険の約款

普通保険約款・特約

AIG 損害保険株式会社
2018.9版 (2019年1月1日以降保険始期契約用)

このたびは、弊社の保険にご加入をいただきありがとうございます。保険約款をお届けします。ご不明な点は、下記までご確認ください。
保険証券・重要事項説明書と一緒に、この約款を大切に保管してください。

- ☆ 次に掲げる特約または特則は、それぞれの特約または特則の前に記載された「適用の対象となる保険契約」に該当する保険契約に自動的に付帯されます。これらの特約または特則は、保険証券への表示を省略します。
- ・告知等変更特約 (企業財産保険用)
 - ・先物契約特約 (企業財産保険用/地震保険用)
 - ・火気禁止特約 (企業財産保険用・工場物件用)
 - ・借家人に対する代位求償権不行使特約 (財物損害補償特約用)
 - ・フィラメント風災・雹災危険補償対象外特約 (財物損害補償特約用)
 - ・賃貸料損失補償に関する特則 (店舗休業補償特約用)
 - ・賃貸料損失補償に関する特則 (休業損失等補償特約用)
- ☆ 次に掲げる特則は、地震保険契約に自動的に付帯されます。この特則は、保険証券への表示を省略します。
- ・企業財産保険契約に付帯される場合の特則
- ☆ 企業財産保険契約 (これに付帯される「地震保険に関する法律」に基づく地震保険契約を除きます。) には、次の特約が適用されます。
- ・戦争危険およびテロリズム補償対象外特約

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは…

0120-016-693

平日9時から18時、土日・祝日9時から17時(年末年始を除く)

事故のご報告、保険金のご請求に関するご相談は…

0120-01-9016

24時間365日

ご不満・ご意見のお申出は…

0120-246-145

9時から18時(平日のみ)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602

東京都港区虎ノ門4-3-20

TEL: 03-6848-8500

<http://www.aig.co.jp/sonpo>

目次

企業財産保険普通保険約款	2	工場内受配電設備電氣的・機械的の事故補償特約 (利益損失補償特約用)	35
地震保険普通保険約款	5	地震・噴火危険補償特約 (利益損失補償特約用)	35
財物損害補償特約	10	噴火危険補償対象外特約 (利益損失補償特約用)	35
利益損失補償特約	13	補償期間の終期に関する特約	35
店舗休業補償特約	14	免責時間設定特約	35
営業継続費用補償特約	16	約定補償期間に関する特約	36
休業損失等補償特約	17	電氣的・機械的の事故補償特約 (営業継続費用補償特約用)	36
風電雪災補償対象外特約	19	ビル付帯設備電氣的・機械的の事故補償特約 (営業継続費用補償特約用)	36
物体落下等、漏水・放水・騒擾・労働争議等補償対象外特約	19	工場内受配電設備電氣的・機械的の事故補償特約 (営業継続費用補償特約用)	37
盗難危険補償対象外特約	19	水災危険補償特約 (営業継続費用補償特約用)	37
その他不測かつ突発的な事故補償対象外特約	19	地震・噴火危険補償特約 (営業継続費用補償特約用)	38
臨時費用保険金補償対象外特約	20	噴火危険補償対象外特約 (営業継続費用補償特約用)	38
残存物取片つけ費用保険金補償対象外特約	20	ビル付帯設備等電氣的・機械的の事故補償特約 (休業損失等補償特約用)	38
地震火災費用保険金補償対象外特約	20	水災危険補償特約 (休業損失等補償特約用)	39
商品・製品等盗難危険補償特約 (財物損害補償特約用)	20	地震・噴火危険補償特約 (休業損失等補償特約用)	40
商品・製品等その他不測かつ突発的な事故補償特約 (財物損害補償特約用)	20	サイバーリスク補償対象外特約	40
電氣的・機械的の事故補償特約 (財物損害補償特約用)	21	長期保険保険料一括払特約 (企業財産保険用)	40
ビル付帯設備電氣的・機械的の事故補償特約 (財物損害補償特約用)	21	保険料分割払特約 (一般)	41
工場内受配電設備電氣的・機械的の事故補償特約 (財物損害補償特約用)	22	初回保険料の口座振替に関する特約	42
水災危険補償特約 A (財物損害補償特約用)	23	保険料クレジットカード払特約	42
水災危険補償特約 B (財物損害補償特約用)	23	集団扱特約	43
地震・噴火危険補償特約 (財物損害補償特約用)	24	ローン利用者集団扱特約	43
噴火危険補償対象外特約 (財物損害補償特約用)	24	長期保険保険料払込特約 (地震保険用)	44
冷凍・冷蔵損害補償特約 A (財物損害補償特約用)	24	自動継続特約 (地震保険用)	45
冷凍・冷蔵損害補償特約 B (財物損害補償特約用)	24	保険契約の自動継続に関する特約 (ローン利用者集団扱特約用)	45
業務用通貨・預貯金証書盗難危険補償特約	25		
現金・小切手等補償特約	25		
新価保険特約	27		
補償割合条件付実損払特約	27		
新価実損払特約	28		
風電雪災支払方法変更特約 (財物損害補償特約用)	28		
1 敷地内包括契約特約	28		
複数敷地内包括契約特約	29		
家賃収入補償特約	30		
預かり品損害補償特約	30		
借家人賠償責任補償特約	32		
修理費用補償特約	33		
電氣的・機械的の事故補償特約 (利益損失補償特約用)	34		
ビル付帯設備電氣的・機械的の事故補償特約 (利益損失補償特約用)	34		

企業財産保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する損害、費用、損失または営業継続費用に対して、保険金を支払います。
- ① 保険の対象について生じた損害(消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。)
 - ② 保険の対象が損害を受けたために生ずる費用または保険の対象もしくは保険の対象を収容する建物から発生した事故によって生ずる費用(以下「費用」といいます。)
 - ③ 営業が休止または損害されたために生じた損失(以下「損失」といいます。)
 - ④ 営業収益の減少を防止または軽減するために支出する費用(以下「営業継続費用」といいます。)
- (2)①④から④までに掲げる損害、費用、損失または営業継続費用は、それぞれについて、保険事故を規定する特約が付帯された場合のみ、保険金を支払うものとします。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害、費用、損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害、費用、損失または営業継続費用(これらの事由によって発生した前条の保険事故が延焼または拡大して生じた損害、費用、損失または営業継続費用、および発生原因が異なる場合でも同条の保険事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害、費用、損失または営業継続費用を含みます。)(に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第2章 基本条項

第3条(保険責任の始期および終期)

- (1)当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に終わります。
- (2)①の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)保険期間が始まった後も、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害、費用、損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2)当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)②の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結して以降と認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)②の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用の発生した後になされた場合であっても、第15条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)④の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用については適用しません。

第5条(通知義務)

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したと。
 - ② 保険の対象を他の場所に転移したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)(が発生したと。
- (2)①の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)②の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)②の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用の発生した後になされた場合であっても、第15条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)④の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用については適用しません。
- (6)②の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合には、当

社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7)⑥の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用の発生した後になされた場合であっても、第15条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第6条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条(保険の対象の譲渡)

- (1)保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2)①の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3)当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第10条(保険契約の失効)①の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第8条(保険の対象の調査)

当社は、いつでも保険の対象またはこれを取容する建物もしくは敷地内を調査し、または帳簿その他の書類の閲覧を求めることができます。

第9条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第10条(保険契約の失効)

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は無効とします。
- ① 第1条(保険金を支払う場合)①の損害に対して保険金を支払う保険契約において、保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、保険事故を規定する特約の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 第1条(1)③の損失または④の営業継続費用に対して保険金を支払う保険契約において、営業を廃止した場合
 - ③ 保険の対象が譲渡された場合
- (2)おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第11条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第12条(保険金額の調整)

- (1)第1条(保険金を支払う場合)①の損害に対して保険金を支払う保険契約において、保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2)第1条(保険金を支払う場合)①の損害に対して保険金を支払う保険契約において、保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第13条(保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければこの保険契約を解約することはできません。

第14条(重大事由による解除)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社の他の者に對する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2)①の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3)保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害、費用、損失または営業継続費用については適用しません。

第15条(保険契約解除・解約の効力)

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第16条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)

- (1)第4条(告知義務)①により告知された内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2)危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。)に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3)①または(2)の規定において、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求す

- ることがあります。
- (4)当社は、保険契約者が(1)から(3)までの規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (5)(1)から(3)までの規定による追加保険料を請求する場合において、(4)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6)(5)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用については適用しません。
- (7)(1)から(3)までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、保険契約の条件を変更した時以降の期間に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することができます。
- (8)(7)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害、費用、損失または営業継続費用に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第17条(保険料の返還・無効または失効の場合)

- (1)第9条(保険契約の有効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2)保険契約が失効となる場合には、当社は、保険契約が失効した時以降の期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。

第18条(保険料の返還・取消しの場合)

- 第11条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第19条(保険料の返還・保険金額の調整の場合)

- (1)第12条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2)第12条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき保険金額を減額する時までの期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。

第20条(保険料の返還・解除または解約の場合)

- (1)第4条(告知義務)(2)、第5条(通知義務)(2)もしくは(6)、第14条(重大事由による解除)(1)または第16条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、保険契約を解除した時以降の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2)第13条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、当社は、保険料から保険契約を解約した時までの期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3)(1)または(2)の規定において、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。

第21条(事故発生時の義務・権利)

- (1)保険契約者または被保険者は、当社が保険金を支払うべき損害、費用、損失もしくは営業継続費用またはその原因となるべき事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
- ① 損害、費用、損失または営業継続費用の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 当社が保険金を支払うべき損害、費用、損失もしくは営業継続費用またはその原因となるべき事故の発生を当社に遅滞なく通知すること。
 - ③ 他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。))について遅滞なく当社に通知すること。
 - ④ ①から③までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2)保険の対象について損害、費用、損失または営業継続費用が生じた場合は、当社は、保険事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に転移することができます。

第22条(事故発生時の義務違反)

- (1)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 前条(1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害、費用、損失もしくは営業継続費用の額
 - ② 前条(1)②から④までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- (2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条(1)④の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第23条(保険金の請求)

- (1)当社に対する保険金請求権は、次に掲げる時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 第1条(保険金を支払う場合)(1)①の損害または②の費用に対する保険金の場合は、第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害が発生した時
 - ② 第1条(保険金を支払う場合)(1)③の損失に対する保険金の場合は、補償期間または復旧期間が終了した時
 - ③ 第1条(保険金を支払う場合)(1)④の営業継続費用に対する保険金の場合は、復旧期間が終了した時
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 損害、費用、損失または営業継続費用の額を証明する書類
 - ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④ 第1条(保険金を支払う場合)(1)③の損失に対する保険金の場合は、補償期間または復旧期間が終了した事実を確認できる書類
 - ⑤ 第1条(保険金を支払う場合)(1)④の営業継続費用に対する保険金の場合は、復旧期間が終了した事実を確認できる書類
 - ⑥ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、当社は、被保険者の請求に基づき保険金の内払いをすることがあります。
- ① 第1条(保険金を支払う場合)(1)③の損失が発生した場合において、喪失利益が1か月以上継続して生じた場合。
 - ② 第1条(保険金を支払う場合)(1)④の営業継続費用が発生した場合において、復旧期間が1か月を超えた場合。
- (4)当社は、事故の内容または損害、費用、損失もしくは営業継続費用の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条(保険金の支払時期)

- (1)当社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害、費用、損失または営業継続費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険料が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害、費用、損失または営業継続費用の額(保険価額を含みます。))および事故と損害、費用、損失または営業継続費用との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害、費用、損失または営業継続費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。)) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第25条(時効)

- 保険金請求権は、第23条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第26条(代位)

- (1)損害、費用、損失または営業継続費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害、費用、損失または営業継続費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転する際は、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害、費用、損失または営業継続費用の額を全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第27条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上であるときは、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第28条(訴訟の提起)

- この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第29条(準拠法)

- この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 用語の定義

保険事故	第1条(保険金を支払う場合)(1)①から④までに掲げる損害、費用、損失または営業継続費用を生じさせる事故または事由のうち、この保険契約で補償の対象とするものをいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。

す。

危険
損害の発生の可能性をいいます。

告知事項
危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注)
(注)他の保険契約等に関する事項を含みます。

他の保険契約等
この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条(保険金を支払う場合)(1)①の損害もしくは同条(1)②の費用を補償する他の保険契約もしくは共済契約またはこの保険契約における同条(1)③の損失もしくは同条(1)④の営業継続費用の全部もしくは一部に対して支払責任が同じである他の保険契約もしくは共済契約をいいます。

危険増加
告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

解除
当社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。

無効
この保険契約の全部の効力を、保険期間の初日に遡って失うことをいいます。

失効
この保険契約の全部または一部の効力を、その事実が発生した時に降失うことをいいます。

解約
保険契約者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。

中途更改
この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解約した日を保険期間の初日として当社と保険契約を締結することをいいます。

補償期間
保険金支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が回復した時もしくは営業収益が回復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。

営業収益
「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。

復旧期間
保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時に始まり、それを遅滞なく復旧した時に終わります。ただし、保険の対象を、損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も12か月を超えないものとします。

喪失利益
保険事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および保険事故による損害がなかったならば計上することができた営業利益の額

収益減少防止費用
標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額とします。ただし、修理付帯費用保険金として支払われる金額は控除します。

営業利益
営業収益から営業費用(売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等)営業に要する費用をいいます。以下同様とします。)を差し引いた額

経常費
事故の有無にかかわらず、営業継続のために支出を要する費用

収益減少額
事故発生直前12か月のうち補償期間に相当する期間の営業収益(標準営業収益といいます)から補償期間中の営業収益を差し引いた額

盗難
強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。

告知等変更特約(企業財産保険用)

- 次のいずれかに該当する契約には、この特約が適用されます。**
- ① 工場物件を保険の対象とする財物損害補償特約を付帯した契約
 - ② 利益損失補償特約または営業継続費用補償特約を付帯した契約
 - ③ 1敷地内包括契約特約または複数敷地内包括契約特約を付帯した契約

<法令>
この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令(法令番号)
ほ	保険法(平成20年法律第56号)

第1条(この特約が適用される範囲)
この特約は、保険法第36条第4号の規定に該当する保険契約に適用されます。

第2条(告知義務)
当社は、この特約に従い、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます)第4条(告知義務)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。
「第4条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除

- することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - (4)(2)に規定する事実が、当社が保険契約申込書において定めた危険に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2)の規定を適用します。
 - (5)(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用の発生した後になされた場合であっても、第15条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ったときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (6)(5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用については適用しません。」

第3条(通知義務)

当社は、この特約に従い、普通保険約款第5条(通知義務)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第5条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
 - ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造を変更すること、またはこれを改築、増築もしくは引き続き15日以上にわたって修繕すること。
 - ② 保険の対象または保険の対象を収容する建物の用途を変更すること。
 - ③ 保険の対象を他の場所に転移すること。
 - ④ 保険の対象である機械設備を仮修理もしくはその他の応急措置により運転または使用すること。
 - ⑤ ①から④までのほか、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生すること。
- (2)(1)の事実がある場合(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)①、②または⑤に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときは除きます。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用については適用しません。」

第4条(保険の対象の調査)

当社は、この特約に従い、普通保険約款第8条(保険の対象の調査)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第8条(保険の対象の調査)

- (1) 当社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査し、または帳簿その他の書類の閲覧を求めることができます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険の対象を占有する者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。」

第5条(保険金額の調整)

当社は、この特約に従い、普通保険約款第12条(保険金額の調整(1))の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第12条(保険金額の調整)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)①の損害に対して保険金を支払う保険契約において、保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。」

第6条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

当社は、この特約に従い、普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 告知等変更特約(企業財産保険用)第2条(告知義務)の規定により読み替えて適用される第4条(告知義務(1))により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 告知等変更特約(企業財産保険用)第3条(通知義務)の規定により読み替えて適用される第5条(通知義務(1))の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時に降失う期間(保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた以降の期間)をいいます。)に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3)(1)または(2)の規定において、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。
- (4) 当社は、保険契約者が(1)から(3)までの規定による追加保険料の支払を怠った場合(当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (5)(1)から(3)までの規定による追加保険料を請求する場合において、(4)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6)(5)の規定は告知等変更特約(企業財産保険用)第3条(通知義務)の規定により読み替えて

適用される第5条(通知義務(1))の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)の保険事故による損害、費用、損失または営業継続費用については適用しません。

- (7)(1)から(3)までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、保険契約の条件を変更した時以降の期間に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。
- (8)(7)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害、費用、損失または営業継続費用に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。]

第7条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

当社は、この特約に従い、普通保険約款第19条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第19条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

第12条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき保険金額を減額する時までの期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。]

第8条(保険料の返還-解除または解約の場合)

当社は、この特約に従い、普通保険約款第20条(保険料の返還-解除または解約の場合)(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第20条(保険料の返還-解除または解約の場合)

(1)告知等変更特約(企業財産保険用)第2条(告知義務)の規定により読み替えて適用される第4条(告知義務(2))、同特約第3条(通知義務)の規定により読み替えて適用される第5条(通知義務(2))、同特約第4条(保険の対象の調査)の規定により読み替えて適用される第8条(保険の対象の調査)(2)、第14条(重大事由による解除)(1)または同特約第6条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)の規定により読み替えて適用される第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、保険契約を解除した時以降の期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。]

第9条(保険金の請求)

当社は、この特約に従い、普通保険約款第23条(保険金の請求)(2)⑥の規定中、「次条(1)」とあるのは「告知等変更特約(企業財産保険用)第10条(保険金の支払時期)の規定により読み替えて適用される第24条(保険金の支払時期)(1)」と読み替えて適用します。

第10条(保険金の支払時期)

当社は、この特約に従い、普通保険約款第24条(保険金の支払時期)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第24条(保険金の支払時期)

(1)当社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害、費用、損失または営業継続費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としての保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害、費用、損失または営業継続費用の額(保険価額を含みます。)および事故と損害、費用、損失または営業継続費用との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害、費用、損失または営業継続費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査、調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

(3)(2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4)(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。]

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

先物契約特約(企業財産保険用)

保険期間開始前に締結した契約に適用されます。
「この契約については、保険期間開始の時に使用されている保険料率および保険料によるものとします。」

火気禁止特約(企業財産保険・工場物件用)

工場物件の貯蔵施設料率(基本料率表のうち火気禁止特約を付する場合の料率)を適用する物件を保険の対象とする契約に適用されます。

(1)保険期間中、保険契約者および被保険者は、保険の対象である建物(貯蔵用タンク・サイロを含みます。以下(1)において同様とします。)または保険の対象を収容する建物において、喫煙その他一切の火気、電力および動力を使用しないものとし、また、何人にも同様これを禁止させないものとします。ただし、次に掲げるものに使用する場合の電力および動力については除きます。

- ① 荷役用機械(車両を含みます。)およびこれを運転または操作するための電気設備
- ② 照明設備。ただし、白熱電球にあっては、適当な防護設備があるものに限り、また、
- ③ 冷房、暖房、換気、送風および除湿用の空調設備。ただし、暖房のものは、熱交換方式で燃料タンクおよび燃焼室の設備のいずれもが建物内ない場合に限り、また、
- ④ 荷役用車両の充電設備
- ⑤ 消防法(昭和23年法律第186号)に規定する消防用設備等
- ⑥ 警備業法(昭和47年法律第117号)に規定する警備業務用機械装置

(2)(1)に違反した場合は、当社は、その事実起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

戦争危険およびテロリズム補償対象外特約

企業財産保険契約(注)には、この特約が適用されます。
(注)これに付帯された地震保険に関する法律に基づく地震保険契約を除きます。

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
テロリズム	政治、宗教、イデオロギ-またはこれらに類似した理由(注1)による個人または集団による行為(注2)であって、武力行使、暴力行為またはこれらを示唆することによる威嚇行為を含みます。 (注1) 政府に影響を及ぼし、または大衆を恐怖に陥れることを目的とする場合を含みます。 (注2) 組織的背後関係を有すると否とを問いません。

<法令>

この特約における法令は、次のとおりとします。

法令(法令番号)
地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)

第1条(保険金を支払わない場合)

(1)当社は、この特約が付帯された保険契約の普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)およびこれに付帯された特約の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由に直接または間接に起因して生じた損害または損失(注1)(注2)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の侵略、外国の武力行使、交戦状態もしくは戦争類似の状態(注3)、内戦、反乱、革命、暴動、武装蜂起・クーデター・政権奪取に関連した内乱
- ② テロリズム

(注1)費用および喪失利益等を含みます。
(注2)これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害または損失(注1)、および発生事由がいかなる場合でも普通保険約款およびこれに付帯された特約で保険金支払の対象とされた事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または損失(注1)を含みます。
(注3)宣戦布告が行われていないと否とを問いません。

(2)当社は、(1)①または②の事由の発生に関連する行為(注1)に直接または間接に起因して生じた損害または損失(注2)(注3)に対して、保険金を支払いません。

- (注1)制圧、予防・防止、および鎮圧を含みます。
- (注2)費用および喪失利益等を含みます。
- (注3)これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害または損失(注2)、および発生事由がいかなる場合でも普通保険約款およびこれに付帯された特約で保険金支払の対象とされた事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または損失(注2)を含みます。

(3)この特約により当社が保険金を支払わない場合、保険金請求訴訟等の法的手続にあたっては、この特約に定める事由によって生じた損害または損失(注1)(注2)ではないことの証明は、保険契約者または被保険者において行うものとします。

- (注1)費用および喪失利益等を含みます。
- (注2)これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害または損失(注1)、および発生事由がいかなる場合でも普通保険約款およびこれに付帯された特約で保険金支払の対象とされた事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または損失(注1)を含みます。

(4)この特約中の一部の規定が効力を失った場合でも、その他の規定は有効に存続するものとします。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条(用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地震等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。

警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)をいいます。
小半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)をいいます。
大半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

- 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。(注)一時的に居住不能となった場合を除きます。
- 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cmを超える浸水を超えた結果、その建物に損害が生じた場合(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。(注1)居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。(注2)床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。(注3)その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (4)(1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (4)保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5)保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
(注1)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2)①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注4)使用済燃料を含みます。
(注5)原子核分裂生成物を含みます。
- 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条(保険の対象の範囲)

- この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (2)(1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3)(1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (4)(1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物を含みません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉石および宝玉石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
(注)自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条(保険の対象の範囲)

- この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分(注)または生活用動産に限られます。(注)居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
- (2)(1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3)(1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したものの
- (4)(1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物を含みません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉石および宝玉石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
(注)自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条(保険金の支払額)

- 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。
 - ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2)(1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をその保

契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
 (3)(2)①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 建物

$$\frac{5,000万円または保険価額のいずれか低い額}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

② 生活用動産

$$\frac{1,000万円または保険価額のいずれか低い額}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

- (4)当社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。

- (5)(2)から(4)までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

- ① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

- ② (3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

$$\frac{(2)に規定する限度額}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$\frac{(2)に規定する限度額}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注)(2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限り、(2)から(4)までの規定により、当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条(保険金の支払額)

- (1)当社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 ④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

- (2)専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注)専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

- (3)(1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円
 ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

- (4)(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$\frac{5,000万円または保険価額のいずれか低い額}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

② 共用部分

$$\frac{5,000万円または保険価額のいずれか低い額}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

③ 生活用動産

$$\frac{1,000万円または保険価額のいずれか低い額}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

- (5)当社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。

- (6)(3)から(5)までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

- ① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

- ② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

$$\frac{(3)に規定する限度額}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$\frac{(3)に規定する限度額}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注)(3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超えるときに限り、(5)から(6)までの規定により、当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのの別に前条の規定を適用します。

第7条(保険金支払についての特則)

(1)地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

(2)地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当社が支払うべき保険金を削減する場合には、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条(2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条(保険責任の始期および終期)

- (1)当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3)保険期間が始まった後でも、当会社が、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を徴収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条(告知義務)

(1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2)当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなかった場合
 ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注)当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4)(2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条(通知義務)

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 ② 保険の対象を他の場所に転移したこと。
 ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。
 (注)告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
 ② 保険の対象を他の場所に転移したこと。
 ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。
 (注)告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2)(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3)(2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合(注)には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注)共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。
- (7)(6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第12条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第13条(保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条(保険契約の失効)(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条(保険契約の無効)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災に関する警戒解除宣言が発せられた日(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。
- (注)その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条(保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
- ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おの別保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条(保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条(重大事由による解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社がこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社とのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でない)から5年を経過しない者を含みます。暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2)(1)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社に請求に対しては、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料額取前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)

- (1) 第14条(保険契約の無効)(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条(保険契約の無効)(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われなかったために終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了する場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条(保険料の返還-取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合に、当社は、保険料を返還しません。

第24条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

- (1) 第17条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合に、当社は、保険契約締結時において、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条(保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除)(1)または第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合に、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条(事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容(注)を当社に遅滞なく通知しなければなりません。(注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条(拒否防止義務)

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
- ② 損害見積書
- ③ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ① および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限りません。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った

後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
 (5)当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければならない。
 (6)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる事由を記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条(保険金の支払時期)

(1)当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
 ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了(注3)の事由に該当する事実の有無
 ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 (注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
 (注2)保険価額を含みます。
 (注3)第33条(付帯される保険契約との関係)(2)において定める終了に限りします。
 (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
 ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 (注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
 (注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 (注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
 (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。
 (4)当社は、第7条(保険金支払についての特別)の規定により保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。
 (注)概算払の場合を含みます。

第30条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求(1))に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

(1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
 被保険者が取得した債権の全額
 ② ①以外の場合
 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
 (2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 (3)保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第32条(保険金支払後の保険契約)

(1)当社が第5条(保険金の支払額(1)①)の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2)(1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額(5))の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(2)(1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額(6))の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

(3)(1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。
 (4)おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条(付帯される保険契約との関係)

(1)この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条(定義)第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
 (2)この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条(保険契約の継続)

(1)保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条(告知義務)の規定を適用します。

(注)新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合があります。この場合には、当社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができます。
 (2)第9条(保険責任の始期および終期(3))の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条(保険契約者の変更)

(1)保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。
 (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
 (3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

(1)この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
 (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
 (3)保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

先物契約特約(地震保険用)

保険期間開始前に締結した契約に適用されます。

「この契約については、保険期間開始の時に使用されている料率表によるものとします。」

企業財産保険契約に付帯される場合の特別

この保険契約が付帯される保険契約が企業財産保険の場合には、この特別が適用されます。

- 第21条(保険料の返還または請求-告知義務-通知義務等の場合(2))の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 「(2)危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。
 (注)保険契約者または被保険者の申出に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。」
- 第21条(保険料の返還または請求-告知義務-通知義務等の場合(6))の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 「(6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。」
- 第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合(3)および(4))の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 「(3)保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。
 (4)この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了する場合には、当社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。」
- 第24条(保険料の返還-保険金額の調整の場合(2))の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 「(2)第17条(保険金額の調整(2))の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」
- 第25条(保険料の返還-解除の場合(2))の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 「(2)第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」



財物損害補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	一般物件	倉庫物件、住宅物件、工場物件以外のものをいいます。
	工場物件	次の工場敷地内に所在する建物およびその収容動産をいいます。 下記 および 以外のもので、次のアからウまでのいずれかに該当する工場 ア、工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの イ、工業上の作業に使用する電力の合計が100kW以上の設備を有するもの ウ、作業員が常時50人以上のもの 熱供給事業者が事業用として占有する熱発生所 次のアからウまでのいずれかに該当する電力施設 ア、電気事業者、卸供給事業者または鉄道事業者が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所 イ、自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの ウ、自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その設備容量（主要変圧器の定格容量の合計）が100kVA以上のもの
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
	残存物取片づけ費用	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	自動車	自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

す	住宅物件	次に掲げるものおよびその収容動産をいいます。 独立住宅（1戸建住宅） 共同住宅で、各戸室のすべてが単に住居のみに使用されているもの
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
せ	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいます。融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
そ	設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
	倉庫物件	次に掲げる物件をいいます。 倉庫業者（注）が管理する保管貨物 倉庫業者（注）が占有する倉庫建物または保管用屋外タンク・サイロ。ただし、工場敷地内に所在するものを除きます。 倉庫業者（注）が占有する特殊物件。ただし、工場敷地内に所在するものを除きます。 （注）倉庫業者、農業倉庫業者および協同組合をいいます。
	騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって敷地帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
た	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいいます。事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいいます。屋外設備・装置を除きます。
た	他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条（損害保険金を支払う場合）の損害または第2条（各種費用保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
は	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいいます。落石を除きます。
	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいいます。洪水、高潮等を除きます。
	復旧期間	保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（注）をいいます。 （注）保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えるものをいいます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
ほ	保険金	次の保険金をいいます。 損害保険金 臨時費用保険金 残存物取片づけ費用保険金 修理付帯費用保険金 地震火災費用保険金 損害防止費用保険金

め	保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注1）を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額（注2）をいいます。 （注1）その減価額は別表に掲げる額を限度とします。 （注2）死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。
	免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

第1条(損害保険金を支払う場合)

この特約において当会社が保険金を支払うべき企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)①の損害は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害とします。(以下この条の損害に対して支払う保険金を「損害保険金」といいます。)

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 次のいずれかに該当する事故。ただし、これらの事故によって保険の対象が損害(注1)注3)を受け、その損害(注1)注3)の額が20万円以上となった場合に限り。この場合において、損害(注1)注3)の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとし、第4条(保険金を支払わない場合-その2)5)に掲げる物の損害(注1)注3)の額は除きます。
ア. 風災
イ. 電災
ウ. 雪災
- ⑤ 保険の対象である建物または建物内収容の保険の対象である動産に生じた建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④の事故もしくは水災による損害を除きます。
- ⑥ 保険の対象である屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の保険の対象である動産に生じた航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触
- ⑦ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(注4)。ただし、④の事故もしくは水災による損害または給排水設備(注5)自体に生じた損害を除きます。
ア. 給排水設備(注5)に生じた事故
イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ⑧ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑨ 盗難。ただし、保険の対象である建物、屋外設備・装置または設備・什器等について生じた盗取、損傷または汚損の損害に限り。また、不測かつ突発的な事故(注6)。ただし、保険の対象である建物、屋外設備・装置または設備・什器等について生じた損害に限り。
- ⑩ 注1)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分(注2)がアからウまでの事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害に限り。
(注2)建物または屋外設備・装置の外側の部分とは、建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。
(注3)ウの事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款第24条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行っても不明らかなときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、普通保険約款第21条(事故発生時の義務・権利)の規定に基づく義務を負うものとします。
(注4)水が溢れることをいいます。
(注5)スプリンクラー設備・装置を含みます。
(注6)①から⑨までの事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず除きます。ただし、⑦アの事故は含みます。

第2条(各種費用保険金を支払う場合)

この特約において当会社が保険金を支払うべき普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)①の費用は、次に掲げる費用とします。

- ① 臨時費用
第1条(損害保険金を支払う場合)①から⑧までの事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用(以下①の費用に対して支払う保険金を「臨時費用保険金」といいます。)
- ② 残存物取片づけ費用
第1条①から⑩までの事故によって損害保険金が支払われる場合において生ずる残存物取片づけ費用(以下②の費用に対して支払う保険金を「残存物取片づけ費用保険金」といいます。)
- ③ 修理付帯費用
第1条①から⑩までの事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のアからキまでのいずれかに該当する費用(注1)が発生した場合において、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(以下③の費用に対して支払う保険金を「修理付帯費用保険金」といいます。)
ア. 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(注2)
イ. 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用(注2)。ただし、復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。
ウ. 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
エ. 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
オ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(注3)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用(注3)を超えるものを除きます。
カ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(注4)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(注3)
キ. 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
- ④ 地震火災費用
地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備・装置または建物もしくは屋外設備・装置内収容の保険の対象である動産が損害を受け、その損害の状況が次のアからウまでに該当する場合(注5)において、それによって臨時に生ずる費用(以下④の費用に対して支払う保険金を「地震火災費用保険金」といいます。)。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置(注6)であるときは1基(注7)ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物またはこれを収容する屋外設

備・装置(注6)1基(注7)ごとに、それぞれ行い、また、門、扉もしくは垣または第6条(保険の対象の範囲)(2)②に掲げる物が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

ア. 保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき(注8)

イ. 保険の対象が屋外設備・装置(注6)である場合は、火災による損害の額が、その屋外設備・装置(注6)の保険価額の50%以上となったとき。

ウ. 保険の対象が動産である場合は、その動産を収容する建物が半焼以上となったとき(注8)またはその動産を収容する屋外設備・装置(注6)の火災による損害の額が、その屋外設備・装置(注6)の保険価額の50%以上となったとき。

⑤ 損害防止費用

第1条①から③までの事故による損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が支出した次に掲げる必要または有益な費用(以下⑤の費用)に対して支払う保険金を「損害防止費用保険金」といいます。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われない場合(注9)の費用を除きます。

ア. 消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用

イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物(注10)の修理費用または再取得費用

ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(注11)

(注1)居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。
(注2)被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人であるときに、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。
(注3)敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。
(注4)保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。
(注5)この場合において、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定は適用しません。
(注6)門、扉および垣または第6条(保険の対象の範囲)(2)②に掲げる物を除きます。
(注7)主体となる屋外設備・装置(注6)およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置(注6)については、これらの全体を1基とみなします。
(注8)建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
(注9)免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。
(注10)消火活動に従事した者の着用物を含みます。
(注11)人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

第3条(保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、この特約においては、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって生じた損害および費用のほか、次条または第5条(保険金を支払わない場合—その3)のいずれかに該当する損害および費用に対しても、保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合—その2)

(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害および費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 第1条(損害保険金を支払う場合)①から⑧までもしくは⑩または第2条(各種費用保険金を支払う場合)④の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ② 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第1条①または③の事故が生じた場合を除きます。
- ③ 保険契約者または被保険者が所有(注1)または運転(注2)する車両またはその積載物の衝突または接触
- ④ ③以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両の衝突または接触
- ⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ⑥ 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等が屋外にある間に生じた事故。ただし、第6条(保険の対象の範囲)(4)に掲げる物を除きます。
- ⑦ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化
- ⑧ 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)
(注1)所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた場合を含みます。
(注2)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(2)当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、第1条(損害保険金を支払う場合)の事故による場合を除き、保険金を支払いません。

- ① 電気的事故による炭化または溶融の損害
- ② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- ③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害

(3)当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた費用ならびに次のいずれかによって生じた損害(注1)および次のいずれかによって生じた損害(注1)を受けた結果生じた費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、保険金受取人(注2)(注3)もしくはこれらの者になって保険の対象を管理する者またはこれらの者の使用人が、相当の注意をもって発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害
ア. 自然の消耗または劣化(注4)
イ. ボイラスケールの進行
ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落し、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由
エ. ねずみ食い、虫食い等
(注1)第1条(損害保険金を支払う場合)の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。
(注2)保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3)保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
(注4)保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

(4)当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害および損害を受けた結果生じた費用に対しては、保険金を支払いません。

(5)当会社は、次に掲げる物について生じた第1条(損害保険金を支払う場合)④の事故の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 仮設の建物(注1)およびこれに収容される動産ならびにゴルフネット(注2)
- ② 建築中の屋外設備・装置
- ③ 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
- ④ 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
- ⑤ 屋外にある商品・製品等
(注1)年間の使用期間が3か月以下のものをいいます。
(注2)ボールを含みます。

第5条(保険金を支払わない場合—その3)

(1)当会社は、第1条(損害保険金を支払う場合)⑩の事故が発生した場合において、次のいずれ

かに該当する損害および次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の使用人の故意による損害
- ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ④ 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(注3)
- ⑤ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑥ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑦ 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
- ⑧ 検品、梱卸しの際に発見された数量の不足による損害(注4)
- ⑨ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
- ⑩ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- ⑪ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
ア. 弦(注5)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
イ. 音色または音質の変化
- ⑫ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化、品質の低下、分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害
- ⑬ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の業務に従事する使用人の破壊行為による損害
- ⑭ 土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- ⑮ 水災によって生じた損害
- ⑯ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的故障または機械的故障によって生じた損害
- ⑰ 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
(注1)保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2)保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
(注3)加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。
(注4)不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。
(注5)ピアノ線を含みます。

(2)当会社は、第1条(損害保険金を支払う場合)⑩の事故によって次に掲げるものについて生じた損害および費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ② 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ③ 自転車、総排気量が125cc以下の原動機付自転車
- ④ 工用仮設建物、工用仮設物、建設用仮工事の目的物
- ⑤ 機械、設備または装置の一部を構成している次に掲げるもの
ア. ベルト、ワイヤロープ、チェーンまたはゴムタイヤ
イ. 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材料その他の運転に供される資材
ウ. フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
- ⑥ 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類(注)
(注)機械、設備または装置の一部を構成しているものを含みます。

第6条(保険の対象の範囲)

(1)次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 家財
- ③ 建築中の建物および増築中の建物の増築部分
- ④ 動物または植物
- ⑤ 自動車
- ⑥ 野積みの動産

(2)次に掲げる物は、保険証券に明記されていないときは、保険の対象に含まれません。

- ① 門、扉もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- ② 保険の対象が居住の用に供する部分を含む建物である場合は、外灯、テレビアンテナ、機能門柱、バリカー(注)その他これらに類する物であって敷地内に所在するもの
- ③ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
(注)車両の進入を制限するための設備・装置で、設置場所が固定されたものをいいます。

(3)建物(注)が保険の対象である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

(4)設備・什器等が保険の対象である場合には、軒、庇等の下に設置された自動販売機、看板その他これらに類する物は、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。この場合において、軒、庇等の下は、屋外とはみなしません。

(5)建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、設備・什器等が保険の対象であるときは、(3)に掲げる物で被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。

第7条(損害保険金の支払額)

(1)当会社が第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式(注1)によって算出した額とします。

$$\frac{\text{修理によって保険の対象の価額} - \text{残存物がある場合はその価額}}{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額}} = \text{損害の額}$$

(注1)算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2)別表に掲げる額を限度とします。

(注3)保険の対象が貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品または商品・製品等の場合の増加額は零とします。

(2)盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、そ

の保険価額を限度とします。なお、盗取された保険の対象について、当社が第1条(損害保険金を支払う場合)⑨の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合には、回収のために支出した必要費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当社は、保険価額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。

(4) 保険金額が保険価額より低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$(1) \text{ および } (2) \text{ の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (5) 前条(2)③に掲げる物を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。
- (6) 免責金額または支払限度額の設定がある場合の損害保険金の支払額は、次の①または②のとおりとします。
- ① 免責金額
保険証券記載の免責金額適用単位ごとに、(1)から(5)までの規定によって算出した額の合計額から免責金額を差し引いた額を損害保険金として支払います。
 - ② 支払限度額
損害の額(注)が支払限度額を上回る場合には、保険証券記載の支払限度額適用単位ごとに、支払限度額を損害保険金として支払います。
(注) 保険証券記載の支払限度額適用単位ごとに、(1)から(5)までの規定によって算出した額の合計額とし、免責金額の設定がある場合には、①の損害保険金の額とします。

第8条(各種費用保険金の支払額)

- (1) 当社は、次の①から⑤までの規定に従い、第2条(各種費用保険金を支払う場合)①から⑤までの費用保険金を支払います。
- ① 臨時費用保険金
当社は、第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金の30%に相当する額を第2条①の臨時費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。
 - ② 残存物取片づけ費用保険金
当社は、第1条の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を第2条②の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
 - ③ 修理付帯費用保険金
当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額(注1)に30%を乗じて得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第2条③の修理付帯費用保険金として、支払います。
 - ④ 地震火災費用保険金
当社は、第2条④の地震火災費用保険金として、次の算式(注2)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故(注3)につき、住宅物件、一般物件または倉庫物件の場合には1敷地内ごとに300万円、工場物件の場合には1敷地内ごとに2,000万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合}(5\%) = \text{地震火災費用保険金の額}$$

- ⑤ 損害防止費用保険金
当社は、損害防止費用の額を第2条⑤の損害防止費用保険金として、支払います。ただし、保険金額(注4)から第1条の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。なお、保険金額が、保険価額より低い場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{損害防止費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害防止費用保険金の額}$$

- (注1) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。
- (注2) 保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。
- (注3) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。
- (注4) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

- (2) (1)①から③までの場合において、当社は、(1)①から③までの規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金または修理付帯費用保険金と他の保険金(注)との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。
(注) 損害防止費用保険金を除きます。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。
- ① 損害保険金については、損害の額
 - ② 残存物取片づけ費用保険金については、残存物取片づけ費用の額
 - ③ 修理付帯費用保険金については、修理付帯費用の額
 - ④ 損害防止費用保険金については、損害防止費用の額
 - ⑤ 臨時費用保険金および地震火災費用保険金については、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額
- (注) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
- (3) (2)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(2)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (4) (2)の場合において、第2条(各種費用保険金を支払う場合)①の臨時費用保険金および同条②の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額(注)を算出するにあたっては、第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金の額は、(2)または(3)の規定を適用して算出した額とします。
(注) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
- (5) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(2)の規定をおのおの別に適用します。

第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に第7条(損害保険金の支払額)(3)および(4)ならびに第8条(各種費用保険金の支払額)(1)④および⑤の規定を適用します。

第11条(残存物および盗難品の届戻)

- (1) 当社が第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に転移しません。

- (2) 保険の対象が盗取された場合に、当社が第1条(損害保険金を支払う場合)⑨の損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (2)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(注)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
(注) 第7条(損害保険金の支払額)(2)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第12条(保険金支払後の保険契約)

- (1) 第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

別表 減価額または増加額の限度額

保険の対象の種類	減価額または増加額の限度額
建物	再調達価額の50%に相当する額。ただし、通常の補修維持管理が行われておらず、建物本来の機能が保たれていないと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額とします。
屋外設備・装置	再調達価額の50%に相当する額。ただし、通常の補修維持管理が行われておらず、屋外設備・装置本来の機能が保たれていないと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額とします。
設備・什器等	再調達価額の50%に相当する額。ただし、法定耐用年数を超え、かつ、管理状況から財物としての客観的価値の減少が著しいと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額とします。

借家人に対する代位求償権不行使特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
し	借家人	賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転賃人および転借人を含みます。

この特約は、被保険者以外の借家人が占有する建物を保険の対象とする財物損害補償特約が付帯された保険契約に適用されます。

第1条(代位求償権の不行使)

この特約が付帯された保険契約に適用される企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます)およびこれに付帯された特約の代位に関する規定(注)により、被保険者が借家人に対して有する権利を当社が取得した場合は、当社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

(注) 当社による第三者に対する権利の取得に関する規定をいいます。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

ファイラメント風災・雹災危険補償対象外特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

ネオンサイン装置・広告灯等の電飾電球を保険の対象とする財物損害補償特約が付帯された保険契約には、その物件についてこの特約が適用されます。
「当社は、風災または雹災の直接の結果であると否とを問わず、保険の対象である電飾電球のファイラメントのみについて生じた損害に対しては、保険金を支払いません。」

<法令>

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令(法令番号)
か	ガス事業法(昭和29年法律第51号)
こ	工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)
す	水道法(昭和32年法律第177号)
て	電気事業法(昭和39年法律第170号)
	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
ね	熱供給事業法(昭和47年法律第88号)

第1条(利益保険金を支払う場合)

この特約において当会社が保険金を支払うべき企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます)第1条(保険金を支払う場合)(1)③の損失は、次に掲げる利益損失とします。(以下この条の利益損失に対して支払う保険金を「利益保険金」といいます。)

- 次のアからコまでのいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害を受けたことにより生じた利益損失
 - 火災
 - 落雷
 - 破裂または爆発
 - 風災、雹災または雪災(注1)(注3)
 - 保険の対象である建物または建物内収容の保険の対象である動産に生じた建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたはエの事故もしくは水災による損害を除きます。
 - カ. 保険の対象である屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の保険の対象である動産に生じた航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触
 - キ. 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(注4)。ただし、エの事故もしくは水災による損害または給排水設備(注5)自体に生じた損害を除きます。
 - 給排水設備(注5)に生じた事故
 - 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
 - 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
 - 盗難によって生じた盗取、損傷または汚損
 - 不測かつ突発的な事故(注6)
- 不測かつ突発的な事由に起因して構外ユーティリティ設備の機能が停止または障害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または通信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた利益損失(注1)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するもの吹込みによって生じた損害については、建物等の外側の部分(注2)がエのいずれかの事故によって破損し、その破損部分から建物等の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。(注2)建物等の外側の部分とは、建物については、外壁、屋根、開口部等を含みます。(注3)雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのの別の事故によって生じたことが普通保険約款第24条(保険金の支払時期)の規定に基づき確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、普通保険約款第21条(事故発生時の義務・権利)の規定に基づく義務を負うものとします。(注4)水が溢れることをいいます。(注5)スプリンクラー設備・装置を含みます。(注6)アからケまでの事故は、利益保険金の支払にかかわらず除きます。ただし、キ(ア)の事故を含みます。

第2条(利益保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、この特約においては、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって生じた利益損失のほか、次条から第5条(利益保険金を支払わない場合-その4)までのいずれかに該当する事由によって生じた利益損失に対しても、利益保険金を支払いません。

第3条(利益保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第1条(利益保険金を支払う場合)①の利益損失に対しては、利益保険金を支払いません。

- 第1条①アからクまでのまたはこの事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - 被保険者に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第1条①アまたはウの事故が生じた場合を除きます。
 - 保険契約者または被保険者が所有(注1)または運転(注2)する車両またはその積載物の衝突または接触
 - ③以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両の衝突または接触
 - 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化
 - 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)
 - 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。
 - 被保険者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。
- (2)当会社は、次のいずれかに該当する損害を受けたことにより生じた第1条(利益保険金を支払う場合)①の利益損失に対しては、同条①の事故による場合を除き、利益保険金を支払いません。
- 電気的事故による炭化または溶融の損害
 - 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 - 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- (3)当会社は、次のいずれかに該当する損害を受けたことにより生じた第1条(利益保険金を支払う場合)①の利益損失および次のいずれかによって生じた損害(注1)を受けたことにより生じた同条①の利益損失に対しては、利益保険金を支払いません。
- 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、保険金受取人(注2)(注3)もしくはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者またはこれらの者の使用人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害
 - 自然の消耗または劣化(注4)
 - ボイラスケールの進行
 - 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由
 - ねずみ食い、虫食い等
- (注1)第1条①の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。
- 被保険者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
 - 被保険者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
 - 保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。
- (4)当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料

利益損失補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
アーケード	屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。
営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。
営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。
営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
経常費	事故の有無にかかわらず、営業継続のために支出を要する費用をいいます。
構外ユーティリティ設備	保険の対象と配管または配線により接続している次のからまでの事業者の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次のからまでの事業者の占有するものをいいます。ただし、日本国内に所在するものに限ります。 電気事業法に定める電気事業者 ガス事業法に定めるガス事業者 熱供給事業法に定める熱供給事業者 水道法に定める水道事業者および工業用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者 電気通信事業法に定める電気通信事業者
敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自動車	自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
収益減少額	標準営業収益から補償期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。ただし、財物損害補償特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)の修理付帯費用保険金として支払われる金額は控除します。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
喪失利益	利益保険金が支払われる事故または事由が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および第1条(利益保険金を支払う場合)の事故による損害または同条の事由による供給もしくは中継の中断もしくは阻害がなければ計上することができた営業利益の額をいいます。
騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準する規模にわたって平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
損害	事故によって保険の対象について生じた損害をい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをい、屋外設備・装置を除きます。
建物等	建物または構築物をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをい、落石を除きます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
標準営業収益	事故発生直前12か月のうち補償期間に相当する期間の営業収益をいいます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をい、洪水、高潮等を除きます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険価額	事故発生直前12か月の営業収益に約定補償割合を乗じた額をいいます。
補償期間	保険金支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が回復した時もしくは営業収益が回復しなくなったと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。
免責金額	第7条(利益保険金の支払額)(1)および(2)の規定によって算出した利益保険金の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。
約定補償割合	保険証券記載の約定補償割合をいいます。
利益損失	営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
利益率	直近の会計年度(1年間)において、次の算式により得られた割合をいいます。 利益率 = (営業利益 + 経常費) / 営業収益 ただし、同期間中に営業損失(注)が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。 利益率 = (経常費 - 営業損失) / 営業収益 (注) 営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。

の割れ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害を受けたことにより生じた利益損失に対しては、利益保険金を支払いません。

第4条(利益保険金を支払わない場合—その3)

当社は、第1条(利益保険金を支払う場合)①の事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損害を受けたことにより生じた同条①の利益損失に対しては、利益保険金を支払いません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の使用者の故意による損害
- ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかつた場合は除きます。
- ④ 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(注3)
- ⑤ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑥ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑦ 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
- ⑧ 検品、梱包しの際に見えられた数量の不足による損害(注4)
- ⑨ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
- ⑩ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の使用者もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- ⑪ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
ア. 弦(注5)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
イ. 音色または音質の変化
- ⑫ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質の低下、分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害
- ⑬ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の業務に従事する中の使用者の破壊行為による損害
- ⑭ 土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似した地盤変動によって生じた損害
- ⑮ 水災によって生じた損害
- ⑯ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑰ 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
(注1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
(注3) 加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。
(注4) 不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。
(注5) ピアノ線を含みます。

第5条(利益保険金を支払わない場合—その4)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失に対しては、利益保険金を支払いません。

- ① 国または公共団体による法令等の規制
 - ② 保険の対象および構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第1条(利益保険金を支払う場合)②の事由による利益損失に対しては、利益保険金を支払いません。
- ① 構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - ② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
 - ③ 労働争議
 - ④ 脅迫行為
 - ⑤ 水源の汚染、濁水または水不足

第6条(保険の対象の範囲)

(1) この特約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物等および敷地内(注)にある被保険者の占有する物件とします。

(注) 建物等の所在する敷地内をいいます。

(2) 次に掲げるものは、保険の対象に含まれるものとします。

- ① 敷地内(注)に所在する建物等のうち、他人が占有する部分
- ② 敷地内(注)に所在する建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに接する建物等
- ③ 敷地内(注)に所在する建物等に通じる袋小路およびそれに面する建物等(注)建物等の所在する敷地内をいいます。

(3) 次に掲げるものは、保険の対象に含まれません。

- ① 動物または植物
- ② 自動車

第7条(利益保険金の支払額)

(1) 当社が保険金を支払うべき第1条(利益保険金を支払う場合)の利益保険金の額は、1回の事故につき、①から③までの規定に従って算出した利益損失の額から④の額を差し引いた額とします。

① 喪失利益については、収益減少額に約定補償割合を乗じて得られた額とします。ただし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式により得られた額を差し引いた額とします。

$$\text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定補償割合}}{\text{利益率}}$$

② 収益減少防止費用については、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定補償割合を乗じて得られた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定補償割合}}{\text{利益率}}$$

③ ①および②の場合において、約定補償割合が利益率より大きいときは、「約定補償割合」とあるのを「利益率」と読み替えて、①および②の規定を適用します。

④ 事故が第1条①エおよびクの事由による場合または第1条②の事由である場合には、その事故の発生した時を含む日の午前0時から24時間中に発生した利益損失の額

(2) (1)①から④までの場合において、保険金額が保険価額に80%を乗じた額より少ないときは、当社は、それぞれ次の算式により算出した額を(1)①から④までの額とします。

$$\text{利益保険金} = \frac{\text{保険金額}}{\text{利益率}} \times \frac{\text{利益率}}{\text{利益率} \times 80\%}$$

(3) 免責金額または支払限度額の設定がある場合の利益保険金の支払額は、次の①または②のとおりとします。

① 免責金額

(1) および(2)の規定によって算出した利益保険金の額から免責金額を控除した額を利益保険金として支払います。

② 支払限度額

(1) および(2)の規定によって算出した利益保険金の額(注)が支払限度額を上回る場合には、支払限度額を利益保険金として支払います。

(注) 免責金額の設定がある場合は、①の利益保険金の額とします。

(4) (1)から(3)までの規定により算出した利益保険金の額が保険金額を超える場合は、当社は、保険金額を限度として利益保険金を支払います。

(5) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業の趨勢が著しく変化した場合(注1)には、当社は、損失額の算出にあたり、被保険者との協議による合意に基づき、標準営業収益、年間営業収益および利益率を事故がなければ得られたと推定される値等に調整することがあります。

(注1) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業の趨勢が著しく変化した場合とは、組織再編(注2)、営業拠点の増減、経済情勢の急激な変動等による場合をいいます。

(注2) 合併、会社分割、事業の譲渡または譲受け、株式交換、株式移転等をいいます。

第8条(保険金支払後の保険契約)

当会社が利益保険金を支払った場合においても、保険金額は減額されません。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、利益損失の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額(注)を限度とします。

(注) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

第10条(管理業務)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象につき事故の発生を予防するために必要な整備、保守および運転管理を行わなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

店舗休業補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
あ	アーケード	屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。
	粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費(注)を差し引いた残高をいいます。 (注) 期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。
う	売上減少高	事故直前12か月のうち復旧期間に相当する期間の売上高から復旧期間内の売上高を差し引いた残高をいいます。
	休業日数	復旧期間内の休業日数(注)をいいます。 (注) 定休日を除きます。
き	休業日数短縮費用	休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用をいいます。ただし、損害を受けた保険の対象を復旧するために通常要する費用および第1条(保険金を支払う場合)(2)に規定する損失防止費用を含みません。
	け	経常費
こ	構外物件	供給者または受入者(注)の敷地内に所在する建物等およびこれらの所在する敷地内にある供給者または受入者が占有する物件をいいます。 (注) 原材料等の供給物を直接被保険者に供給する者または製品等を直接被保険者より受け入れる者に限ります。
	構外ユーティリティ設備	保険の対象と配管または配線により接続している次のからまでの事業者の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電気・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線に次のからまでの事業者の占有するものをいいます。ただし、日本国内に所在するものに限りします。 電気事業法に定める電気事業者 ガス事業法に定めるガス事業者 熱供給事業法に定める熱供給事業者 水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者 電気通信事業法に定める電気通信事業者

し	敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているもの(注1)をいいます。また、公道、河川等が介在している敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 (注1) 構外物件においては、供給者または受入者(注2)によって占有されているものをいいます。 (注2) 原材料等の供給物を直接被保険者に供給する者または製品等を直接被保険者から受け入れる者に限ります。
	自動車	自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。
	支払限度率	直近の会計年度(1年間)の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいし、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
そ	騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穩が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
	損害	事故によって保険の対象に対して生じた損害をいし、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象に対して生じた損害を含みます。

た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	建物等	建物または構築物をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれら未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
	復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり次のまたはのいずれかに該当した時に終わります。ただし、保険証券に記載された約定復旧期間を超えないものとします。 事故が第1条(保険金を支払う場合)(1)の事由である場合には、損害を受けた保険の対象が復旧した時。ただし、事故発生直前の状態に保険の対象を復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。 事故が第1条(1)の事由である場合には、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または通信・電話の中継の中断または障害が終了した時
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険金	次の保険金をいいます。 店舗休業保険金 損失防止費用保険金

<法令>

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令(法令番号)
か	ガス事業法(昭和29年法律第51号)
こ	工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)
す	水道法(昭和32年法律第177号)
て	電気事業法(昭和39年法律第170号)
	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
ね	熱供給事業法(昭和47年法律第88号)

第1条(保険金を支払う場合)

(1)この特約において当会社が保険金を支払うべき企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」)第1条(保険金を支払う場合)①の損失は、次に掲げる損失とします。(以下、この条の損失に対して支払う保険金を「店舗休業保険金」といいます。)

① 次のアからサまでのいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失

- ア. 火災
- イ. 落雷
- ウ. 破裂または爆発
- エ. 風災、雹災または雪災(注1)(注3)
- オ. 水災
- カ. 保険の対象である建物または建物内収容の保険の対象である動産に生じた建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたはエもしくはオの事故による損害を受けた結果生じた損失を除きます。

キ. 保険の対象である屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の保険の対象である動産に生じた航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触

ク. 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(注4)。ただし、エもしくはオの事故による損害または給排水設備(注5)自体に生じた損害を受けた結果生じた損失を除きます。

(ア)給排水設備(注5)に生じた事故
(イ)被保険者以外の者が占有する戸室または場所で生じた事故
ケ. 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
コ. 盗難によって生じた盗取、損傷または汚損
サ. 不測かつ突発的な事故(注6)

② 不測かつ突発的な事由に起因して構外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または通信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた損失

(注1)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するもの吹込みによって生じた損害については、建物等の外側の部分(注2)がエのいずれかの事故によって破損し、その破損部分から建物等の内部に吹き込むことによって生じた損害に限り、(注2)建物等の外側の部分とは、建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(注3)雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おの他の別の事故によって生じたことが普通保険約款第24条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、普通保険約款第21条(事故発生時の義務・権利)の規定に基づき義務を負うものとします。

(注4)水が溢れることをいいます。

(注5)スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注6)アからコまでの事故は、店舗休業保険金の支払の有無にかかわらず除きます。ただし、ク(ア)の事故は含みます。

(2)この特約において当会社が保険金を支払うべき普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)①②の費用は、(1)①アからウまでの事故による損失の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が支出した次に掲げる必要または有益な費用(以下「損失防止費用」といいます。)とします。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われない場合(注1)の費用を除きます。

- ① 消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(注2)の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(注3)

(注1)免責時間を差し引くことにより、保険金が支払われない場合を除きます。

(注2)消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注3)人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

第2条(保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、この特約においては、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって生じた損失および費用のほか、次条から第5条(保険金を支払わない場合—その4)までのいずれかに該当する事由によって生じた損失および費用に対しても、保険金を支払いません。

第3条(保険金を支払わない場合—その2)

(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第1条(保険金を支払う場合)①②の損失および同条(2)の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 第1条(1)①アからケまでまたはサの事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ② 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第1条①アまたはウの事故が生じた場合を除きます。
- ③ 保険契約者または被保険者が所有(注1)または運転(注2)する車両またはその積載物の衝突または接触
- ④ ③以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両の衝突または接触
- ⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ⑥ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化
- ⑦ 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)
(注1)所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。
(注2)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(2)当会社は、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた第1条(保険金を支払う場合)①②の損失および同条(2)の費用に対しては、同条(1)①の事故による場合を除き、保険金を支払いません。

- ① 電気的事故による炭化または溶融の損害
- ② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- ③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害

(3)当会社は、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた第1条(保険金を支払う場合)①②の損失および同条(2)の費用ならびに次のいずれかによって生じた損害(注1)を受けた結果生じた同条(1)①の損失および同条(2)の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、保険金受取人(注2)(注3)もしくはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者またはこれらの者の使用者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害
ア. 自然の消耗または劣化(注4)
イ. ボイラスケールの進行
ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由
エ. ねずみ食い、虫食い等
(注1)第1条(1)①の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限り、(注2)保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3)保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
(注4)保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

(4)当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または低下を伴わない損害を受けた結果生じた損失および費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合—その3)

当会社は、第1条(保険金を支払う場合)①②の事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた同条(1)①②の損失および同条(2)の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の使用人の故意による損害
- ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ④ 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(注3)
- ⑤ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑥ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑦ 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
- ⑧ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(注4)
- ⑨ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
- ⑩ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- ⑪ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
ア. 弦(注5)の切断または打楽器の皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
イ. 音色または音質の変化
- ⑫ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質の低下、分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害
- ⑬ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の業務に従事する使用人の破壊行為による損害
- ⑭ 土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- ⑮ 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑯ 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
(注1)保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2)保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
(注3)加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。
(注4)不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。
(注5)ピアノ線を含みます。

第5条(保険金を支払わない場合—その4)

(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失および費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 国または公共団体による法令等の規制
- ② 保険の対象および構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害

(2)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第1条(保険金を支払う場合)①②の事由による損失に対しては、店舗休業保険金を支払いません。

- ① 構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- ② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
- ③ 労働争議
- ④ 脅迫行為
- ⑤ 水源の汚染、濁水または水不足

第6条(保険の対象の範囲)

(1)この特約における保険の対象は、日本国内に所在する次のいずれかの物件とします。

- ① 保険証券記載の建物等および敷地内(注)にある被保険者の占有する物件
- ② 構外物件
(注)建物等の所在する敷地内をいいます。

(2)次に掲げるものは、保険の対象に含まれるものとします。

- ① 敷地内(注)に所在する建物等のうち、他人が占有する部分
- ② 敷地内(注)に所在する建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに接する建物等
- ③ 敷地内(注)に所在する建物等に通じる袋小路およびそれに面する建物等
(注)建物等の所在する敷地内をいいます。

(3)次に掲げるものは、保険の対象に含まれません。

- ① 動物または植物
- ② 自動車

第7条(保険金の支払額)

(1)当社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合(1))の店舗休業保険金の額は、1回の事故について、次の①および②によって算出した額の合計額とします。

- ① 保険金額に休業日数を乗じて得た額。ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。
- ② 休業日数短縮費用の額。ただし、休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。

(2)第1条(保険金を支払う場合(1))①エまたはオの事故により損害を受けた結果生じた損失に対して店舗休業保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の3日間を控除した残りの日数内の休業日数により(1)の規定に従い、店舗休業保険金を算出するものとします。

(3)(1)の規定にかかわらず、次のいずれかの損失に対して店舗休業保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を含む最初の3日間を控除した残りの日数内の休業日数により(1)の規定に従い、店舗休業保険金を算出するものとします。

- ① 構外物件
第1条(保険金を支払う場合(1))①の事故によって構外物件が損害を受けた結果生じた損失
- ② 構外ユーティリティ設備
第1条(1)②の損失

(4)当社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合(2))の損失防止費用保険金の額は、損失防止費用の額とします。

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額(注1)を限度とします。

- ① 店舗休業保険金については、損失の額(注2)
- ② 損失防止費用保険金については、損失防止費用の額
(注1)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
(注2)前条の規定により店舗休業保険金として支払うべき損失の額をいいます。

賃貸料損失補償に関する特約(店舗休業補償特約用)

賃貸料損失について保険金を支払うため、店舗休業補償特約を締結する場合には、次の特約が適用されます。

- ① 店舗休業補償特約中、「売上高」および「粗利益」とあるのは、いずれも「賃貸料収入(区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの賃貸区分から得られる賃貸料収入をその建物について合計した額)」と読み替えます。
- ② ①の賃貸料には、水道、ガス、電気、電話等の使用料および清掃、修繕、保守、警備等の名目で賃借人から別途に徴収する料金を含みません。」

営業継続費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
アーケード	屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。
営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた追加費用(注)をいい、復旧期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次に掲げる費用は追加費用に含まないものとします。 営業継続費用保険金が支払われる事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用 営業継続費用保険金が支払われる事故による損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分 財物損害補償特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)の修理付帯費用保険金または利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)(1)の収益減少防止費用として支払われる金額 (注)必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。
営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。
構外物件	供給者または受入者(注)の敷地内に所在する建物等およびこれらの所在する敷地内にある供給者または受入者が占有する物件をいいます。 (注)原材料等の供給物を直接被保険者に供給する者または製品等を直接被保険者から受け入れる者に限ります。

構外ユーティリティ設備	保険の対象と配管または配線により接続している次の から までの事業者の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次の から までの事業者の占有するものをいいます。ただし、日本国内に所在するものに限り、 電気事業法に定める電気事業者 ガス事業法に定めるガス事業者 熱供給事業法に定める熱供給事業者 水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者 電気通信事業法に定める電気通信事業者
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているもの(注1)をいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 (注1) 構外物件においては、供給者または受入者(注2)によって占有されているものをいいます。 (注2) 原材料等の供給物を直接被保険者に供給する者または製品等を直接被保険者から受け入れる者に限ります。
自動車	自動二輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の滲入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
建物等	建物または構築物をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂または爆発 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
標準営業収益	営業継続費用保険金が支払われる事故による損害が発生する直前の12か月のうち復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、次の または のいずれかによって終了する期間とします。ただし、12か月を超えないものとします。 事故が第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)の事由である場合には、損害を受けた保険の対象が復旧した時。ただし、事故発生直前の状態に保険の対象を復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。 事故が第1条の事由である場合には、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継の中断または阻害が終了した時
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
免責金額	営業継続費用の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

<法令>

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令(法令番号)
か	ガス事業法(昭和29年法律第51号)
こ	工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)
す	水道法(昭和32年法律第177号)
て	電気事業法(昭和39年法律第170号)
と	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
ね	熱供給事業法(昭和47年法律第88号)

第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)

この特約において当社が保険金を支払うべき企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合(1))④の営業継続費用は、次に掲げる営業継続費用とします。(以下この条の営業継続費用に対して支払う保険金を「営業継続費用保険金」といいます。)

- ① 次のアからコまでのいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用

- ア. 火災
- イ. 落雷
- ウ. 破裂または爆発
- エ. 風災、電災または雪災(注1)(注3)
- オ. 保険の対象である建物または建物内取容の保険の対象である動産に生じた建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤塵その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたはエの事故もしくは水災による損害を除きます。
- カ. 保険の対象である屋外設備・装置または屋外設備・装置内取容の保険の対象である動産に生じた航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触
- キ. 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(注4)。ただし、エ.の事故もしくは水災による損害または給排水設備(注5)自体に生じた損害を除きます。

- (ア)給排水設備(注5)に生じた事故
- (イ)被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ク 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ケ 盗難によって生じた盗取、損傷または汚損
- コ、不測かつ突発的な事故(注6)
- ② 不測かつ突発的な事由に起因して構外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または通信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた営業継続費用
 - (注1)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するもの吹込みによって生じた損害については、建物等の外側の部分(注2)がエゴのいずれかの事故によって破損し、その破損部分から建物等の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。
 - (注2)建物等の外側の部分とは、建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。
 - (注3)雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款第24条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、普通保険約款第21条(事故発生時の義務・権利)の規定に基づく義務を負うものとします。
 - (注4)水が溢れることをいいます。
 - (注5)スプリンクラー設備・装置を含みます。
 - (注6)アからケまでの事故は、営業継続費用保険金の支払の有無にかかわらず除きます。ただし、キ(ア)の事故は含みます。

第2条(営業継続費用保険金を支払わない場合—その1)

当社は、この特約においては、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって生じた営業継続費用のほか、次条から第5条(営業継続費用保険金を支払わない場合—その4)までのいずれかに掲げる事由によって生じた営業継続費用に対しても、営業継続費用保険金を支払いません。

第3条(営業継続費用保険金を支払わない場合—その2)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)①の営業継続費用に対しては、営業継続費用保険金を支払いません。
 - ① 第1条①アからケまたはコ(ア)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - ② 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第1条①アまたはウの事故が生じた場合を除きます。
 - ③ 保険契約者または被保険者が所有(注1)または運転(注2)する車両またはその積載物の衝突または接触
 - ④ ③以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両の衝突または接触
 - ⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - ⑥ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化
 - ⑦ 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)
 - (注1)所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。
 - (注2)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

- (2)当社は、次のいずれかに該当する損害を受けたことにより生じた第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)①の営業継続費用に対しては、同条①の事故による場合を除き、営業継続費用保険金を支払いません。
 - ① 電気的事故による炭化または溶融の損害
 - ② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 - ③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害

- (3)当社は、次のいずれかに該当する損害を受けたことにより生じた第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)①の営業継続費用および次のいずれかによって生じた損害(注1)を受けたことにより生じた同条①の営業継続費用に対しては、営業継続費用保険金を支払いません。
 - ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、保険金受取人(注2)(注3)もしくはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者またはこれらの者の使用者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ② 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害
 - ア、自然の消耗または劣化(注4)
 - イ、ボイラスケールの進行
 - ウ、性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由
 - エ、ねずみ食い、虫食い等

- (注1)第1条①の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。
 - (注2)保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3)保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
 - (注4)保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

- (4)当社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対しては、営業継続費用保険金を支払いません。

第4条(営業継続費用保険金を支払わない場合—その3)

当社は、第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)①コ(ア)の事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損害を受けたことにより生じた同条①の営業継続費用に対しては、営業継続費用保険金を支払いません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の使用者の故意による損害
- ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ④ 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(注3)
- ⑤ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑥ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑦ 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
- ⑧ 検品、梱卸しの際に発見された数量の不足による損害(注4)
- ⑨ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
- ⑩ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の使用者もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任(注5)の不法行為によって生じた損害
- ⑪ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
 - ア、弦(注5)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
 - イ、音色または音質の変化
- ⑫ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化、品質の低下、分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害

- ⑬ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害
- ⑭ 土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- ⑮ 土壌によって生じた損害
- ⑯ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑰ 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
 - (注1)保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2)保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
 - (注3)加工または製造することによって使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。
 - (注4)不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。
 - (注5)ビアノ線を含みます。

第5条(営業継続費用保険金を支払わない場合—その4)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた営業継続費用に対しては、営業継続費用保険金を支払いません。
 - ① 国または公共団体による法令等の規制
 - ② 保険の対象および構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- (2)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)②の事由による営業継続費用に対しては、営業継続費用保険金を支払いません。
 - ① 構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - ② 貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
 - ③ 労働争議
 - ④ 脅迫行為
 - ⑤ 水源の汚染、濁水または水不足

第6条(保険の対象の範囲)

- (1)この特約における保険の対象は、日本国内に所在する次のいずれかの物件とします。
 - ① 保険証券記載の建物等および敷地内(注)にある被保険者の占有する物件
 - ② 構外物件
 - (注)建物等の所在する敷地内をいいます。
- (2)次に掲げるものは、保険の対象に含まれるものとします。
 - ① 敷地内(注)に所在する建物等のうち、他人が占有する部分
 - ② 敷地内(注)に所在する建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに接する建物等
 - ③ 敷地内(注)に所在する建物等に通じる袋小路およびそれに面する建物等
 - (注)建物等の所在する敷地内をいいます。
- (3)次に掲げるものは、保険の対象に含まれません。
 - ① 動物または植物
 - ② 自動車

第7条(営業継続費用保険金の支払額)

- (1)当社は、1回の事故につき保険金額を限度とし、営業継続費用の額を第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)の営業継続費用保険金として支払います。ただし、免責金額の設定がある場合には、免責金額を控除した金額とし、また、支払限度額の設定があり、営業継続費用の額(注)が支払限度額を上回る場合には、支払限度額を営業継続費用保険金の額とします。
 - (注)免責金額の設定がある場合には、免責金額を控除した金額とします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、次に掲げる営業継続費用に対して当社が支払うべき営業継続費用保険金の額は、1回の事故につき、保険金額に10%を乗じて得た額を限度とします。ただし、支払限度額の設定があり、保険金額に10%を乗じて得た額が支払限度額を上回る場合には、支払限度額を限度とします。なお、免責金額の設定がある場合には、免責金額を控除した金額に対し、保険金額に10%を乗じて得た額または支払限度額のいずれか低い額を限度とします。
 - ① 構外物件
 - (注)第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)①の事故によって構外物件が損害を受けたことにより生じた営業継続費用
 - ② 構外ユーティリティ設備
 - (注)第1条②の営業継続費用

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
 - (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、営業継続費用の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額(注)を限度とします。
 - (注)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

休業損失等補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
あ	アーケード	屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。
	粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費(注)を差し引いた残高をいいます。 (注)期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。
う	売上減少高	事故直前12か月のうち復旧期間に相当する期間の売上高から復旧期間内の売上高を差し引いた残高をいいます。
え	営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた追加費用(注)をいいます。復旧期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次に掲げる費用は追加費用に含まないものとします。 営業継続費用保険金が支払われる事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用 営業継続費用保険金が支払われる事故による損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。
	営業収益	一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分 財物損害補償特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)の修理付帯費用保険金として支払われる金額 (注)必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。
	売上高	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。

き	休業日数	復旧期間内の休業日数(注)をいいます。 (注)定休日を除きます。
け	経常費	事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。
こ	構外ユーティリティ設備	保険の対象と配管または配線により接続している次からまでの事業者の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線が次のからまでの事業者の占有するものをいいます。ただし、日本国内に所在するものに限り、 電気事業法に定める電気事業者 ガス事業法に定めるガス事業者 熱供給事業法に定める熱供給事業者 水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者 電気通信事業法に定める電気通信事業者

し	敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在している敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	自動車	自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。
	支払限度率	直近の会計年度(1年間)の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・土石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいます。融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
そ	騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、騒擾に至らないものをいいます。
	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいいます。事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいいます。屋外設備・装置を除きます。
	建物等	建物または構築物をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれら未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいいます。土石を除きます。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	標準営業収益	営業継続費用保険金が支払われる事故による損害が発生する直前の12か月のうち復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいいます。洪水、高潮等を除きます。
	復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり次のまたは、のいずれかに該当した時に終わります。ただし、保険証券に記載された約定復旧期間を超えないものとします。 事故が第1条(保険金を支払う場合)の事由である場合には、損害を受けた保険の対象が復旧した時、ただし、事故発生直前の状態に保険の対象を復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。 事故が第1条の事由である場合には、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または通信・電話の中継の中断または阻害が終了した時
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険金	次の保険金をいいます。 休業損失保険金 営業継続費用保険金

<法令>

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令(法令番号)
か	ガス事業法(昭和29年法律第51号)
こ	工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)
す	水道法(昭和32年法律第177号)
て	電気事業法(昭和39年法律第170号)
	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
ね	熱供給事業法(昭和47年法律第88号)

第1条(保険金を支払う場合)

この特約において当会社が保険金を支払うべき企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます)第1条(保険金を支払う場合)①③の損失または同条(1)④の営業継続費用は、次に掲げる損失または営業継続費用とします。(以下、この条の損失に対して支払う保険金を「休業損失保険金」、この条の営業継続費用に対して支払う保険金を「営業継続費用保険金」といいます。)

- 次のアからコまでのいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失または保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用
 - 火災
 - 落雷
 - 破裂または爆発
 - 風災、雹災または雪災(注1)(注3)
- 保険の対象である建物または建物内収容の保険の対象である動産に生じた建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたはエの事故もしくは水災による損害を受けた結果生じた損失もしくは営業継続費用を除きます。

- カ. 保険の対象である屋外設備・装置または屋外設備・装置内収容の保険の対象である動産に生じた航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触
- キ. 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(注4)。ただし、エの事故もしくは水災による損害または給排水設備(注5)自体に生じた損害を受けた結果生じた損失もしくは営業継続費用を除きます。
 - 給排水設備(注5)に生じた事故
 - 被保険者以外の方が占有する戸室または場所で生じた事故
 - 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
 - 盗難によって生じた盗取、損傷または汚損
 - 不測かつ突発的な事故(注6)
- 不測かつ突発的な事由に起因して構外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または通信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた損失または営業継続費用(注1)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物等の外側の部分(注2)がエのいずれかの事故によって破損し、その破損部分から建物等の内部に吹き込むことによって生じた損害に限り、(注2)建物等の外側の部分とは、建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。(注3)雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款第24条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、普通保険約款第21条(事故発生時の義務・権利)の規定に基づく義務を負うものとします。(注4)水が溢れることをいいます。(注5)スプリンクラー設備・装置を含みます。(注6)アからケまでの事故は、保険金の支払の有無にかかわらず除きます。ただし、キ(ア)の事故は含みます。

第2条(保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、この特約においては、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって生じた損失および営業継続費用のほか、次条から第5条(保険金を支払わない場合—その4)までのいずれかに該当する事由によって生じた損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条(保険金を支払わない場合—その2)

(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第1条(保険金を支払う場合)①の損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

- 第1条①アからクまたはコ(ア)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第1条①アまたはウの事故が生じた場合を除きます。
- 保険契約者または被保険者が所有(注1)または運転(注2)する車両またはその積載物の衝突または接触
- ③以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両の衝突または接触
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化
- 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)
 - 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。
 - 2)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(2)当会社は、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた第1条(保険金を支払う場合)①の損失および営業継続費用に対しては、同条①の事故による場合を除き、保険金を支払いません。

- 電気的事故による炭化または溶融の損害
- 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- 亀裂、変形その他これらに類似の損害

(3)当会社は、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた第1条(保険金を支払う場合)①の損失および営業継続費用ならびに次のいずれかによって生じた損害(注1)を受けた結果生じた同条①の損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

- 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、保険金受取人(注2)(注3)もしくはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者またはこれらの者の使用人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害
 - 自然の消耗または劣化(注4)
 - ウイルス等の進行
 - 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由
 - ねずみ食い、虫食い等

(注1)第1条①の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限り、(注2)保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3)保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。

(注4)保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

(4)当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害を受けた結果生じた損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険金を支払わない場合—その3)

当会社は、第1条(保険金を支払う場合)①コ(ア)の事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた同条①の損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

- 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の使用人の故意による損害
- 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(注3)
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
- 検品、梱卸しの際に発見された数量の不足による損害(注4)
- 保険の対象の受渡しの際の過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共に謀って行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害

- ア. 弦(注5)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
- イ. 音色または音質の劣化
- ⑫ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化、品質の低下、分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害
- ⑬ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の業務に従事する使用人の破壊行為による損害
- ⑭ 土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- ⑮ 水災によって生じた損害
- ⑯ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑰ 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
- (注1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
- (注3) 加工または製造することによって使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。
- (注4) 不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。
- (注5) ピアノ線を含みます。

第5条(保険金を支払わない場合-その4)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 国または公共団体による法令等の規制
- ② 保険の対象および構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた第1条(保険金を支払う場合)②の事由による損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- ② 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
- ③ 労働争議
- ④ 脅迫行為
- ⑤ 水源の汚染、漏水または水不足

第6条(保険の対象の範囲)

- (1) この特約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物等および敷地内(注)にある被保険者の占有する物件とします。
- (注) 建物等の所在する敷地内をいいます。
- (2) 次に掲げるものは、保険の対象に含まれるものとします。
- ① 敷地内(注)に所在する建物等のうち、他人が占有する部分
- ② 敷地内(注)に所在する建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに接する建物等
- ③ 敷地内(注)に所在する建物等に通じる袋小路およびそれに面する建物等
- (注) 建物等の所在する敷地内をいいます。
- (3) 次に掲げるものは、保険の対象に含まれません。
- ① 動物または植物
- ② 自動車

第7条(保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)の休業損失保険金の額は、1回の事故について、保険金額に休業日数を乗じて得た額とします。ただし、復旧期間内の売上減少高に支払限度率を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。
- (2) 第1条(保険金を支払う場合)①エの事故により損害を受けた結果生じた損失または同条②の損失に対して休業損失保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を控除した残りの日数内の休業日数により(1)の規定に従い、休業損失保険金を算出するものとします。
- (3) 当会社が支払うべき営業継続費用保険金の額は、第1条(保険金を支払う場合)に規定する事由により生じた営業継続費用の額とします。ただし、1回の事故につき、500万円または営業継続費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額のいずれか高い額を限度とします。

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額(注1)を限度とします。
- ① 休業損失保険金については、損失の額(注2)
- ② 営業継続費用保険金については、営業継続費用の額
- (注1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
- (注2) 前条の規定により休業損失保険金として支払うべき損失の額をいいます。

賃貸料損失補償に関する特約(休業損失等補償特約用)

賃貸料損失について保険金を支払うため、休業損失等補償特約を締結する場合には、次の特約が適用されます。

- 「① 休業損失等補償特約中、「売上高」および「粗利益」とあるのは、いずれも「賃貸料収入(区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの賃貸区分から得られる賃貸料収入をその建物について合計した額)」と読み替えます。
- ② ①の賃貸料には、水道、ガス、電気、電話等の使用料および清掃、修繕、保守、警備等の名目で賃借人から別途に徴収する料金を含みません。」

風雪雪災補償対象外特約

第1条(損害保険金の支払に関する特約)

当会社は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)④の事故によって保険の対象について生じた損害に対しては、この特約に従い、損害保険金を支払いません。

第2条(各種費用保険金の支払に関する特約)

当会社は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)④の事故によって生ずる同特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)①から③までの費用に対しては、この特約に従い、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金および修理付帯費用保険金を支払いません。

第3条(家賃損失にかかわる保険金の支払に関する特約)

当会社は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)④の事故によって損害を受けた結果生じた家賃収入補償特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の家賃収入の損失に対しては、この特約に従い、保険金を支払いません。

第4条(利益保険金の支払に関する特約)

(1) 当会社は、利益損失補償特約第1条(利益保険金を支払う場合)①エの事故によって保険の対象が損害を受けたことにより生じた利益損失に対しては、この特約に従い、利益保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、利益損失補償特約第1条(利益保険金を支払う場合)②の利益損失に対しては、この特約の規定を適用しません。

第5条(営業継続費用保険金の支払に関する特約)

(1) 当会社は、営業継続費用補償特約第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)①エの事故によって保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対しては、この特約に従い、営業継続費用保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、営業継続費用補償特約第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)②の営業継続費用に対しては、この特約の規定を適用しません。

第6条(この特約の適用除外)

現金・小切手等補償特約には、この特約の規定を適用しません。

物体落下等、漏水・放水・溢水、騒擾・労働争議等補償対象外特約

第1条(損害保険金の支払に関する特約)

当会社は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)⑤から⑧までの事故によって保険の対象について生じた損害に対しては、この特約に従い、損害保険金を支払いません。

第2条(各種費用保険金の支払に関する特約)

当会社は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)⑤から⑧までの事故によって生ずる同特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)①から③までの費用に対しては、この特約に従い、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金および修理付帯費用保険金を支払いません。

第3条(家賃損失にかかわる保険金の支払に関する特約)

当会社は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)⑤から⑧までの事故によって損害を受けた結果生じた家賃収入補償特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の家賃収入の損失に対しては、この特約に従い、保険金を支払いません。

第4条(利益保険金の支払に関する特約)

(1) 当会社は、利益損失補償特約第1条(利益保険金を支払う場合)①オからクまでの事故によって保険の対象が損害を受けたことにより生じた利益損失に対しては、この特約に従い、利益保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、利益損失補償特約第1条(利益保険金を支払う場合)②の利益損失に対しては、この特約の規定を適用しません。

第5条(営業継続費用保険金の支払に関する特約)

(1) 当会社は、営業継続費用補償特約第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)①オからクまでの事故によって保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対しては、この特約に従い、営業継続費用保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、営業継続費用補償特約第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)②の営業継続費用に対しては、この特約の規定を適用しません。

第6条(この特約の適用除外)

現金・小切手等補償特約には、この特約の規定を適用しません。

盗難危険補償対象外特約

第1条(損害保険金の支払に関する特約)

当会社は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)⑨の事故によって保険の対象について生じた損害に対しては、この特約に従い、損害保険金を支払いません。

第2条(各種費用保険金の支払に関する特約)

当会社は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)⑨の事故によって生ずる同特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)②および③の費用に対しては、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金および修理付帯費用保険金を支払いません。

第3条(家賃損失にかかわる保険金の支払に関する特約)

当会社は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)⑨の事故によって損害を受けた結果生じた家賃収入補償特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の家賃収入の損失に対しては、この特約に従い、保険金を支払いません。

第4条(利益保険金の支払に関する特約)

(1) 当会社は、利益損失補償特約第1条(利益保険金を支払う場合)①ケの事故によって保険の対象が損害を受けたことにより生じた利益損失に対しては、この特約に従い、利益保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、利益損失補償特約第1条(利益保険金を支払う場合)②の利益損失に対しては、この特約の規定を適用しません。

第5条(営業継続費用保険金の支払に関する特約)

(1) 当会社は、営業継続費用補償特約第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)①ケの事故によって保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対しては、この特約に従い、営業継続費用保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、営業継続費用補償特約第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)②の営業継続費用に対しては、この特約の規定を適用しません。

第6条(この特約の適用除外)

現金・小切手等補償特約には、この特約の規定を適用しません。

その他不測かつ突発的な事故補償対象外特約

第1条(損害保険金の支払に関する特約)

当会社は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)⑩の事故によって保険の対象について生じた損害に対しては、この特約に従い、損害保険金を支払いません。

第2条(各種費用保険金の支払に関する特約)

当会社は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)⑩の事故によって生ずる同特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)②および③の費用に対しては、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金および修理付帯費用保険金を支払いません。

第3条(家賃損失にかかわる保険金の支払に関する特約)

当会社は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)⑩の事故によって損害を受けた結果生じた家賃収入補償特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の家賃収入の損失に対しては、この特約に従い、保険金を支払いません。

第4条(利益保険金の支払に関する特約)

(1) 当会社は、利益損失補償特約第1条(利益保険金を支払う場合)①コの事故によって保険の対象が損害を受けたことにより生じた利益損失に対しては、この特約に従い、利益保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、利益損失補償特約第1条(利益保険金を支払う場合)②の利益損失に対しては、この特約の規定を適用しません。

第5条(営業継続費用保険金の支払に関する特約)

(1) 当会社は、営業継続費用補償特約第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)①コの事故によって保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対しては、この特約に従い、営業継続費用保険金を支払いません。

(2) (1)の規定にかかわらず、営業継続費用補償特約第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)②の営業継続費用に対しては、この特約の規定を適用しません。

第6条(休業損失保険金等の支払に関する特約)

(1) 当会社は、休業損失等補償特約第1条(保険金を支払う場合)①コの事故によって保険の対象が損害を受けたことにより生じた損失または営業継続費用に対しては、この特約に従い、休業損失保険金および営業継続費用保険金を支払いません。

(2)(1)の規定にかかわらず、休業損失等補償特約第1条(保険金を支払う場合)②の損失または営業継続費用に対しては、この特約の規定を適用しません。

第7条(この特約の適用除外)

現金・小切手等補償特約には、この特約の規定を適用しません。

臨時費用保険金補償対象外特約

第1条(臨時費用保険金の支払に関する特則)

当会社は、この特約に従い、次のいずれかに該当する特約の臨時費用保険金を支払いません。

- ① 財物損害補償特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)①
- ② 電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(2)
- ③ ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)第2条(保険金を支払う場合)(2)
- ④ 工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)第2条(保険金を支払う場合)(2)
- ⑤ 水災危険補償特約A(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(2)

第2条(この特約の適用除外)

現金・小切手等補償特約には、この特約の規定を適用しません。

残存物取片づけ費用保険金補償対象外特約

第1条(残存物取片づけ費用保険金の支払に関する特則)

当会社は、この特約に従い、次のいずれかに該当する特約の残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

- ① 財物損害補償特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)②
- ② 商品・製品等盗難危険補償特約(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(2)
- ③ 商品・製品等その他不測かつ突発的な事故補償特約(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(2)
- ④ 電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(3)
- ⑤ ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)第2条(保険金を支払う場合)(3)
- ⑥ 工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)第2条(保険金を支払う場合)(3)
- ⑦ 水災危険補償特約A(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(3)
- ⑧ 冷凍・冷蔵損害補償特約A(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(2)

第2条(この特約の適用除外)

現金・小切手等補償特約には、この特約の規定を適用しません。

地震火災費用保険金補償対象外特約

第1条(地震火災費用保険金の支払に関する特則)

当会社は、この特約に従い、財物損害補償特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)④の地震火災費用保険金を支払いません。

商品・製品等盗難危険補償特約(財物損害補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
さ	残存物取片づけ費用	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ほ	保険金	次の保険金をいいます。 損害保険金 残存物取片づけ費用保険金

第1条(保険金を支払う場合)

(1)当会社は、盗難によって保険証券記載の建物内に収容中の保険の対象である商品・製品等について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(2)当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において生じた残存物取片づけ費用に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

(1)当会社は、この特約においては、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)および財物損害補償特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)から第5条(保険金を支払わない場合-その3)までに掲げる事由によって生じた損害のほか、次の(2)または(3)のいずれかに該当する損害に対しても、保険金を支払いません。

(2)当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の親族または使用人が自ら行った加担した盗難による損害
- ② 検品、棚卸しの際に見えなかった数量の不足による損害(注3)
- ③ 万引きによって生じた損害
- ④ 保険の対象である商品・製品等が屋外にある間に生じた損害
(注1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
(注3) 不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。

(3)当会社は、前条(1)の事故によって次に掲げる物について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 貴金属、宝玉石および宝石ならびに金・銀・白金の地金
- ② 1個あたりの価額が10万円を超える時計
- ③ 1個または1組の価額が300万円を超える楽器(注)
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
(注) 据付型のものを除きます。

第3条(保険金の支払額)

(1)当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の額は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。

(2)当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)(2)の残存物取片づけ費用保険金の額は、財

物損害補償特約第8条(各種費用保険金の支払額)(1)②、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。

第4条(盗難発生時の義務)

(1)保険の対象について盗難が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、普通保険約款第21条(事故発生時の義務・権利)(1)のほか、次のことを履行しなければなりません。

- ① 遅滞なくその旨を所轄警察署に届け出ること。
- ② 盗取された保険の対象の発見および回収に努めること。
- ③ 被保険者が第三者より損害の賠償を受け得る場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、財物損害補償特約の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- ① 財物損害補償特約第11条(残存物および盗難品の帰属)(2)および(3)の規定中、「第1条(損害保険金を支払う場合)⑨の損害保険金」とあるのを「商品・製品等盗難危険補償特約(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金」
- ② 財物損害補償特約第12条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定
「(1)商品・製品等盗難危険補償特約(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
(注) 保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。」

商品・製品等その他不測かつ突発的な事故補償特約(財物損害補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
さ	残存物取片づけ費用	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ほ	保険金	次の保険金をいいます。 損害保険金 残存物取片づけ費用保険金

第1条(保険金を支払う場合)

(1)当会社は、不測かつ突発的な事故(注)によって保険証券記載の建物内に収容中の保険の対象である商品・製品等について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
(注) 財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)①から⑨までの事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず除きます。

(2)当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において生じた残存物取片づけ費用に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

(1)当会社は、この特約においては、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)および財物損害補償特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)から第5条(保険金を支払わない場合-その3)までに掲げる事由によって生じた損害のほか、次の(2)から(8)までのいずれかに該当する損害に対しても、保険金を支払いません。

(2)当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 前条(1)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ② 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって前条(1)の事故が生じた場合を除きます。
- ③ 保険契約者または被保険者が所有(注1)または運転(注2)する車両またはその積載物の衝突または接触
- ④ ③以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両の衝突または接触
- ⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ⑥ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化
- ⑦ 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)
(注1) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。
(注2) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(3)当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、前条(1)の事故による場合を除き、保険金を支払いません。

- ① 電氣的事故による炭化または溶融の損害
- ② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- ③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害

(4)当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(注1)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、保険金受取人(注2)(注3)もしくはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者またはこれらの者の使用人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害
ア. 自然の消耗または劣化(注4)
イ. ボイラスケールの進行
ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャピテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由

- エ. ねずみ食い、虫食い等
(注1) 前条(1)の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限りません。
(注2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
(注4) 保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

(5)当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を

支払いません。

- (6)当社は、前条(1)の事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の使用者の故意による損害
 - ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
 - ④ 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(注3)
 - ⑤ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - ⑥ 詐欺または横領によって生じた損害
 - ⑦ 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
 - ⑧ 検品、梱卸しの際に見えられた数量の不足による損害(注4)
 - ⑨ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
 - ⑩ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の使用者もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
 - ⑪ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
ア. 弦(注5)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
イ. 音色または音質の変化
 - ⑫ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質の低下、分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害
 - ⑬ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注1)(注2)の業務に従事する使用者の破壊行為による損害
 - ⑭ 土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
 - ⑮ 水災によって生じた損害
 - ⑯ 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害
 - ⑰ 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
(注1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の法定代理人を含みます。
(注3) 加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその動産に生じた損害を含みます。
(注4) 不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。
(注5) ピアノ線を含みます。
- (7)当社は、前条(1)の事故が発生した場合において、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみが生じた損害
 - ② 万引きによって生じた損害
 - ③ 盗難によって生じた盗取、損傷または汚損の損害
 - ④ 保険の対象である商品・製品等が屋外にある間に生じた損害
- (8)当社は、前条(1)の事故によって次に掲げる物について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 貴金属、宝玉石および宝石ならびに金・銀・白金の地金
 - ② 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

第3条(保険金の支払額)

- (1)当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の額は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。
- (2)当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)(2)の残存物取片づけ費用保険金の額は、財物損害補償特約第8条(各種費用保険金の支払額)(1)②、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、財物損害補償特約の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- ① 財物損害補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定
「① 商品・製品等その他不測かつ突発的な事故補償特約(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
- ② 財物損害補償特約第12条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定
「(1)商品・製品等その他不測かつ突発的な事故補償特約(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
(注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。」

電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
さ	残存物取片づけ費用
さ	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	敷地内
し	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険証券記載の建物が存在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されことなく、これを連続した土地とみなします。
そ	損害
そ	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物
た	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
ほ	保険金
ほ	次の保険金をいいます。 損害保険金 臨時費用保険金 残存物取片づけ費用保険金

第1条(保険金を支払う場合)

- (1)当社は、保険の対象が敷地内において稼働可能な状態(注)にある場合、偶然かつ外來の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故または機械的の事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
(注)検査、整備、修理または敷地内において移設のために一時稼働していない状態を含みます。
- (2)当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3)当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において生じた残存物取片づけ費用に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、この特約においては、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)および財物損害補償特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)から第5条(保険金を支払わない場合-その3)までに掲げる事由によって生じた損害のほか、次の(2)および(3)に該当する損害に対しても、保険金を支払いません。
- (2)当社は、保険の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当社は、前条(1)の事故によって次に掲げる物について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは管球類
 - ② 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
 - ③ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器もしくは閉閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれます。
 - ④ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布替
 - ⑤ 基礎(注1)、炉壁(注2)または予備用の部品
(注1)アンカーボルトを含みます。
(注2)ボイラの炉壁を除きます。

第3条(保険金の支払額)

- (1)当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の額は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。
(注)保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。
- (2)当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)(2)の臨時費用保険金の額は、財物損害補償特約第8条(各種費用保険金の支払額)(1)①、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。ただし、(1)の縮小支払割合が適用された場合には、(2)で準用する財物損害補償特約第8条(1)①の規定中、「損害保険金の30%に相当する額」とあるのを「損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額の30%に相当する額」と読み替えて適用します。
- (3)当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)(3)の残存物取片づけ費用保険金の額は、財物損害補償特約第8条(各種費用保険金の支払額)(1)②、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。ただし、(1)の縮小支払割合が適用された場合には、(3)で準用する財物損害補償特約第8条(1)②の規定中、「損害保険金の10%に相当する額を限度」とあるのを「損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額の10%に相当する額を限度」と読み替えて適用します。

第4条(管理業務)

- (1)保険契約者または被保険者は、保険の対象につき事故の発生を予防するために必要な整備、保守および運転を行わなければならない。
- (2)保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条(準用規定)

- (1)この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、財物損害補償特約の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。
- ① 財物損害補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定
「① 電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
 - ② 財物損害補償特約第12条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定
「(1)電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金を同特約第3条(保険金の支払額)(1)に定める縮小支払割合で除した額が1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
(注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。」
- (2)(1)の規定にかかわらず、財物損害補償特約第5条(保険金を支払わない場合-その3)(1)⑥の規定は適用しません。

ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
さ	残存物取片づけ費用
さ	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	敷地内
し	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されことなく、これを連続した土地とみなします。
そ	損害
そ	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物
た	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
ほ	保険金
ほ	次の保険金をいいます。 損害保険金 臨時費用保険金 残存物取片づけ費用保険金

第1条(保険の対象の範囲)

- (1)この特約の保険の対象は、保険証券記載の建物または屋外設備・装置に付帯する次の表の機械、設備または装置とします。ただし、財物損害補償特約の保険の対象になっているものに限ります。

設備名称	機械、設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付風装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生、消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベータ、エスカレータ、ダムウエータ等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転駆動装置、レール等
エア・シュエータ設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
厨房機械設備	炊、焼、蒸、煮用機械設備、食器洗浄消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫(注)、湯わかし器、アイスクリームフリーザ、アイスメーキングマシン、熱風消毒設備、ダムウエータ設備等 (注)冷凍機を含みます。
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、欄煮器等
ボイラおよびボイラ付属設備	ボイラ、給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理設備・塵芥焼却設備等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	
その他、保険証券に記載されたもの	

(2)次に掲げる物は、(1)の保険の対象に含まれません。

- ① コンクリート製・陶磁器製(注1)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
- ② 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- ③ ベルト、ワイヤロープ(注2)、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは管球類
- ④ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれます。
- ⑤ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
- ⑥ 可搬式または移動式の機器
- ⑦ 基礎(注3)、炉壁(注4)または予備用の部品
(注1)碍子・碍管を除きます。
(注2)エレベータのワイヤロープを除きます。
(注3)アンカーボルトを含みます。
(注4)ボイラの炉壁を除きます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1)当社は、保険の対象が敷地内において稼働可能な状態(注)にある場合、偶然かつ外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気的または機械的事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注)検査、整備、修理または敷地内において移設のために一時稼働していない状態を含みます。

(2)当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

(3)当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において生じた残存物取片づけ費用に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

(1)当社は、この特約においては、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)および財物損害補償特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)から第5条(保険金を支払わない場合-その3)までに掲げる事由によって生じた損害のほか、(2)に該当する損害に対しても、保険金を支払いません。

(2)当社は、保険の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険金の支払額)

(1)当社が支払うべき第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の額は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。

(注)保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

(2)当社が支払うべき第2条(保険金を支払う場合)(2)の臨時費用保険金の額は、財物損害補償特約第8条(各種費用保険金の支払額)(1)①、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。ただし、(1)の縮小支払割合が適用された場合には、(2)で準用する財物損害補償特約第8条(1)①の規定中、「損害保険金の30%に相当する額」とあるのを「損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額の30%に相当する額」と読み替えて適用します。

(3)当社が支払うべき第2条(保険金を支払う場合)(3)の残存物取片づけ費用保険金の額は、財物損害補償特約第8条(各種費用保険金の支払額)(1)②、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。ただし、(1)の縮小支払割合が適用された場合には、(3)で準用する財物損害補償特約第8条(1)②の規定中、「損害保険金の10%に相当する額を限度」とあるのを「損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額の10%に相当する額を限度」と読み替えて適用します。

第5条(保険の対象以外のものの原状復旧費用)

当社は、この特約に従い、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が発生したこの特約の保険の対象の修理のため、保険の対象以外のものの取りこわしを必要とする場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を前条(1)の損害の額に算入します。ただし、上記の費用は1回の事故につき300万円を限度とします。

第6条(管理業務)

(1)保険契約者または被保険者は、保険の対象につき事故の発生を予防するために必要な整備、保守および運転管理を行わなければなりません。

(2)保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条(準用規定)

(1)この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、財物損害補償特約の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- ① 財物損害補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定
「① ビル付帯設備電気的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約)第2条(保険金を支払う場合)(1)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
- ② 財物損害補償特約第12条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定
「(1)ビル付帯設備電気的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約)第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金を同特約第4条(保険金の支払額)(1)に定める縮小支払割合で除した額が1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
(注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。」

(2)(1)の規定にかかわらず、財物損害補償特約第5条(保険金を支払わない場合-その3)(1)⑥の規定は適用しません。

工場内受配電設備電気的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
さ	残存物取片づけ費用	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険証券記載の建物が存在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在しているも敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
ほ	保険金	次の保険金をいいます。 損害保険金 臨時費用保険金 残存物取片づけ費用保険金

第1条(保険の対象の範囲)

(1)この特約の保険の対象は、敷地内に設置されている次の表の機械、設備または装置とします。

設備名称	機械、設備または装置
受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電池、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、蓄電池、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線等
配線設備	動力用および配電用の配線、配管、分電盤、ダクト、器具、支柱等
照明設備	照明器具等
放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、碍子等
集中制御装置	受変電用および機械、設備または装置用の継電器盤、監視盤、操作盤等
その他、保険証券に記載されたもの	

(2)次に掲げる物は、(1)の保険の対象に含まれません。

- ① (1)以外の機械、設備または装置に付属する電気設備(注1)またはこれらの機器相互間の配線
- ② 試験用または実験用の変電設備
- ③ 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
- ④ ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは管球類
- ⑤ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれません。
- ⑥ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
- ⑦ 可搬式または移動式の機器
- ⑧ 基礎(注2)、炉壁(注3)または予備用の部品
(注1)制御装置を含みます。
(注2)アンカーボルトを含みます。
(注3)ボイラの炉壁を除きます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1)当社は、保険の対象が敷地内において稼働可能な状態(注)にある場合、偶然かつ外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気的または機械的事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

(注)検査、整備、修理または敷地内において移設のために一時稼働していない状態を含みます。

(2)当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

(3)当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において生じた残存物取片づけ費用に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

(1)当社は、この特約においては、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)および財物損害補償特約第3条(保険金を支払わない場合-その1)から第5条(保険金を支払わない場合-その3)までに掲げる事由によって生じた損害のほか、(2)に該当する損害に対しても、保険金を支払いません。

(2)当社は、保険の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険金の支払額)

(1) 当社が支払うべき第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の額は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。

(注) 保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

(2) 当社が支払うべき第2条(保険金を支払う場合)(2)の臨時費用保険金の額は、財物損害補償特約第8条(各種費用保険金の支払額)(1)①、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。ただし、(1)の縮小支払割合が適用された場合には、(2)で準用する財物損害補償特約第8条(1)①の規定中、「損害保険金の30%に相当する額」とあるのを「損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額」と読み替えて適用します。

(3) 当社が支払うべき第2条(保険金を支払う場合)(3)の残存物取づけ費用保険金の額は、財物損害補償特約第8条(各種費用保険金の支払額)(1)②、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。ただし、(1)の縮小支払割合が適用された場合には、(3)で準用する財物損害補償特約第8条(1)②の規定中、「損害保険金の10%に相当する額(限度)」とあるのを「損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額の10%に相当する額(限度)」と読み替えて適用します。

第5条(保険の対象以外のもの原状復旧費用)

当社は、この特約に従い、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が発生したこの特約の保険の対象の修理のため、保険の対象以外のものの取りこわしを必要とする場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用を前条(1)の損害の額に算入します。ただし、上記の費用は1回の事故につき300万円を限度とします。

第6条(管理業務)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象につき事故の発生を予防するために必要な整備、保守および運転管理を行わなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条(準用規定)

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、財物損害補償特約の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- ① 財物損害補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定
「① 工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約)第2条(保険金を支払う場合)(1)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
 - ② 財物損害補償特約第12条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定
「(1)工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約)第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害を同特約第4条(保険金の支払額)(1)に定める縮小支払割合で除した額が1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。」
- (2)(1)の規定にかかわらず、財物損害補償特約第5条(保険金を支払わない場合-その3)(1)⑥の規定は適用しません。

水災危険補償特約A(財物損害補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
さ	残存物取づけ費用 事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取づけに必要な費用で、取りこわし費用、取づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
す	水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
そ	損害 事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
と	土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、水災によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当社が(1)の損害保険金が支払われる場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において生じた残存物取づけ費用に対して、この特約に従い、残存物取づけ費用保険金を支払います。

第2条(保険金の支払額)

(1) 当社が支払うべき前条(1)の損害保険金の額は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。

(注) 保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

(2) 当社が支払うべき前条(2)の臨時費用保険金の額は、財物損害補償特約第8条(各種費用保険金の支払額)(1)①、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。ただし、(1)の縮小支払割合が適用された場合には、(2)で準用する財物損害補償特約第8条(1)①の規定中、「損害保険金の30%に相当する額」とあるのを「損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額の30%に相当する額」と読み替えて適用します。

(3) 当社が支払うべき前条(3)の残存物取づけ費用保険金の額は、財物損害補償特約第8条(各種費用保険金の支払額)(1)②、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。ただし、(1)の縮小支払割合が適用された場合には、(3)で準用する財物損害補償特約第8条(1)②の規定中、「損害保険金の10%に相当する額(限度)」とあるのを「損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額の10%に相当する額(限度)」と読み替えて適用します。

第3条(財物損害補償特約に掲げる費用保険金の支払)

当社は、この特約においては、財物損害補償特約に掲げる次の費用保険金を支払いません。

- ① 修理付帯費用保険金
- ② 地震火災費用保険金
- ③ 損害防止費用保険金

第4条(準用規定)

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普

通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、財物損害補償特約の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- ① 財物損害補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定
「(1) 水災危険補償特約A(財物損害補償特約)第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
 - ② 財物損害補償特約第12条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定
「(1) 水災危険補償特約A(財物損害補償特約)第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金を同特約第2条(保険金の支払額)(1)に定める縮小支払割合で除した額が1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。」
- (2)(1)の規定にかかわらず、財物損害補償特約第5条(保険金を支払わない場合-その3)(1)⑥の規定は適用しません。

水災危険補償特約B(財物損害補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し	敷地内 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されことなく、これを連続した土地とみなします。
	商品・製品等 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
す	水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	設備・什器等 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
そ	損害 事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物 土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	他の保険契約等 この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条(損害保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
と	土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
ほ	保険価額 損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。
	保険の対象の価額 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(注1)を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額(注2)をいいます。 (注1) その減価額は財物損害補償特約別表に掲げる額を限度とします。 (注2) 死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。

第1条(損害保険金を支払う場合)

当社は、水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合に、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物または屋外設備・装置であるときはその建物または屋外設備・装置ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物または屋外設備・装置ごとに、それぞれ行い、また、門、塀もしくは垣または財物損害補償特約第6条(保険の対象の範囲)(2)に掲げるものが保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- ① 保険の対象である建物に保険価額の30%以上の損害が生じた場合
- ② 保険の対象である建物が、床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、保険価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合
- ③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象である建物が、床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき
- ④ 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合
- ⑤ 保険の対象である屋外設備・装置または保険の対象である設備・什器等もしくは商品・製品等を収容する屋外設備・装置が、地盤面(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である屋外設備・装置または設備・什器等もしくは商品・製品等に損害が生じた場合
(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきを除きます。
(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

第2条(損害保険金の支払額)

- (1) 当社が前条①の損害保険金として支払うべき損害の額は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)(1)の規定による額とします。
- (2) 当社は、前条①の損害保険金として、次の算式(注)によって算出した額を支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{(1) \text{の規定による損害の額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。

- (3) 当社は、前条②の損害保険金として、次の算式(注)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合}(15\%) = \text{損害保険金の額}$$

(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。

- (4) 当社は、前条③から⑤までの損害保険金として、次の算式(注)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合}(5\%) = \text{損害保険金の額}$$

(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。

- (5) (3)および(4)の規定に基づいて、当社が支払うべき前条②から⑤までの損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

第3条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる

場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

(注)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(3)(2)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(2)の規定に基づいて算出した額を支払います。

第4条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第2条(損害保険金の支払額(2))から(4)までの規定をおのおの別に適用します。

第5条(財物損害補償特約に掲げる費用保険金の支払)

当社は、この特約においては、財物損害補償特約に掲げる次の費用保険金を支払いません。

- ① 臨時費用保険金
- ② 残存物取片づけ費用保険金
- ③ 修理付帯費用保険金
- ④ 地震火災費用保険金
- ⑤ 損害防止費用保険金

第6条(準用規定)

(1)この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、財物損害補償特約の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- ① 財物損害補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定
「① 水災危険補償特約B(財物損害補償特約)第1条(損害保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
- ② 財物損害補償特約第12条(保険金支払後の保険契約(1))の規定
「(1)水災危険補償特約B(財物損害補償特約)第1条(損害保険金を支払う場合)①の損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
(注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。」

(2)(1)の規定にかかわらず、財物損害補償特約第5条(保険金を支払わない場合-その3)(1)⑤、同特約第7条(損害保険金の支払額(2))から(6)まで、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定は適用しません。

地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
し	支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
ず	水災	地震または噴火による津波、洪水等をいいます。
そ	損害	事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
め	免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

<法令>

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令(法令番号)
さ	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第1条(損害保険金を支払う場合)

当社は、この特約の保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

- ① 地震による火災によって生じた損害
- ② 地震によって生じた損壊、埋没等の損害
- ③ 地震による破裂または爆発によって生じた損害
- ④ 地震による水災によって生じた損害
- ⑤ 噴火による火災、破裂または爆発によって生じた損害
- ⑥ 噴火による損壊、埋没等の損害
- ⑦ 噴火による水災によって生じた損害

第2条(損害保険金の支払額)

(1)当社が支払うべき前条の損害保険金の額は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。

(注)保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

(2)財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)の規定により、1回の事故につき免責金額または支払限度額を設定する場合には、72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

第3条(財物損害補償特約に掲げる費用保険金の支払い)

当社は、この特約においては、財物損害補償特約に掲げる次の費用保険金を支払いません。

- ① 臨時費用保険金
- ② 残存物取片づけ費用保険金
- ③ 修理付帯費用保険金
- ④ 地震火災費用保険金
- ⑤ 損害防止費用保険金

第4条(保険金の支払時期に関する特約)

この特約においても、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第24条(保険金の支払時期)の規定を準用します。ただし、同条(2)①から④までに掲げる場合のほか、次に掲げる特別な調査が不可欠な場合については、同条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数を経過するまでに保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

「災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款第24条(保険金の支払時期)(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日」

第5条(準用規定)

(1)この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、財物

損害補償特約の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- ① 財物損害補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定
「① 地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約)第1条(損害保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
- ② 財物損害補償特約第12条(保険金支払後の保険契約(1))の規定
「(1)地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約)第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金を同特約第2条(損害保険金の支払額(1))に定める縮小支払割合で除した額が1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
(注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。」

(2)(1)の規定にかかわらず、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定は適用しません。

噴火危険補償対象外特約(財物損害補償特約用)

第1条(損害保険金の支払に関する特約)

当社は、地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約)第1条(損害保険金を支払う場合)⑤から⑦までの損害に対しては、この特約に従い、損害保険金を支払いません。

冷凍・冷蔵損害補償特約A(財物損害補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
さ	残存物取片づけ費用	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在しているも敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ほ	保険金	次の保険金をいいます。 損害保険金 残存物取片づけ費用保険金

第1条(保険金を支払う場合)

(1)当社は、保険の対象である冷凍・冷蔵物について、温度変化によって生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。ただし、次の事由のものに限ります。

- ① 不測かつ突発的な事故による冷凍・冷蔵装置または設備の物的損傷、損壊または破壊
- ② 偶然かつ外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故または機械的事故による冷凍・冷蔵装置または設備の物的損傷、損壊または破壊(注)
- ③ 同一敷地内での火災、落雷または破裂もしくは爆発による冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止
(注)ヒューズ、ブレーカーその他の安全設備機器の正常な作動による損害を除きます。

(2)当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において生じた残存物取片づけ費用に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)財物損害補償特約の保険金を支払わない場合に関する規定のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 事故発生後48時間を経過した以後の損害
- ② 日常の使用または運転に伴う冷凍・冷蔵装置または設備の磨耗、消耗または劣化によって生じた作動不良、破壊、変調または機能停止のために生じた損害

第3条(保険金の支払額)

(1)当社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の額は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。
(注)保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

(2)第1条(保険金を支払う場合)(2)の残存物取片づけ費用保険金の支払額は、財物損害補償特約第8条(各種費用保険金の支払額)(1)②、同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によります。

第4条(準用規定)

(1)この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、財物損害補償特約の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- ① 財物損害補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定
「① 冷凍・冷蔵損害補償特約A(財物損害補償特約)第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
- ② 財物損害補償特約第12条(保険金支払後の保険契約(1))の規定
「(1)冷凍・冷蔵損害補償特約A(財物損害補償特約)第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を同特約第3条(保険金の支払額)に定める縮小支払割合で除した額が1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
(注)保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。」

(2)(1)の規定にかかわらず、財物損害補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)⑦の規定は適用しません。

冷凍・冷蔵損害補償特約B(財物損害補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
し	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在しているも敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第1条(損害保険金を支払う場合)

当社は、保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化のために生じた損害に対して、この特約に従い、同一敷地内での火災による場合に限り、損害保険金を支払います。

第2条(損害保険金の支払額)

当社が保険金を支払うべき前条の損害保険金の支払額は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)、同特約第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)および同特約第10条(包括して契約した場合の損害保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。

(注)保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

第3条(準用規定)

(1)この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普通保険約款、財物損害補償特約およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。この場合において、財物損害補償特約の規定は、それぞれ次のとおり、読み替えるものとします。

- ① 財物損害補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定
 - 〔① 冷凍・冷蔵損害補償特約B(財物損害補償特約)第1条(損害保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難〕
 - ② 財物損害補償特約第12条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定
 - 〔(1)冷凍・冷蔵損害補償特約B(財物損害補償特約)第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を同特約第2条(損害保険金の支払額)に定める縮小支払割合で除した額が1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
 (注)保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。〕

(2)(1)の規定にかかわらず、財物損害補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定は適用しません。

業務用通貨・預貯金証書盗難危険補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、財物損害補償特約の保険の対象が設備・什器等である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨もしくは預貯金証書の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実が全てあったことを条件とします。

- ① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された(注)こと。
(注)現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から利用代金が引き落とされた場合を含みます。

第2条(損害保険金の支払額)

(1)前条の業務用の通貨の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円を限度とし、その損害の額を前条の損害保険金として、支払います。
(2)前条の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または財物損害補償特約の保険の対象である設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を前条の損害保険金として、支払います。

第3条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額(注)を限度とします。
(注)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

第4条(財物損害補償特約に掲げる費用保険金の支払)

当社は、この特約においては、財物損害補償特約に掲げる次の費用保険金を支払いません。

- ① 臨時費用保険金
- ② 残存物取片づけ費用保険金
- ③ 修理付帯費用保険金
- ④ 地震火災費用保険金
- ⑤ 損害防止費用保険金

第5条(この特約が付帯された保険契約との関係)

(1)この特約が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。
(2)この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了したときは、この特約も同時に終了するものとします。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

現金・小切手等補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
運送中	運送用具への精込み作業に着手した時より、仕向地保管場所での引渡し作業を終了した時まで(注)をいい、保険の対象が通常の運送経路を運送されている間に限ります。 (注)運送に付随する一時保管を含みます。
クレジットカード販売未収代金記録	信販会社またはカード会員の利用代金の回収(引取り)につき金融機関もしくは収納システム機関と提携しているクレジットカードの販売未収代金記録をいいます。
残存物取片づけ費用	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
事故小切手	保険事故が発生した小切手をいいます。
自動販売機等	保管場所の敷地内に設置されている自動販売機、コインゲーム機、両替機等をいいます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいい、定期券および回数券は除きます。
商品券	顧客に提供したサービス、商品・製品等に対する対価として顧客から受領した後のビル券・図書券等で、それらの発行者との決済がなされていないものをいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この特約における保険の対象について締結された第1条(保険金を支払う場合)の保険金を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
破裂もしくは爆発	気体または蒸気の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。
保管中	保険の対象が保険証券記載の建物に保管されている間をいい、保管場所の敷地内に設置されている自動販売機等内に収容中の通貨は、保管中とみなします。
保管場所	保険証券記載の建物をいいます。
保険金	次の保険金をいいます。 現金小切手等損害保険金 預貯金証書盗難保険金 現金小切手等臨時費用保険金 残存物取片づけ費用保険金 損害防止費用保険金
免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約に従い、次のとおり保険金を支払います。

- ① 現金小切手等損害保険金
すべての偶然な事故により保険の対象について生じた損害に対して、現金小切手等損害保険金を支払います。
- ② 預貯金証書盗難保険金
保険証券記載の建物内における業務用の預貯金証書の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、預貯金証書盗難保険金を支払います。ただし、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。
ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された(注1)こと。
- ③ 現金小切手等臨時費用保険金
火災、落雷または破裂もしくは爆発によって①の現金小切手等損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、現金小切手等臨時費用保険金を支払います。
- ④ 残存物取片づけ費用保険金
①の現金小切手等損害保険金が支払われる場合において生じた残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- ⑤ 損害防止費用保険金
①の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用(損害防止費用)を保険契約者または被保険者が支出した場合は、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき(注2)を除き、損害防止費用保険金を支払います。
(注1)現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から利用代金が引き落とされた場合を含みます。
(注2)免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。

第2条(クレジットカード販売未収代金記録)

(1)クレジットカード販売未収代金記録に生じた損害については、前条①の損害により、被保険者が、未収代金を回収不能になった場合に、被保険者が顧客から受け取るべき総金額に対して、現金小切手等損害保険金を支払います。
(2)保険契約者または被保険者が、クレジットカード販売未収代金記録に前条①の損害が生じたことを証明できる場合で、損害が生じた時において、未済の未収代金総額を確定できない場合には、損害の額を次のとおり算出します。
① 資料入手可能な、損害の生じた年の前年同月における未済の未収代金総額を決定します。
② 損害の生じた月の直前12か月間における未収代金総額の月平均を、前年同月の平均と比

較し、その増減割合を算出します。

- ③ ①で決定した金額に②で算出した増減割合を乗じた額を、損害が生じた月の協定未収代金総額とします。
- ④ 当社は、③により確定した月間未収代金を、その月の未収代金の通常の変動を考慮し、損害の生じた月の平均から例証できる変動に応じて、被保険者との協議による合意に基づき、調整できるものとします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、損害を免れたクレジットカード販売未収代金記録により明らかとなった、もしくは、被保険者により他の方法で確定され、回収された未収代金額または通常ならば被保険者が回収不能であるような不良債権は、未収代金総額から控除します。

第3条(責任の範囲)

(1)当社の保険責任は、次の①および②のとおりとします。

- ① 保管中
② 運送中(注)
(注)運送方法は、鉄道貴重品扱、自動車貴重品扱、航空貴重品扱、携行便、護送便および書留郵便に限ります。

(2)(1)の規定にかかわらず、第1条(保険金を支払う場合)②の業務用の預貯金証書の盗難による損害に対する当社の保険責任は、保管中に限ります。

第4条(保険金を支払わない場合)

(1)当社は、この特約においては、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって生じた損害のほか、次の(2)から(5)までのいずれかに該当する損害に対しても、保険金を支払いません。

(2)当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 詐欺または横領によって生じた損害
- ③ 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
- ④ 水災によって生じた損害
- ⑤ 保険契約者、被保険者または保険金受取人(注)の法定代理人、同居の親族または使用人が単独もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、その他これらに類似の行為によって保険の対象に生じた損害
- ⑥ 原因がいかなる場合でも、勘定間違い、支払の過誤または受取り不足などの出納誤りによって生じた損害
- ⑦ 記録の監査または棚卸し計算によって実在が明らかとなる損害。ただし、監査または棚卸しとは全く別の証拠により、被保険者が立証でき、かつこの特約により補償対象外とされない未収代金の記録の損害のみ起因する損害の請求のために監査または棚卸しを行うことを妨げないものとします。
- ⑧ 金銭、有価証券またはその他の財産の不法な譲渡、取得、獲得または保留を隠すために不正になされた未収代金記録の改造、偽造、改竄、隠匿、破壊または処分による損害。ただし、不法な譲渡、取得、獲得または保留の範囲内に限ります。
- ⑨ 電子記録装置の電氣的・磁氣的損傷、故障または抹消による損害。ただし、落雷によるものを除きます。
- ⑩ 直接であると間接であるとを問わず、風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害。ただし、運送中に生じた保険の対象の損害については除きます。
- ⑪ 保険の対象が自動販売機等に収容されている通貨である場合に、その保険の対象について生じた次に掲げる損害
- ア. 自動販売機等の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定額以上に出ることによって生じた損害
- イ. 棚卸しまたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足損害。ただし、外部からの盗難の形跡が明らかであってかつ数量の不足がトータルカウンター等の記録により証明された場合を除きます。
- ウ. 偽造貨幣による損害
(注)保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人であるときはその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(3)当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(注)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等
(注)第1条(保険金を支払う場合)の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。

(4)当社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

(5)当社は、次のいずれかに該当する事実が生じた場合、事故小切手にかかわる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 事故小切手が支払いのため法に定められた支払提示期間内に提示された場合において、支払人が支払いを拒絶したこと。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である場合またはその小切手の形式内容の不備(注1)である場合を除きます。
- ② 事故小切手の支払拒絶のたため振出人が銀行取引を停止されたこと。(注2)
(注1)保険事故以後に生じたことを被保険者が立証したものに限りします。
(注2)①のただし書に該当する場合であると否とを問いません。

第5条(保険の対象の範囲)

第1条(保険金を支払う場合)①の現金小切手等損害保険金における保険の対象は、次の①から⑦までに掲げるもの(注)とします。

- ① 通貨
② 小切手
③ 切手または印紙
④ クレジットカード販売未収代金記録
⑤ 乗車券等
⑥ 商品券
⑦ ①から⑥までのほか保険証券に記載したのもの
(注)業務用のものに限りません。また、商品として顧客に販売されるものを除きます。

第6条(支払保険金の制限)

当社は、保険契約者または被保険者が、帳簿その他の証拠書類により客観的に証明することのできた損害額についてのみ保険金を支払います。

第7条(現金小切手等損害保険金の支払額-保管中)

(1)当社は、保管中に生じた保険の対象の損害に対して、次のとおり、第1条(保険金を支払う場合)①の現金小切手等損害保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の保管中の保険金額(注1)が損害が生じた時にその保管場所に実在する保険価額(注2)以上に定められた場合には、保管場所ごとに保険金額(注1)を限度として、実際の損害の額を支払います。
- ② 保険金額(注1)が保険価額(注2)を下回る場合には、次の算式によって算出した額を、保管場所ごとに保険金額(注1)を限度として、支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額(注1)}}{\text{保険価額(注2)}} = \text{現金小切手等損害保険金の額}$$

(注1)保管場所ごとの保険金額をいいます。

(注2)保険の対象の合計額をいいます。

(2)(1)の規定にかかわらず、保険の対象が、保険の対象の保管場所の非営業時間内に、金庫(注)に収容されていなかった場合には、その金庫外の保険の対象に損害が生じたときの当社の支払うべき現金小切手等損害保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。

(注)手提金庫を除きます。

(3)第3条(責任の範囲)(1)①の保管中において、自動販売機等内に収容中の通貨については、次の①または②のとおり、現金小切手等損害保険金を支払います。

① 保険証券記載の建物内に設置されている自動販売機等内に収容中の通貨
(1)または(2)の規定に従い、現金小切手等損害保険金を支払います。

② ①の場合を除き、保管場所の敷地内に設置されている自動販売機等内に収容中の通貨
(1)または(2)の規定にかかわらず、1回の事故につき5万円を限度として、実際の損害の額を現金小切手等損害保険金として支払います。

(4)現金小切手等損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(注1)(注2)の100%に相当する額以上となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注1)保管場所ごとの保険金額をいいます。

(注2)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

(5)(4)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、保険金額(注)は、減額することはありません。

(注)保管場所ごとの保険金額をいいます。

(6)(4)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

第8条(現金小切手等損害保険金の支払額-運送中)

(1)当社は、運送中に生じた保険の対象の損害に対して、1回の事故につき運送中の支払限度額を限度として、実際の損害の額を第1条(保険金を支払う場合)①の現金小切手等損害保険金として支払います。

(2)(1)に規定する運送中の支払限度額および前条の保険金額は、この条の現金小切手等損害保険金を支払った場合においても、減額することはありません。

第9条(免責金額の適用)

当社は、1回の事故によって生じた第7条(現金小切手等損害保険金の支払額-保管中)または前条の損害の額が免責金額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ、現金小切手等損害保険金を支払います。

第10条(預貯金証書盗難保険金の支払額)

第1条(保険金を支払う場合)②の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円またはこの特約の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を預貯金証書盗難保険金として、支払います。なお、当社がこの条の預貯金証書盗難保険金を支払った場合には、第7条(現金小切手等損害保険金の支払額-保管中(4))の規定は適用しません。

第11条(現金小切手等臨時費用保険金の支払額)

当社は、第1条(保険金を支払う場合)①の現金小切手等損害保険金の30%に相当する額を、同条③の現金小切手等臨時費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。

第12条(残存物取片づけ費用保険金の支払額)

当社は、第1条(保険金を支払う場合)①の現金小切手等損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条④の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

第13条(損害防止費用保険金の支払額)

当社は、損害防止費用の額を第1条(保険金を支払う場合)⑤の損害防止費用保険金として支払います。ただし、保険金額(注)から第1条①の現金小切手等損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。なお、保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{損害防止費用の額} \times \frac{\text{保険金額(注)}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} = \text{損害防止費用保険金の額}$$

(注)保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。

第14条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

(1)他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

- ① 現金小切手等損害保険金および預貯金証書盗難保険金については、損害の額
- ② 残存物取片づけ費用保険金については、残存物取片づけ費用の額
- ③ 損害防止費用保険金については、損害防止費用の額
- ④ 現金小切手等臨時費用保険金については、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額
(注)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(3)(2)の場合において、第1条(保険金を支払う場合)③の現金小切手等臨時費用保険金および同条④の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条①の現金小切手等損害保険金および同条②の預貯金証書盗難保険金の額は、(2)の規定を適用して算出した額とします。

(4)損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(2)の規定をおのおの別に適用します。

第15条(事故発生時の義務)

(1)保険契約者または被保険者は、小切手に事故が発生した場合には、普通保険約款第21条(事故発生時の義務-権利(1))の規定のほか、遅滞なく、次の①および②の措置をとらなければなりません。

- ① 損害発生を警察署等に届け出て、事故に関する証明書を取り付けること。
- ② 事故小切手の振出人に対して事故発生を通知をし、かつ、支払委託の取消方を依頼すること。

(2)振出人が被保険者の場合には、(1)②を「支払人に事故小切手の支払の停止を依頼すること」と読み替えるものとします。

第16条(事故発生時の義務違反)

保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条(保険の対象の調査)

当社は、いつでも保険の対象またはこれの所在する敷地内を調査し、または帳簿その他の書類の閲覧を求めることができます。

第18条(残存物および盗難品の帰属)

(1)当社が第1条(保険金を支払う場合)①または②の保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思表示をしないかぎり、当社に転移しません。

(2)盗取された保険の対象について、当社が第1条(保険金を支払う場合)①または②の保険金

を支払う前にその保険の対象が回収されたときは、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 保険の対象が盗取された場合に、当社が第1条(保険金を支払う場合)①または②の保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(4)(2)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第19条(この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了したときは、この特約も同時に終了するものとします。

第20条(準用規定)

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

(2)(1)の規定にかかわらず、財物損害補償特約の規定は適用しません。

新価保険特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
減価割合	再調達価額から時価額を控除した額を再調達価額で除した割合をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
時価額	再調達価額から使用による消耗および経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。
時価支払額	この特約がないものとして算出した損害保険金の額をいいます。
時価損害額	この特約がないものとして算出した損害額をいいます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
復旧	保険の対象と同一用途のものを、同一敷地内において修理または再築もしくは再取得することをいいます。
保険の対象の価額	再調達価額をいいます。

第1条(この特約が適用される範囲)

この特約は、保険の対象が建物、屋外設備・装置または設備・什器等であって、その減価割合が50%以下であるものに適用されます。

第2条(損害保険金を支払うべき損害の額)

この特約により当社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるこの特約の保険の対象の再調達価額(注1)によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときは、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額(注1)を限度とし、次の算式(注2)によって算出した額とします。

修理費 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

(注1) 保険の対象が貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額とします。

(注2) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第3条(減価物件に対する保険金額の制限)

(1) この特約締結の時または締結の時以後において、この特約の保険の対象に一定割合を超える減価が生じている場合においては、その保険金額は、再調達価額に所定の係数を乗じて得た額の範囲内において定めるものとします。

(2)(1)の一定割合および所定の係数は、別表のとおりとします。

第4条(復旧義務)

被保険者は、この特約の保険の対象に損害が生じた日から2年の期間内に、その保険の対象を復旧しなければなりません。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ当社の承認を得て、復旧の期間、復旧される物の用途または復旧の場所につき、これを変更することができます。

第5条(復旧の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、前条に定める復旧をした場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

(2)(1)の規定にかかわらず、被保険者は、時価支払額での内払を請求する場合は、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

(3) 被保険者は、復旧する意思がない場合または前条に定める復旧をする意思がない場合は、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。

第6条(損害保険金の限度)

当社が支払うべき損害保険金の額は、損害を受けたこの特約の保険の対象を復旧するために実際に要した額を超えないものとします。

第7条(保険金の支払時期)

(1) 当社は、第5条(復旧の通知)(1)の通知があった場合は、この特約が付帯された企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款における読替箇所	読替前	読替後
普通保険約款第24条(保険金の支払時期)(1)	被保険者が前条(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)	請求完了日(注)または新価保険特約第5条(復旧の通知)(1)の通知日のいずれか遅い日 (注)被保険者が前条(2)の手続を完了した日をいいます。

(2) 当社は、第5条(復旧の通知)(2)の通知があった場合は、この特約が付帯された普通保険約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款における読替箇所	読替前	読替後
普通保険約款第24条(保険金の支払時期)(1)	被保険者が前条(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)	請求完了日(注)または新価保険特約第5条(復旧の通知)(2)の通知日のいずれか遅い日 (注)被保険者が前条(2)の手続を完了した日をいいます。

(3) 当社は、第5条(復旧の通知)(3)の通知があった場合は、この特約が付帯された普通保険約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款における読替箇所	読替前	読替後
普通保険約款第24条(保険金の支払時期)(1)	被保険者が前条(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)	請求完了日(注)または新価保険特約第5条(復旧の通知)(3)の通知日のいずれか遅い日 (注)被保険者が前条(2)の手続を完了した日をいいます。

第8条(この特約を付帯しない他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)

この特約の保険の対象について、この特約と同種の特約を付帯しない他の保険契約等がある場合においては、当社は、次の①から③までの規定によって、損害保険金を支払います。

- ① 他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金の額が時価損害額に不足する額を限度として、損害保険金を内払します。
- ② 第5条(復旧の通知)(1)の復旧の通知を受けた後においては、他の保険契約等がないものとして算出した損害保険金の支払額から①の内払の額を差し引いた残額を支払います。
- ③ ②の残額は、第2条(損害保険金を支払うべき損害の額)の損害の額、第3条(減価物件に対する保険金額の制限)の保険金額の制限額または第6条(損害保険金の限度)の損害保険金の限度額のうち最も低い額と時価損害額との差額を限度とします。

第9条(復旧を行わなかった場合等における損害保険金の支払額)

(1) 当社は、次の①から③までの場合においては、時価支払額によって損害保険金を支払います。

- ① 復旧をするために実際に要した額が時価支払額より低い場合
- ② 再調達価額により算出した損害保険金の額が時価支払額より低い場合
- ③ 第4条(復旧義務)に定める復旧を行わなかった場合または復旧の意思のないことを書面をもって当社に申し出た場合

(2)(1)の場合において、この特約の保険の対象について、この特約と同種の特約を付帯しない他の保険契約等がある場合は、当社は、前条①の規定を準用して、損害保険金を支払います。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

別表(第3条(減価物件に対する保険金額の制限)(2)関係)

減価割合	係数
30%を超え40%以下の場合	90%
40%を超え50%以下の場合	80%

(注) 上表の減価割合および係数は、全て再調達価額を基準(100%)とした場合の百分率(%)です。

補償割合条件付災損特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

第1条(この特約が適用される範囲)

この特約は、保険の対象である建物または設備・什器等に適用されます。

第2条(損害保険金の支払額)

当社は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)(4)の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、この特約に従い、次の額を損害保険金として、支払います。

- ① 保険金額が保険価額に補償割合(注1)を乗じて得た額以上の場合は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)(1)および(2)の規定による損害の額(注2)
- ② 保険金額が保険価額に補償割合(注1)を乗じて得た額より低い場合は、次の算式によって算出した額

$$\text{財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)} = \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times \text{補償割合(注1)}} \times \text{損害の額(注2)}$$

(注1) 保険証券記載の補償割合をいいます。

(注2) 免責金額の設定がある場合は、保険証券記載の免責金額適用単位ごとに、損害の額から免責金額を控除した金額をいいます。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

新築火損払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
し	支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)の損害または同特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
ひ	評価額	保険契約締結時に当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
	評価事項	評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
ほ	保険の対象の価額	保険の対象が明記物件以外のものである場合には、再調達価額をいいます。
め	明記物件	財物損害補償特約第6条(保険の対象の範囲)(2)およびに掲げる物をいいます。
	免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

第1条(保険の対象の評価)

- (1) この保険契約においては、保険契約締結時に評価額を保険証券に記載するものとします。
- (2) 保険金額は、保険証券記載の評価額に保険証券記載の約定補償割合を乗じて得た額により定めるものとします。

第2条(損害保険金の実損払)

- (1) 当会社は、財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)(3)および(4)の規定または水災危険補償特約B(財物損害補償特約用)第2条(損害保険金の支払額)(2)の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、損害の額を損害保険金として、支払います。
- (2) 免責金額または支払限度額の設定がある場合の損害保険金の支払額は、次の①または②のとおりとします。
 - ① 免責金額
保険証券記載の免責金額適用単位ごとに、(1)の規定によって算出した額から免責金額を差し引いた額を損害保険金として支払います。
 - ② 支払限度額
損害の額(注)が支払限度額を上回る場合には、保険証券記載の支払限度額適用単位ごとに、支払限度額を損害保険金として支払います。
(注) 保険証券記載の支払限度額適用単位ごとに、(1)の規定によって算出した額とし、免責金額の設定がある場合には、①の損害保険金の額とします。

第3条(保険金を支払うべき損害の額)

保険の対象が明記物件以外のものである場合には、前条の損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額(注1)によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額(注1)を限度とし、次の算式(注2)によって算出した額とします。

修理費 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

- (注1) 保険の対象が貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額とします。
- (注2) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるときと認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第4条(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)

保険の対象が明記物件以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金(注1)を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときは、当会社は、財物損害補償特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)もしくは(2)または水災危険補償特約B(財物損害補償特約用)第3条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)もしくは(2)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金(注2)として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

第3条(保険金を支払うべき損害の額)の規定によって支払われるべき損害保険金の額 - 他(注1)の他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金 = 損害保険金の額

- (注1) 共済金を含みます。
- (注2) 水災危険補償特約B(財物損害補償特約用)第1条(損害保険金を支払う場合)②から⑤までの損害保険金については、同特約の規定を適用します。

第5条(保険の対象の価額の増加または減少)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象の価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。
 - ① 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし
 - ② この特約が付帯された保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失
- (2)(1)の場合、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。
- (3)(1)の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から(2)の規定による手続が完了するまでの間に生じた損害については、第2条(損害保険金の実損払)の規定は適用せず、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます)、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を適用して保険金を支払います。ただし、保険の対象の価額が減少した場合を除きます。
- (4)(2)の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき保険の対象の価額が増加または減少した時の期間に1ヶ月間をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、保険期間が1年を超えない場合は1年に満たない場合、この保険契約に適用される他の特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改(注)等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を

- 請求することがあります。
- (注) この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解約した日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
- (5)(4)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料額取前に生じた事故による損害については、当会社は、第2条(損害保険金の実損払)の規定は適用せず、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を適用して保険金を支払います。この場合、保険金額は、(2)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

第6条(保険の対象の評価または再評価のための告知)

- (1) 当会社は、第1条(保険の対象の評価)または前条(2)に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者が、評価事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
 - (2)(1)の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
 - (3)(1)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 当会社が評価または再評価の際、(1)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ② 保険契約者または被保険者が、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)の事故、水災危険補償特約B(財物損害補償特約用)第1条(損害保険金を支払う場合)の事故またはこの保険契約に付帯された他の特約に規定する事故による損害の発生前に、評価事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合
 - ③ 当会社が、(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げなかった場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 - (4)(3)②の規定による申出を受けた場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される他の特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改(注)等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。
- (注) この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解約した日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

- (5)(4)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料額取前に生じた事故による損害については、当会社は、第2条(損害保険金の実損払)の規定は適用せず、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を適用して保険金を支払います。
- (6)(1)の規定による解除が「損害の発生した後になされた場合であっても、(2)の規定にかかわらず、その損害については、当会社は、この特約の「用語の定義」における「保険の対象の価額」の定義、第2条(損害保険金の実損払)、第3条(保険金を支払うべき損害の額)および次条の規定は適用せず、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を適用して保険金を支払います。この場合において、既にこの特約の「用語の定義」における「保険の対象の価額」の定義、第2条、第3条および次条の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を適用して算出した保険金額との差額の返還を請求することができます。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

風雪雪災支払方法変更特約(財物損害補償特約用)

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約に従い、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)④の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「④ 次のいずれかに該当する事故(注1)(注3)

ア. 風災
イ. 電災
ウ. 雪災

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

1 敷地内包括契約特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
し	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
つ	追加物件	第1条(保険の対象およびその範囲)の規定により新たに保険の対象とすべき物件(注)をいいます。 (注) 第1条(1) および(2)に規定する物を除きます。ただし、同条(5)の小建物方式に含まれる物は除外せずに含みます。
と	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
め	免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

第1条(保険の対象およびその範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内の保険証券記載の敷地内に所在し、かつ、保険契約者が所有する次の①から⑥までに掲げるすべての物件とします。ただし、財物損害補償特約第6条(保険の対象の範囲)(1)①から⑥までに掲げる物、住居のみに使用される建物および個人が所有する居住部分を含む建物は、保険の対象に含まれません。

- ① 建物および屋外設備・装置
- ② 上記①内収容の設備・什器等
- ③ 商品・製品等

- (2)(1)の規定にかかわらず、財物損害補償特約第6条(保険の対象の範囲)(2)①から④までに掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- (3)(1)の規定にかかわらず、保険の対象から除外する旨を保険契約申込書に明記することにより、(1)③に掲げる物の一部または全部を保険の対象から除外することができます。
- (4)敷地内に所在する他人所有の物は、保険契約者が占有管理しているものまたは当社が別に定めるもの限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書に明記して、保険の対象とすることができます。
- (5)保険証券に小建物方式と記載されている場合は、敷地内に所在する次に掲げるすべての物件を保険の対象とします。なお、この方式の場合には、(2)の規定にかかわらず、財物損害補償特約第6条(保険の対象の範囲)(2)①および②に掲げる物のうち次の①または②に該当するものは、保険証券に明記されていないときも保険の対象に含まれます。
- ① 延床面積が300㎡未満の建物
 - ② 1基または1団の保険価額が2,000万円未満の屋外設備・装置
- (6)保険証券に設備・什器等一括方式と記載されている場合は、敷地内に所在する設備・什器等のすべてを保険の対象とします。なお、この方式の場合でも、財物損害補償特約第6条(保険の対象の範囲)(2)③および④に掲げる物は、保険証券に明記されていないときは、保険の対象に含まれません。

第2条(通知義務)

- 保険契約締結の後、敷地内において保険の対象(注)に次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当社に通知するものとします。
- ① 保険契約が前条の規定により保険の対象(注)とすべき物件を取得した場合
 - ② 保険の対象(注)である物件が増築または増設された場合
 - ③ 保険の対象(注)が敷地内から取り除かれた場合
 - ④ この保険契約において当社の補償しない事故によって保険の対象(注)が滅失した場合(注)前条(1)③に規定する物を除きます。

第3条(自動補償)

- (1)保険契約締結の後、保険契約者が敷地内において追加物件を取得した場合において、その追加物件の価額が自動補償限度額(注1)以下であるときは、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件を取得した日からその日を含めて保険期間の末日(注4)までその追加物件について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。
- (注1)総保険金額(注2)の10%(注3)をいいます。
- (注2)契約締結時における第1条(保険の対象およびその範囲)の規定により保険の対象とすべき物件の保険金額の合計額をいいます。
- (注3)30億円を超えるときは30億円とします。
- (注4)この保険契約が解除または解約された場合は、解除または解約された日をいいます。
- (2)(1)の規定により損害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を保険金額とみなして財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)の規定に従い、損害保険金を支払います。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)①から⑩までの事故および水災によって保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。
- (3)(1)および(2)の規定により損害保険金を支払うべき場合において、保険金を支払うべき事故が発生した時から当社が保険金を支払う時まで前条に基づく通知がなされ、追加物件について保険金の支払にかかわる契約条件が約定された場合は、(2)の規定にかかわらず、その契約条件に基づいて保険金を支払います。ただし、その場合においても、当社が保険金を支払うべき損害は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)①から⑩までの事故および水災によって保険の対象に生じた損害の範囲を超えないものとします。
- (4)追加物件の取得が2回以上ある場合において、追加物件の価額の累計額と新たな追加物件の価額との合計額が自動補償限度額(注1)を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、(1)の規定は適用しません。
- (注1)総保険金額(注2)の10%(注3)をいいます。
- (注2)契約締結時における第1条(保険の対象およびその範囲)の規定により保険の対象とすべき物件の保険金額の合計額をいいます。
- (注3)30億円を超えるときは30億円とします。
- (5)(1)の場合において、保険契約者は、その追加物件について、取得した日以後の期間に対して日割によって計算した保険料を保険期間満了時までに当社へ支払うものとします。
- (6)(5)の規定にかかわらず、保険契約者が保険期間満了時にその追加物件にかかわる保険料を支払った場合は、(4)の累計額より保険料の支払われた追加物件の価額を差し引いた残額を、(4)の累計額とします。
- (7)保険契約者は、(1)から(3)までの規定により損害保険金が支払われる場合は、その時までに、その追加物件について次条に定める保険料を支払うものとします。

第4条(保険料の返還または請求)

次表の①から⑤までのいずれかに該当する場合において、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます)の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、次表の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

区 分	返還・請求保険料の計算期間
① 第2条(通知義務)①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合	第2条(通知義務)①から③までの事実が発生した時以降の期間
② 普通保険約款第16条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定	危険増加もしくは危険の減少が生じた時以降の期間
③ 告知等変更特約(企業財産保険用)第6条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)の規定により読み替えて適用される普通保険約款第16条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定	告知等変更特約(企業財産保険用)第3条(通知義務)の規定により読み替えて適用される普通保険約款第5条(通知義務)(1)の事実が生じた時以降の期間
④ 普通保険約款第16条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(7)の規定	保険契約の条件を変更した時以降の期間
⑤ 告知等変更特約(企業財産保険用)第6条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)の規定により読み替えて適用される普通保険約款第16条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(7)の規定	

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

複数敷地内包括契約特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
し	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
つ	追加敷地内 追加物件	保険証券に記載のない敷地内をいいます。 第1条(保険の対象およびその範囲)の規定により新たに保険の対象とすべき物件(注)をいいます。 (注)第1条(保険の対象およびその範囲)(1)および(2)に規定する物を除きます。ただし、同条(5)の小建物方式に含まれる物は除外せずを含みます。
と	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
め	免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

第1条(保険の対象およびその範囲)

- (1)この保険契約における保険の対象は、保険契約者が日本国内において所有する次の①から③までに掲げるすべての物件(注)とします。ただし、財物損害補償特約第6条(保険の対象の範囲)(1)①から⑥までに掲げる物、住居のみに使用される建物および個人が所有する居住部分を含む建物は、(1)①から⑥までに掲げる物に含められません。
- ① 建物および屋外設備・装置
 - ② 上記①内収容の設備・什器等
 - ③ 商品・製品等
- (注)保険証券に保険の対象とする条件の記載があるときはその条件に該当する物件をいいます。
- (2)(1)の規定にかかわらず、財物損害補償特約第6条(保険の対象の範囲)(2)①から④までに掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- (3)(1)の規定にかかわらず、保険の対象から除外する旨を保険契約申込書に明記することにより、(1)③に掲げる物の一部または全部を保険の対象から除外することができます。
- (4)保険証券記載の敷地内に所在する他人所有の物は、保険契約者が占有管理しているものまたは当社が別に定めるもの限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書に明記して、保険の対象とすることができます。
- (5)保険証券に小建物方式と記載されている場合は、敷地内に所在する次に掲げるすべての物件を保険の対象とします。なお、この方式の場合には、(2)の規定にかかわらず、財物損害補償特約第6条(保険の対象の範囲)(2)①および②に掲げる物のうち次の①または②に該当するものは、保険証券に明記されていないときも保険の対象に含まれます。
- ① 延床面積が300㎡未満の建物
 - ② 1基または1団の保険価額が2,000万円未満の屋外設備・装置
- (6)保険証券に設備・什器等一括方式と記載されている場合は、敷地内に所在する設備・什器等のすべてを保険の対象とします。なお、この方式の場合でも、財物損害補償特約第6条(保険の対象の範囲)(2)③および④に掲げる物は、保険証券に明記されていないときは、保険の対象に含まれません。

第2条(通知義務)

- (1)保険契約締結の後、1つの敷地内(注1)において保険の対象(注2)に次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当社に通知するものとします。
- ① 保険契約者が第1条(保険の対象およびその範囲)の規定により保険の対象(注2)とすべき物件を取得した場合
 - ② 保険の対象(注2)である物件が増築または増設された場合
 - ③ 保険の対象(注2)が敷地内(注1)から取り除かれた場合
 - ④ この保険契約において当社の補償しない事故によって保険の対象(注2)が滅失した場合
- (注1)保険証券に記載されている敷地内に限ります。
- (注2)前条(1)③に規定する物を除きます。
- (2)保険契約締結の後、保険契約者が追加敷地内において、前条の規定により保険の対象(注)とすべき物件を取得した場合には、保険契約者はその都度書面をもってその旨を当社に通知するものとします。この場合、明細書に追加敷地内の名称、所在地および保険の対象(注)を記載するものとします。
- (注)前条(1)③に規定する物を除きます。

第3条(自動補償)

- (1)保険契約締結の後、保険契約者が敷地内(注1)において追加物件を取得した場合において、その追加物件の価額が自動補償限度額(注2)以下であるときは、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件を取得した日からその日を含めて保険期間の末日(注5)までその追加物件について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。
- (注1)前条(2)に規定する追加敷地内を含みます。
- (注2)総保険金額(注3)の10%(注4)をいいます。
- (注3)契約締結時における第1条(保険の対象およびその範囲)の規定により保険の対象とすべき物件の保険金額の合計額をいいます。
- (注4)30億円を超えるときは30億円とします。
- (注5)この保険契約が解除または解約された場合は解除または解約された日をいいます。
- (2)(1)の規定により損害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を保険金額とみなして財物損害補償特約第7条(損害保険金の支払額)の規定に従い、損害保険金を支払います。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)①から⑩までの事故および水災によって保険の対象について生じた損害とします。なお、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)⑩の事故および水災によって保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。
- (3)(1)および(2)の規定により損害保険金を支払うべき場合において、保険金を支払うべき事故

が発生した時から当社が保険金を支払う時までに前条に基づく通知がなされ、追加物件について保険金の支払にかかわる契約条件が約定された場合は、(2)の規定にかかわらず、その契約条件に基づいて保険金を支払います。ただし、その場合においても、当社が保険金を支払うべき損害は、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)①から⑩までの事故および水災によって保険の対象に生じた損害の範囲を超えないものとします。

(4)追加物件の取得が2回以上ある場合において、追加物件の価額の累計額と新たな追加物件の価額との合計額が自動補償限度額(注1)を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、(1)の規定は適用しません。

(注1)総保険金額(注2)の10%(注3)をいいます。

(注2)契約締結時における第1条(保険の対象およびその範囲)の規定により保険の対象とすべき物件の保険金額の合計額をいいます。

(注3)30億円を超えるときは30億円とします。

(5)(1)の場合において、保険契約者は、その追加物件について、取得した日以後の期間に対して日割によって計算した保険料を保険期間満了時まで当社へ支払うものとします。

(6)(5)の規定にかかわらず、保険契約者が保険期間満了時前にその追加物件にかかわる保険料を支払った場合は、(4)の累計額より保険料の支払われた追加物件の価額を差し引いた残額を、(4)の累計額とします。

(7)保険契約者は、(1)から(3)までの規定により損害保険金が支払われる場合は、その時までに、その追加物件について次条に定める保険料を支払うものとします。

第4条(保険料の返還または請求)

次表の①から⑤までのいずれかに該当する場合において、保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、次表の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

区 分	返還・請求保険料の計算期間
① 第2条(通知義務)①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合	第2条(通知義務)①から③までの事実が発生した時以降の期間
② 普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定	危険増加もしくは危険の減少が生じた時以降の期間
③ 告知等変更特約(企業財産保険用)第6条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)の規定により読み替えて適用される普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定	告知等変更特約(企業財産保険用)第3条(通知義務)の規定により読み替えて適用される普通保険約款第5条(通知義務)(1)の事実が生じた時以降の期間
④ 普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(7)の規定	保険契約の条件を変更した時以降の期間
⑤ 告知等変更特約(企業財産保険用)第6条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)の規定により読み替えて適用される普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(7)の規定	

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

家賃収入補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
推定復旧期間	保険の対象を罹災直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間をいいます。
損害	事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象に生じた損害を含みます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
復旧期間	保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までに要した期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合には、推定復旧期間を超えるいものとします。
保険価額	損害が生じた時における保険の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額をいいます。
保険金	家賃収入補償保険金をいいます。
約定復旧期間	復旧期間を基準として、当事者が約定した期間をいいます。
家賃	建物の賃貸料(注)で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料を含まないものをいいます。また、賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる限りにおいて、その賃貸料は家賃に算入されます。 ア。水道、ガス、電気、電話等の使用料金 イ。権利金、礼金、敷金その他の一時金 ウ。賄料 (注)区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

(1)当社は、財物損害補償特約第1条(保険金を支払う場合)に掲げる事故(注)によってこの特約の保険の対象が損害を受けた結果生じた家賃収入の損失に対して、この特約に従い、家賃収入補償保険金を支払います。

(注)財物損害補償特約に水災危険補償特約Aまたは水災危険補償特約Bが付帯された場合は、これらに掲げる事故を含みます。

(2)(1)の規定にかかわらず、財物損害補償特約に次に掲げる特約が付帯された場合でも、これらの特約に掲げる事故によって損害を受けた結果生じた家賃収入の損失に対しては、保険金を支払いません。

- 電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)
- ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)
- 工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償特約(財物損害補償特約用)
- 地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)、財物損害補償特約およびこれに付帯された特約の規定により保険金が支払われない損害によって生じた前条の損失に対しては、保険金を支払いません。

第3条(保険金の支払額)

(1)当社が第1条(保険金を支払う場合)の保険金として支払うべき損失の額は、保険価額によって定めます。

(2)保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超えるときは、当社は、保険価額を限度とし、家賃について復旧期間(注)内に生じた損失の額を保険金として、支払います。

(注)約定復旧期間を限度とします。

(3)保険金額が保険価額より低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\text{家賃について復旧期間(注)内に生じた損失の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$$

(注)約定復旧期間を限度とします。

第4条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、家賃について復旧期間内に生じた損失の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額(注)を限度とします。

(注)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

第5条(保険金の請求に関する特則)

(1)普通保険約款第23条(保険金の請求)(1)の規定にかかわらず、この特約にかかる当社に対する保険金請求権は、復旧期間が終了した時から発生し、これ行使することができるものとします。

(2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第23条(保険金の請求)(2)に規定する書類または証拠のほか、復旧期間が終了した事実を確認できる書類を当社に提出しなければなりません。

(3)(1)および(2)の規定にかかわらず、復旧期間が1か月を超えた場合は、当社は、被保険者の請求に基づき毎月末に保険金の内払をすることがあります。

第6条(賃貸の不継続の場合の特約の失効)

(1)被保険者が、損害を受けた保険の対象の復旧もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合、または復旧もしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損害発生時に遡って効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められる場合(注)を除きます。

(注)この場合、推定復旧期間をもって復旧期間とみなします。

(2)(1)の規定により、特約が失効した場合には、当社は、普通保険約款第17条(保険料の返還-無効または失効の場合)(2)の規定に従い保険料を返還します。

第7条(この特約が付帯された保険契約との関係)

(1)この特約が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。

(2)この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了したときは、この特約も同時に終了するものとします。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

預かり品損害補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
預かり品	被保険者が保険証券記載の建物内で一時的に保管または管理する顧客の所有、使用または管理する財物をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損することをいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

<法令>

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令(法令番号)
さ	災害救助法(昭和22年法律第118号)
へ	弁護士法(昭和24年法律第205号)

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、預かり品が保険期間中に損壊、紛失または盗取されたことにより、預かり品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

(1)当社は、この特約においては、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって生じた損害のほか、次の(2)から(5)までのいずれかに該当する損害に対しても、保険金を支払いません。

(2)当社は、直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物質(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性
- ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する損害賠償責任

ア. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

イ. ア以外の場合で、被保険者とその父母、配偶者または子の間で発生した事故に起因する損害賠償責任

② 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任

③ 排水または排気(注)によって生じた損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。

④ 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任(注)煙を含みます。

(4) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害については、保険金を支払いません。

① 原因がいかなる場合でも、自然発火または自然爆発した預かり品自体の損壊

② 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊

③ 屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の瑕疵により、これらから入る雨または雪等に起因する預かり品の損壊

④ 預かり品がその顧客に引き渡された後に発見された預かり品の損壊

⑤ 動物または植物の損壊、紛失または盗取

⑥ 預かり品に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損壊

⑦ 被保険者の使用人が所有または私用に供する物の損壊、紛失または盗取

⑧ 保険の対象のうち楽器について生じた次に掲げる損害

ア. 弦(注)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。

イ. 音色または音質の変化

(注)ピアノ線を含みます。

(5) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が預かり品の使用不能に起因する損害賠償責任(注)を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(注)収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

第3条(保険金の支払限度額)

(1) 当社が支払う保険金の額は、預かり品が、損害が生じた地および時において、もし被害を受けていなければ有したであろう価値を超えないものとします。

(2) 当社がこの特約において支払うべき保険金の額は、損害の額から1万円を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき50万円を限度とします。

第4条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額(注)を限度とします。

(注)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第5条(通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、預かり品につき権利を主張する第三者から訴えを提起された場合、または差押えを受けた場合は、遅滞なく当社に書面により通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の書面に事実と異なる記載をし、またはその通知を怠った場合には、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条(事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。

② 当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故の発生を当社に遅滞なく通知すること。

③ 次の事項を遅滞なく、書面で当社に通知すること。

ア. 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況
 イ. 上記アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

④ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。

⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。

⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条(事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② 前条②もしくは③または同条⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額

④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条(損害賠償責任解決の特則)

(1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当

たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が、正当な理由がないに(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条(保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害の額を証明する書類

③ 盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑤ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条(保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない場合の確認に必要な事項として、保険金が支払われない場合としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容(注2)、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権(注3)および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定する手続に確認が必要な事項

(注1) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(注3) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② ①(1)から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をとします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条(先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第12条(時効)

保険金請求権は、第9条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
 被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第14条(この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了したときは、この特約も同時に終了するものとします。

第15条(準用規定)

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

- (2)(1)の規定にかかわらず、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)(1)の規定は適用しません。
- (3)(1)の規定において、普通保険約款第14条(重大事由による解除)の規定は、次のとおり読み替えて適用します。
- 〔(1)当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。〕
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社がこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2)当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- (注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③アからオまでのいずれかに該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

借家人賠償責任補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
か	貸主	借戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。
し	支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
	借戸室	被保険者が借用する保険証券記載の建物または戸室をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
そ	損壊	滅失、損傷または汚損することをいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮を除きます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険金	借家人賠償責任保険金をいいます。
め	免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

<法令>

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令(法令番号)
さ	災害救助法(昭和22年法律第118号)
へ	弁護士法(昭和24年法律第205号)

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、借戸室が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により損壊した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約が付帯される企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)およびこの特約に従い、借家人賠償責任保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発
- ③ 給排水設備(注1)に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(注2)による水漏れ。ただし、風災、雹災、雪災もしくは水災による損害または給排水設備(注1)自体に生じた損害を除きます。
(注1)スプリンクラー設備・装置を含みます。
(注2)水が溢れることをいいます。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1)当会社は、借戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 被保険者の心神喪失または指図
 - ③ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事または暴動

- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
(注1)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2)使用済燃料を含みます。
(注3)原子核分裂生成物を含みます。

(2)当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任

第3条(支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑦までに掲げるものに限りします。

- ① 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(注)
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 被保険者が第6条(事故発生時の義務)①の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- ⑥ 第8条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第6条(事故発生時の義務)④または第14条(代位)(2)の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用
(注)弁護士報酬を含みます。

第4条(保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 前条①に規定する損害賠償金の額が免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、支払限度額を限度とします。
- ② 前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条②および③の費用は同条①の損害賠償金の額が、支払限度額を超える場合は、その支払限度額の同条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額(注)を限度とします。
(注)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(3)(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6条(事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 当会社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故の発生を当会社に遅滞なく通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故発生の日時、場所、借戸室の貸主の住所および氏名、事故の状況
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
(注1)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(注2)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条(事故発生時の義務違反)

(1)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 前条②もしくは③または同条⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条(損害賠償責任解決の特則)

- (1)当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2)被保険者が、正当な理由がないのに(1)の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 損害の額を証明する書類
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ④ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない場合の確認に必要な事項として、保険金が支払われない場合としてこの保険契約において定められた事項に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容(注2)、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権(注3)および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
(注3) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条(先取特権)

- (1) この特約にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
(注) 第3条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
(注) 第3条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第12条(時効)

保険金請求権は、第9条(保険金の請求(1))に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の限を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第14条(この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了したときは、この特約も同時に終了するものとします。

第15条(準用規定)

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約、店舗休業補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合(1))の規定は適用しません。

(3) (1)の場合において、普通保険約款第14条(重大事由による解除)の規定は、次のとおり読み替えて適用します。

- 「(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - A. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - I. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていることと認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

修理費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
か	貸主	借戸室の貸主をいい、転賃人を含みます。
し	支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
	借戸室	被保険者が借用する保険証券記載の建物または戸室をいいます。
	修理費用	借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額回収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
そ	騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と	盗難	強盗・窃盗またはこれら未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮を除きます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険金	修理費用(保険金を)いいます。
め	免責金額	損害の額のうち保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。ただし、保険証券に記載のない場合、免責金額は適用されません。

第1条(保険金を支払う場合)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事故により、被保険者の借戸室に損害が生じた場合において、被保険者が貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実これを修理したときは、その修理費用に対して、この特約に従い、修理費用(保険金を)を支払います。ただし、借家人賠償責任補償特約に規定する事故による損害に対し、被保険者が貸主に対して法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。
- ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発
 - ④ 借戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または借戸室内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災、土砂崩れもしくは⑦の事故による損害を除きます。
 - ⑤ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(注1)による水濡れによって借戸室について損害が発生した場合。ただし、水災もしくは⑦の事故による損害または給排水設備(注2)自体に生じた損害を除きます。
 - A. 給排水設備(注2)に生じた事故
 - B. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
 - ⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
 - ⑦ 次のいずれかに該当する事故。ただし、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害(注3)については、借戸室の外側の部分(注4)が次のいずれかに該当する事故によって破損し、その破損部分から借戸室の内部に吹き込むこと

によって生じた損害に限ります。

- ア. 風災
- イ. 雹災
- ウ. 雪災

⑧ 盗難

(注1)水が溢れることをいいます。

(注2)スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注3)②ウの事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことがこの特約が付帯された企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第24条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、普通保険約款第21条(事故発生時の義務・権利)の規定に基づく義務を負うものとします。

(注4)外壁、屋根、開口部等をいいます。

第2条(保険金を支払わない場合)

(1)当社は、この特約においては、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由によって生じた損害のほか、次の(2)から(5)までのいずれかに該当する損害に対しても、保険金を支払いません。

(2)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、貸主(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険契約者、被保険者または貸主が所有(注3)または運転(注4)する車両またはその積載物の衝突または接触
(注1) 保険契約者、被保険者または貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。
(注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関をいいます。
(注3) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。
(注4) 保険契約者、被保険者または貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(3)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
(注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
(注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(4)当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(注)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 借戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、貸主またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等
(注) 前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(5)当社は、借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他観上の損傷または汚損であって、借戸室ごとに、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条(保険金の支払額)

当社は、第1条(保険金を支払う場合)の保険金として、1回の事故につき支払限度額を限度とし、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{修理費用の額} - \text{免責金額}$$

第4条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2)①の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、修理費用の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額(注)を限度とします。

(注)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(3)②の保険金の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第5条(この特約が付帯された保険契約との関係)

(1)この特約が付帯された保険契約が無効のときは、この特約もまた無効とします。

(2)この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了したときは、この特約も同時に終了するものとします。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、財物損害補償特約、店舗休業補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

電氣的・機械的事故補償特約(利益損失補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

第1条(利益保険金を支払う場合)

当社は、偶然かつ外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故または機械的の事故により利益損失補償特約第6条(保険の対象の範囲)に規定する保険の対象が損害を受けたことにより生じた利益損失に対して、この特約に従い、利益保険金を支払います。

第2条(利益保険金を支払わない場合)

(1)当社は、この特約においては、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)

第2条(保険金を支払わない場合)および利益損失補償特約第2条(利益保険金を支払わない場合-その1)から第5条(利益保険金を支払わない場合-その4)までに掲げる事由によって生じた利益損失のほか、(2)に該当する損害を受けたことにより生じた利益損失に対しても、保険金を支払いません。

(2)当社は、前条の事故によって次に掲げる物について生じた損害を受けたことにより生じた利益損失に対しては、利益保険金を支払いません。

- ① ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは球球類
- ② 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
- ③ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれません。
- ④ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
- ⑤ 基礎(注1)、炉壁(注2)または予備用の部品
(注1) アンカーボルトを含みます。
(注2) ボイラの炉壁を除きます。

第3条(利益保険金の支払額)

(1)当社が支払うべき第1条(利益保険金を支払う場合)の利益保険金の額は、利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)および同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した利益保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。

(注) 保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

(2)①の規定にかかわらず、利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)①④の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。

「④ 事故が電氣的・機械的事故補償特約(利益損失補償特約用)第1条(利益保険金を支払う場合)の電氣的事故の場合には、その事故の発生した時を含む日の午前0時から48時間中に発生した利益損失の額。事故が電氣的・機械的事故補償特約(利益損失補償特約用)第1条の機械的の事故の場合には、その事故の発生した時を含む日の午前0時から72時間中に発生した利益損失の額」

第4条(準用規定)

(1)この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、利益損失補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、利益損失補償特約第3条(利益保険金を支払わない場合-その2)①①の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。

「① 電氣的・機械的事故補償特約(利益損失補償特約用)第1条(利益保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」

(2)①の規定にかかわらず、利益損失補償特約第4条(利益保険金を支払わない場合-その3)⑥の規定は適用しません。

ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約(利益損失補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

第1条(保険の対象の範囲)

(1)この特約の保険の対象は、利益損失補償特約第6条(保険の対象の範囲)に規定する保険の対象のうち、下表に掲げる機械、設備または装置とします。

設備名称	機械、設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生、消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベータ、エスカレータ、ダムウエータ等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
厨房機械設備	炊、焼、揚、蒸、煮用機械設備、食器洗浄消毒設備、米とき機、ミキサー、冷蔵庫(注)、湯わかし器、アイスクリームフリーザ、アイスメーカーマシン、熱風消毒設備、ダムウエータ設備等 (注) 冷凍機を含みます。
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器等
ボイラおよびボイラ付属設備	ボイラ、給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物地震・制震機械装置、ごみ処理設備、塵芥焼却設備等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	
その他、保険証券に記載されたもの	

(2)次に掲げる物は、(1)の保険の対象に含まれません。

- ① コンクリート製・陶磁器製(注1)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
- ② 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ

- ③ ベルト、ワイヤロープ(注2)、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは打球類
- ④ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器もしくは閉閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれません。
- ⑤ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
- ⑥ 可搬式または移動式の機器
- ⑦ 基礎(注3)、炉壁(注4)または予備用の部品
(注1) 碍子・碍管を除きます。
(注2) エレベータのワイヤロープを除きます。
(注3) アンカーボルトを含みます。
(注4) ボイラの炉壁を除きます。

第2条(利益保険金を支払う場合)

当社は、偶然かつ外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故または機械的の事故により前条に規定する保険の対象が損害を受けたことにより生じた利益損失に対して、この特約に従い、利益保険金を支払います。

第3条(利益保険金を支払わない場合)

当社は、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)または利益損失補償特約の保険金を支払わない場合に関する規定のいずれかに該当する損害を受けたことにより生じた利益損失に対しては、利益保険金を支払いません。

第4条(利益保険金の支払額)

(1) 当会社が支払うべき第2条(利益保険金を支払う場合)の利益保険金の額は、利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)および同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した利益保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。
(注) 保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

(2) (1)の規定にかかわらず、利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)(1)④の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。
「④ 事故がビル付帯設備電氣的・機械的の事故補償特約(利益損失補償特約)第2条(利益保険金を支払う場合)の電氣的事故または機械的の事故の場合には、その事故の発生した時を含む日の午前0時から24時間中に発生した利益損失の額」

第5条(準用規定)

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、利益損失補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、利益損失補償特約第3条(利益保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。
「① ビル付帯設備電氣的・機械的の事故補償特約(利益損失補償特約)第2条(利益保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」

(2) (1)の規定にかかわらず、利益損失補償特約第4条(利益保険金を支払わない場合-その3)⑥の規定は適用しません。

工場内受配電設備電氣的・機械的の事故補償特約(利益損失補償特約)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

第1条(保険の対象の範囲)

(1) この特約の保険の対象は、利益損失補償特約第6条(保険の対象の範囲)に規定する保険の対象のうち、下表に掲げる機械、設備または装置とします。

設備名称	機械、設備または装置
受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電器、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、蓄電池、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮器、支持フレーム、母線、配線等
配線設備	動力用および配電用の配線、配管、分電盤、ダクト、器具、支柱等
照明設備	照明器具等
放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、碍子等
集中制御装置	受変電用および機械、設備または装置用の継電器盤、監視盤、操作盤等

その他、保険証券に記載されたもの

(2) 次に掲げる物は、(1)の保険の対象に含まれません。

- ① (1)以外の機械、設備もしくは装置に付属する電気設備(注1)またはこれらの機器相互間の配線
- ② 試験用または実験用の変電設備
- ③ 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
- ④ ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは打球類
- ⑤ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器もしくは閉閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれません。
- ⑥ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
- ⑦ 可搬式または移動式の機器
- ⑧ 基礎(注2)、炉壁(注3)または予備用の部品
(注1) 制御装置を含みます。
(注2) アンカーボルトを含みます。
(注3) ボイラの炉壁を除きます。

第2条(利益保険金を支払う場合)

当社は、偶然かつ外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故または機械的の事故により前条に規定する保険の対象が損害を受けたことにより生じた利益損失に対して、この特約に従い、利益保険金を支払います。

第3条(利益保険金を支払わない場合)

当社は、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)または利益損失補償特約の保険金を支払わない場合に関する規定のいずれかに該当する損害を受けたことにより生じた利益損失に対しては、利益保険金を支払いません。

第4条(利益保険金の支払額)

(1) 当会社が支払うべき第2条(利益保険金を支払う場合)の利益保険金の額は、利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)および同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した利益保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。
(注) 保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

(2) (1)の規定にかかわらず、利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)(1)④の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。

「④ 事故が工場内受配電設備電氣的・機械的の事故補償特約(利益損失補償特約)第2条(利益保険金を支払う場合)の電氣的事故または機械的の事故の場合には、その事故の発生した時を含む日の午前0時から24時間中に発生した利益損失の額」

第5条(準用規定)

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、利益損失補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、利益損失補償特約第3条(利益保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。

「① 工場内受配電設備電氣的・機械的の事故補償特約(利益損失補償特約)第2条(利益保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」

(2) (1)の規定にかかわらず、利益損失補償特約第4条(利益保険金を支払わない場合-その3)⑥の規定は適用しません。

地震・噴火危険補償特約(利益損失補償特約)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれの次の定義によります。

	用語	定義
す	水災	地震または噴火による津波、洪水等をいいます。
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。

第1条(利益保険金を支払う場合)

当社は、利益損失補償特約第6条(保険の対象の範囲)に規定する保険の対象が次のいずれかに該当する損害を受けたことにより生じた利益損失に対して、この特約に従い、利益保険金を支払います。

- ① 地震による火災によって生じた損害
- ② 地震によって生じた損壊、埋没等の損害
- ③ 地震による破裂または爆発によって生じた損害
- ④ 地震による水災によって生じた損害
- ⑤ 噴火による火災、破裂または爆発によって生じた損害
- ⑥ 噴火による損壊、埋没等の損害
- ⑦ 噴火による水災によって生じた損害

第2条(利益保険金の支払額)

(1) 当会社が支払うべき前条の利益保険金の額は、利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)および同特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した利益保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。
(注) 保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

(2) (1)の規定にかかわらず、利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)(1)④の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。

「④ 事故が地震・噴火危険補償特約(利益損失補償特約)第1条(利益保険金を支払う場合)の事故の場合には、その事故の発生した時を含む日の午前0時から24時間中に発生した利益損失の額」

第3条(準用規定)

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)、利益損失補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、利益損失補償特約第3条(利益保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。

「① 地震・噴火危険補償特約(利益損失補償特約)第1条(利益保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」

(2) (1)の規定にかかわらず、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定は適用しません。

噴火危険補償対象外特約(利益損失補償特約)

第1条(利益保険金の支払に関する特則)

当社は、地震・噴火危険補償特約(利益損失補償特約)第1条(利益保険金を支払う場合)⑤から⑦までの損害を受けたことにより生じた利益損失に対しては、この特約に従い、利益保険金を支払いません。

補償期間の終期に関する特約

第1条(補償期間の終期に関する特則)

(1) 利益損失補償特約の「用語の定義」における「補償期間」の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

「保険金支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き、事故が発生した時に始まり、次の①または②のいずれかに該当した時に終わります。ただし、12か月を超えないものとします。

- ① 事故が第1条(利益保険金を支払う場合)①の事由である場合には、損害を受けた保険の対象が復旧された時。ただし、事故発生直前の状態に保険の対象を復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- ② 事故が第1条②の事由である場合には、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または通信・電話の中継の中断または阻害が終了した時」

(2) この保険契約に約定補償期間に関する特約が付帯されている場合は、利益損失補償特約の「用語の定義」における「補償期間」の規定は、次のとおり読み替えるものとします。

「保険金支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き、事故が発生した時に始まり、次の①または②のいずれかに該当した時に終わります。ただし、契約時に約定した保険証券記載の補償期間を超えないものとします。

- ① 事故が第1条(利益保険金を支払う場合)①の事由である場合には、損害を受けた保険の対象が復旧された時。ただし、事故発生直前の状態に保険の対象を復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- ② 事故が第1条②の事由である場合には、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または通信・電話の中継の中断または阻害が終了した時」

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普通保険約款、利益損失補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

免責時間設定特約

第1条(利益保険金の支払額)

当会社が支払うべき利益損失補償特約第1条(利益保険金を支払う場合)①の事由による利益保険金の額は、1回の事故によって生じた利益損失の額から、その事故の発生した時を含む日の午前0時から保険証券記載の事故の種類に応じた免責時間中に発生した利益損失の額を差し引いた額に対して、利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)の規定を適用し、算出した

額とします。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普通保険約款、利益損失補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

約定期間に関する特約

第1条(補償期間)

利益損失補償特約の「用語の定義」における「補償期間」の規定は、次のとおり読み替えるものとします。なお、利益損失補償特約に付帯された特約において同規定を準用する場合を含みます。

「補償期間

保険金支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が回復した時もしくは営業収益が回復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、契約時に約定した保険証券記載の補償期間を超えないものとします。」

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普通保険約款、利益損失補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

電氣的・機械的事故補償特約(営業継続費用補償特約)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
え	営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた追加費用(注)をいいい、復旧期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次に掲げる費用は追加費用に含まないものとします。 営業継続費用保険金が支払われる事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用 営業継続費用保険金が支払われる事故による損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分 財物損害補償特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)の修理付帯費用保険金または利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)(1)の収益減少防止費用として支払われる金額 (注)必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
ひ	標準営業収益	営業継続費用保険金が支払われる事故による損害が発生する直前の12か月のうち復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。
ふ	復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時に始まり、それを遅滞なく復旧した時に終わります。ただし、損害が発生する直前の状態に保険の対象を復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も12か月を超えないものとします。

第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)

当会社は、偶然かつ外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的事故または機械的事故により営業継続費用補償特約第6条(保険の対象の範囲)に規定する保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対して、この特約に従い、営業継続費用保険金を支払います。

第2条(営業継続費用保険金を支払わない場合)

(1)当会社は、この特約においては、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)および営業継続費用補償特約第2条(営業継続費用保険金を支払わない場合-その1)から第5条(営業継続費用保険金を支払わない場合-その4)に掲げる事由によって生じた営業継続費用のほか、(2)に該当する損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対しても、保険金を支払いません。

(2)当会社は、前条の事故によって次に掲げる物について生じた損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対しては、営業継続費用保険金を支払いません。

- ① ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは管球類
- ② 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
- ③ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれません。
- ④ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
- ⑤ 基礎(注1)、炉壁(注2)または予備用の部品
(注1)アンカーボルトを含みます。
(注2)ボイラの炉壁を除きます。

第3条(営業継続費用保険金の支払額)

当会社が支払うべき第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)の営業継続費用保険金の額は、営業継続費用補償特約第7条(営業継続費用保険金の支払額)および同特約第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した営業継続費用保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。

(注)保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

第4条(準用規定)

(1)この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、営業継続費用補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、営業継続費用補償特約第3条(営業継続費用保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。

「① 電氣的・機械的事故補償特約(営業継続費用補償特約)第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」

(2)(1)の規定にかかわらず、営業継続費用補償特約第4条(営業継続費用保険金を支払わない場合-その3)⑥の規定は適用しません。

ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約(営業継続費用補償特約)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
え	営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた追加費用(注)をいいい、復旧期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次に掲げる費用は追加費用に含まないものとします。 営業継続費用保険金が支払われる事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用 営業継続費用保険金が支払われる事故による損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分 財物損害補償特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)の修理付帯費用保険金または利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)(1)の収益減少防止費用として支払われる金額 (注)必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
ひ	標準営業収益	営業継続費用保険金が支払われる事故による損害が発生する直前の12か月のうち復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。
ふ	復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時に始まり、それを遅滞なく復旧した時に終わります。ただし、損害が発生する直前の状態に保険の対象を復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も12か月を超えないものとします。

第1条(保険の対象の範囲)

(1)この特約の保険の対象は、営業継続費用補償特約第6条(保険の対象の範囲)に規定する保険の対象のうち、下表に掲げる機械、設備または装置とします。

設備名称	機械、設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生、消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベータ、エスカレータ、ダムウエータ等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シュエータ設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
厨房機械設備	炊、焼、揚、蒸、煮用機械設備、食器洗浄消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫(注)、湯わかし器、アイスクリームフリーザ、アイスメーカーマシン、熱風消毒設備、ダムウエータ設備等 (注)冷凍機を含みます。
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊着器等
ボイラおよびボイラ付属設備	ボイラ、給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液注入装置、付属配管
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理設備・塵芥焼却設備等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	
その他、保険証券に記載されたもの	

(2)次に掲げる物は、(1)の保険の対象に含まれません。

- ① コンクリート製・陶磁器製(注1)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
- ② 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- ③ ベルト、ワイヤロープ(注2)、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは管球類
- ④ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれません。
- ⑤ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
- ⑥ 可搬式または移動式の機器
- ⑦ 基礎(注3)、炉壁(注4)または予備用の部品
(注1)碍子・碍管を除きます。
(注2)エレベータのワイヤロープを除きます。
(注3)アンカーボルトを含みます。
(注4)ボイラの炉壁を除きます。

第2条(営業継続費用保険金を支払う場合)

当社は、偶然かつ外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気的事故または機械的事故により前条に規定する保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対して、この特約に従い、営業継続費用保険金を支払います。

第3条(営業継続費用保険金を支払わない場合)

当社は、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)または営業継続費用補償特約の保険金を支払わない場合に該当する損害を受けた結果生じた営業継続費用に対しては、営業継続費用保険金を支払いません。

第4条(営業継続費用保険金の支払額)

当社が支払うべき第2条(営業継続費用保険金を支払う場合)の営業継続費用保険金の額は、営業継続費用補償特約第7条(営業継続費用保険金の支払額)および同特約第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した営業継続費用保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。

(注) 保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

第5条(準用規定)

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、営業継続費用補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、営業継続費用補償特約第3条(営業継続費用保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。
- 「① ビル付帯設備電気的・機械的事故補償特約(営業継続費用補償特約)第2条(営業継続費用保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
- (2)(1)の規定にかかわらず、営業継続費用補償特約第4条(営業継続費用保険金を支払わない場合-その3)⑥の規定は適用しません。

工場内受配電設備電気的・機械的事故補償特約(営業継続費用補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
え 営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた追加費用(注)をいい、復旧期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次に掲げる費用は追加費用に含まないものとします。 営業継続費用保険金が支払われる事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用 営業継続費用保険金が支払われる事故による損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分 財物損害補償特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)の修理付帯費用保険金または利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)(1)の収益減少防止費用として支払われる金額 (注) 必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。
そ 損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
ひ 標準営業収益	営業継続費用保険金が支払われる事故による損害が発生する直前の12か月のうち復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。
ふ 復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時に始まり、それを遅滞なく復旧した時に終わります。ただし、損害が発生する直前の状態に保険の対象を復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も12か月を超えないものとします。

第1条(保険の対象の範囲)

(1) この特約の保険の対象は、営業継続費用補償特約第6条(保険の対象の範囲)に規定する保険の対象のうち、下表に掲げる機械、設備または装置とします。

設備名称	機械、設備または装置
受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電器、リアクトル、充電設備、無電装置、非常用発電設備、蓄電池、磚子・磚管、保護装置、開閉器用空気圧縮器、支持フレーム、母線、配線等
配線設備	動力用および配電用の配線、配管、分電盤、ダクト、器具、支柱等
照明設備	照明器具等
放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、磚子等
集中制御装置	受変電用および機械、設備または装置用の継電器盤、監視盤、操作盤等
その他、保険証券に記載されたもの	

(2) 次に掲げる物は、(1)の保険の対象に含まれません。

- (1)以外の機械、設備もしくは装置に付属する電気設備(注1)またはこれらの機器相互間の配線
- 試験用または実験用の変電設備
- 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
- ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたは管球類
- 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器もしくは開閉装置内の絶縁油または水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれません。
- フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
- 可搬式または移動式の機器
- 基礎(注2)、炉壁(注3)または予備用の部品
(注1)制御装置を含みます。
(注2)アンカーボルトを含みます。
(注3)ボイラの炉壁を除きます。

第2条(営業継続費用保険金を支払う場合)

当社は、偶然かつ外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気的事故または機械的事故により前条に規定する保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対して、この特約に従い、営業継続費用保険金を支払います。

第3条(営業継続費用保険金を支払わない場合)

当社は、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)または営業継続費用補償特約の保険金を支払わない場合に該当する損害を受けた結果生じた営業継続費用に対しては、営業継続費用保険金を支払いません。

第4条(営業継続費用保険金の支払額)

当社が支払うべき第2条(営業継続費用保険金を支払う場合)の営業継続費用保険金の額は、営業継続費用補償特約第7条(営業継続費用保険金の支払額)および同特約第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した営業継続費用保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。

(注) 保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

第5条(準用規定)

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、営業継続費用補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、営業継続費用補償特約第3条(営業継続費用保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。
- 「① 工場内受配電設備電気的・機械的事故補償特約(営業継続費用補償特約)第2条(営業継続費用保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
- (2)(1)の規定にかかわらず、営業継続費用補償特約第4条(営業継続費用保険金を支払わない場合-その3)⑥の規定は適用しません。

水災危険補償特約(営業継続費用補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
え 営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた追加費用(注)をいい、復旧期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次に掲げる費用は追加費用に含まないものとします。 営業継続費用保険金が支払われる事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用 営業継続費用保険金が支払われる事故による損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分 財物損害補償特約第2条(各種費用保険金を支払う場合)の修理付帯費用保険金または利益損失補償特約第7条(利益保険金の支払額)(1)の収益減少防止費用として支払われる金額 (注) 必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。
す 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
そ 損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
と は 土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は 破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ 標準営業収益	営業継続費用保険金が支払われる事故による損害が発生する直前の12か月のうち復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。
ふ 復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時に始まり、それを遅滞なく復旧した時に終わります。ただし、損害が発生する直前の状態に保険の対象を復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も12か月を超えないものとします。

第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)

当社は、水災により営業継続費用補償特約第6条(保険の対象の範囲)に規定する保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対して、この特約に従い、営業継続費用保険金を支払います。

第2条(営業継続費用保険金の支払額)

当社が支払うべき前条の営業継続費用保険金の額は、営業継続費用補償特約第7条(営業継続費用保険金の支払額)および同特約第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した営業継続費用保険金の額に保険証券記載の縮小支払割合(注)を乗じて得た額とします。
(注) 保険証券に記載のない場合、縮小支払割合は適用されません。

第3条(準用規定)

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普通保険約款、営業継続費用補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、営業継続費用補償特約第3条(営業継続費用保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。
- 「① 水災危険補償特約(営業継続費用補償特約)第1条(営業継続費用保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
- (2)(1)の規定にかかわらず、営業継続費用補償特約第4条(営業継続費用保険金を支払わない場合-その3)⑥の規定は適用しません。

設備名称	機械、設備または装置
受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電池、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、蓄電池、碍子・磚管、保護装置、開閉器用空気圧縮器、支持フレーム、母線、配線等
配線設備	動力用および配電用の配線、配管、分電盤、ダクト、器具、支柱等
照明設備	照明器具等
放送・通信・時計・表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置等
保安設備	火災報知設備、盗難防止装置等
避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、碍子等
集中制御装置	受変電用および機械、設備または装置用の継電器盤、監視盤、操作盤等
その他、保険証券に記載されたもの	

- (2)次に掲げる物は、(1)の保険の対象に含まれません。
- ① コンクリート製・陶磁器製(注1)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
 - ② 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
 - ③ ベルト、ワイヤロープ(注2)、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、打球類
 - ④ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供される資材。ただし、変圧器および開閉装置内の絶縁油ならびに水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含まれます。
 - ⑤ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
 - ⑥ 可搬式、移動式の機器
 - ⑦ 基礎(注3)、炉壁(注4)または予備用の部品
 - ⑧ (1)以外の機械、設備または装置に付属する電気設備(注5)ならびにこれらの機器相互間の配線
 - ⑨ 試験用または実験用の変電設備
 - ⑩ 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電池
(注1)碍子・磚管を除きます。
(注2)エレベータのワイヤロープを除きます。
(注3)アンカーボルトを含みます。
(注4)ボイラの炉壁を除きます。
(注5)制御装置を含みます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、偶然かつ外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気事故または機械的事故により前条に規定する保険の対象が損害を受けたことにより生じた損失または保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対して、この特約に従い、保険金を支払います。(以下、この条の損失に対して支払う保険金を「休業損失保険金」、この条の営業継続費用に対して支払う保険金を「営業継続費用保険金」といいます。)

第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)または休業損失等補償特約の保険金を支払わない場合に関する規定のいずれかに該当する損害を受けたことにより生じた損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険金の支払額)

- (1)当社が支払うべき第2条(保険金を支払う場合)の休業損失保険金の額は、休業損失等補償特約第7条(保険金の支払額)および同特約第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した休業損失保険金の額とします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、休業損失等補償特約第7条(保険金の支払額)(2)の規定は、適用しません。
- (3)当社が支払うべき営業継続費用保険金の額は、休業損失等補償特約第7条(保険金の支払額)および同特約第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定によって算出した営業継続費用の額とします。

第5条(準用規定)

- (1)この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、休業損失等補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、休業損失等補償特約第3条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。
「① ビル付帯設備等電気的・機械的事故補償特約(休業損失等補償特約用)第2条(保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
- (2)(1)の規定にかかわらず、休業損失等補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その3)⑥の規定は適用しません。

水災危険補償特約(休業損失等補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
え	営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた追加費用(注)をいい、復旧期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次に掲げる費用は追加費用に含まないものとします。 営業継続費用保険金が支払われる事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用 営業継続費用保険金が支払われる事故による損害を受けた保険の対象が損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めません。 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分 (注)必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
と	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
ひ	標準営業収益	営業継続費用保険金が支払われる事故による損害が発生する直前の12か月のうち復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。
ふ	復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時に始まり、それを遅滞なく復旧した時に終わります。ただし、損害が発生する直前の状態に保険の対象を復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、保険証券に記載された約定復旧期間を超えないものとします。
ほ	保険金	次の保険金をいいます。 休業損失保険金 営業継続費用保険金

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、水災により休業損失等補償特約第6条(保険の対象の範囲)に規定する保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失または保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用に対して、この特約に従い、保険金を支払います。(以下、この条の損失に対して支払う保険金を「休業損失保険金」、この条の営業継続費用に対して支払う保険金を「営業継続費用保険金」といいます。)

第2条(保険金の支払額)

- (1)当社が支払うべき前条の休業損失保険金の額は、休業損失等補償特約第7条(保険金の支払額)および同特約第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した休業損失保険金の額とします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、休業損失等補償特約第7条(保険金の支払額)(2)の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。
「(2)水災危険補償特約(休業損失等補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)の損害を受けた結果生じた損失に対して休業損失保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を控除した残りの日数内の休業日数により、(1)の規定に従い、休業損失保険金を算出するものとします。」
- (3)当社が支払うべき営業継続費用保険金の額は、休業損失等補償特約第7条(保険金の支払額)および同特約第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定によって算出した営業継続費用の額とします。

第3条(準用規定)

- (1)この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業財産保険普通保険約款、休業損失等補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、休業損失等補償特約第3条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。
「① 水災危険補償特約(休業損失等補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
- (2)(1)の規定にかかわらず、休業損失等補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その3)⑥の規定は適用しません。

地震・噴火危険補償特約(休業損失等補償特約用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
え 営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた追加費用(注)をいい、復旧期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次に掲げる費用は追加費用に含まないものとします。 営業継続費用保険金が支払われる事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用 営業継続費用保険金が支払われる事故による損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含まれるものとします。 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における時価部分 (注)必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。
営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。
こ 備外ユーティリティ設備	保険の対象と配管または配線により接続している次の から までの事業者の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給、中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次の から までの事業者の占有するものをいいます。ただし、日本国内に所在するものに限り、 電気事業法に定める電気事業者 ガス事業法に定めるガス事業者 熱供給事業法に定める熱供給事業者 水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者 ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者 電気通信事業法に定める電気通信事業者

ず 水災	地震または噴火による津波、洪水等をいいます。
そ 損害	事故によって保険の対象が生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象が生じた損害を含みます。
は 破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ 標準営業収益	営業継続費用保険金が支払われる事故による損害が発生する直前の12か月のうち復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。
ふ 復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、次の または のいずれかに該当した時に終わります。ただし、保険証券に記載された約定復旧期間を超えないものとします。 事故が第1条(保険金を支払う場合)の事由である場合には、損害を受けた保険の対象が復旧した時。ただし、事故発生直前の状態に保険の対象を復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。 事故が第1条の事由である場合には、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継の中断または阻害が終了した時
ほ 保険金	次の保険金をいいます。 休業損失保険金 営業継続費用保険金

<法令>

この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令(法令番号)
か	ガス事業法(昭和29年法律第51号)
こ	工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)
す	水道法(昭和32年法律第177号)
て	電気事業法(昭和39年法律第170号)
	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
ね	熱供給事業法(昭和47年法律第88号)

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する損失または営業継続費用に対して、この特約に従い、保険金を支払います。(以下、この条の損失に対して支払う保険金を「店舗休業保険金」、この条の営業継続費用に対して支払う保険金を「営業継続費用保険金」といいます。)

- ① 休業損失等補償特約第6条(保険の対象の範囲)に規定する保険の対象が次のいずれかに該当する損害を受けた結果、営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失または保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業継続費用
ア. 地震による火災によって生じた損害
イ. 地震によって生じた損壊、埋没等の損害
ウ. 地震による破裂または爆発によって生じた損害
エ. 地震による水災によって生じた損害
オ. 噴火による火災、破裂または爆発によって生じた損害
カ. 噴火による損壊、埋没等の損害
キ. 噴火による水災によって生じた損害
- ② 次に掲げる事故に起因して備外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた損失または営業継続費用
ア. 地震による火災
イ. 地震によって生じた損壊、埋没等
ウ. 地震による破裂または爆発
エ. 地震による水災
オ. 噴火による火災、破裂または爆発
カ. 噴火による損壊、埋没等

キ. 噴火による水災

第2条(保険金支払の条件)

当会社は、保険の対象について生じた損害に対しては、この特約が付帯された普通保険約款に付帯された財物損害補償特約および地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)の規定に従い、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金が支払われる場合に限り、保険金を支払います。ただし、前条②に対してはこの条の規定を適用しません。

第3条(保険金の支払額)

- (1)当会社が支払うべき前条の休業損失等補償特約第7条(保険金の支払額)および同特約第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した休業損失保険金の額とします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、休業損失等補償特約第7条(利益保険金の支払額)(2)の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。
「(2)地震・噴火危険補償特約(休業損失等補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)①の損害を受けた結果生じた損失または同条②の損失に対して休業損失保険金を支払う場合には、復旧期間から、その事故の発生した日を控除した残りの日数内の休業日数により、(1)の規定に従い、休業損失保険金を算出するものとします。」
- (3)当会社が支払うべき営業継続費用保険金の額は、休業損失等補償特約第7条(保険金の支払額)および同特約第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した営業継続費用の額とします。

第4条(準用規定)

- (1)この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、休業損失等補償特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、休業損失等補償特約第3条(保険金を支払わない場合-その2)(1)①の規定は、次のとおり、読み替えるものとします。
「① 地震・噴火危険補償特約(休業損失等補償特約用)第1条(保険金を支払う場合)①または②の事故の際における保険の対象の紛失または盗難」
- (2)(1)の規定にかかわらず、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定は適用しません。

サイバーリスク補償対象外特約

第1条(保険金を支払わない場合)

- (1)当会社は、この特約が付帯された保険契約の普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)およびこれに付帯された特約の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由に直接または間接に起因して生じた損害または損失(注1)(注2)に対しては、保険金を支払いません。
① インターネットあるいはイントラネット等の私的ネットワークもしくはこれらと同様の仕組み・機能(注3)の作動または誤作動
② データ、プログラム、ソフトウェアまたはプログラム群あるいは命令群(注4)の損傷、破壊、変形・変更、消失その他の喪失または損壊
③ データ、コーディング、プログラムまたはソフトウェア(注3)の使用不能または機能喪失(注5)
④ ③の使用不能または機能喪失に起因する被保険者の業務の停止、中断または継続不能
⑤ コンピュータまたはコンピュータシステムあるいはマイクロチップまたは内蔵ロジックで作動する機器(注4)の使用不能または機能喪失に起因する被保険者の業務の停止、中断または継続不能
(注1)費用および喪失利益等を含みます。
(注2)これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害または損失(注1)および発生事由がいかなる場合でも普通保険約款およびこれに付帯された特約で保険金支払の対象とされた事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または損失(注1)を含みます。
(注3)これらについて、被保険者が所有するものと問いません。
(注4)これらについて、その種類を問わず、また被保険者が所有するものと問いません。
(注5)機能の一部についてであると全部についてであると問いません。
- (2)当会社は、(1)で保険金を支払わないこととした損害または損失(注1)については、それらの発生がこの特約で補償対象外としていない事由との競合による場合であっても、その競合がいかなる時間的前後関係において生じたかにかかわらず、保険金を支払いません。
(注1)費用および喪失利益等を含みます。
(注2)これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害または損失(注1)および発生事由がいかなる場合でも普通保険約款およびこれに付帯された特約で保険金支払の対象とされた事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または損失(注1)を含みます。
- (3)(1)および(2)の規定は、次のいずれかに該当する事故または事由によって生じた損害または損失(注1)(注2)については適用しません。
① 火災
② 落雷
③ 地震
④ 破裂または爆発
⑤ 航空機の墜落
⑥ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
⑦ 煙害
⑧ 車両等の衝突
⑨ 台風、旋風、竜巻、暴風等の風災
(注1)費用および喪失利益等を含みます。
(注2)これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害または損失(注1)および発生事由がいかなる場合でも普通保険約款およびこれに付帯された特約で保険金支払の対象とされた事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または損失(注1)を含みます。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

長期保険保険料一括払特約(企業財産保険用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
み 未経過過率係数	当会社が別に定める未経過過率係数をいいます。

第1条(保険料の返還または追加保険料の請求-通知義務等の場合)

企業財産保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の規定により、危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合、告知等変更特約(企業財産保険用)第3条(通知義務)の規定により読み替えて適用される普通保険約款第5条(通知義務)(1)の事実が生じた場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合において、保険料率を変更する必要があるときは、この特約が付帯される普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(2)もしくは(7)または告知等変更特約(企業財産保険用)第6条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務

等の場合)の規定により読み替えて適用される普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(2)もしくは(7)の規定にかかわらず、当社は、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

区 分	返還または追加保険料の算式
① 普通保険約款の規定により、危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 追加保険料の額 = (変更後の保険料 - 変更前の保険料) × 未経過料率係数
② 告知等変更特約(企業財産保険用)第3条(通知義務)の規定により読み替えて適用される普通保険約款第5条(通知義務)(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 返還保険料の額 = (変更前の保険料 - 変更後の保険料) × 未経過料率係数
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	× 未経過料率係数

第2条(保険料の返還-失効等の場合)

保険契約が失効となる場合には、普通保険約款第17条(保険料の返還-無効または失効の場合)(2)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、保険契約が失効した時以降の期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

保険金額の調整の場合には、普通保険約款第19条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)(2)または告知等変更特約(企業財産保険用)第7条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)の規定により読み替えて適用される普通保険約款第19条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)の規定にかかわらず、当社は、次の区分に従い、保険料を返還します。

区 分	返還保険料の算式
普通保険約款第12条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	次の算式により算出した額を返還します。 返還保険料の額 = (減額前の保険金額に対応する保険料(注)-減額後の保険金額に対応する保険料) × 未経過料率係数

(注)この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料とします。

第4条(保険料の返還-解除または解約の場合)

保険契約の解除または解約の場合には、普通保険約款第20条(保険料の返還-解除または解約の場合)(1)もしくは(2)または告知等変更特約(企業財産保険用)第8条(保険料の返還-解除または解約の場合)の規定により読み替えて適用される普通保険約款第20条(保険料の返還-解除または解約の場合)(1)の規定にかかわらず、当社は、次の区分に従い、保険料を返還します。

区 分	返還保険料の算式
① 次のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合 ア. 普通保険約款第4条(告知義務)(2)、第5条(通知義務)(2)または(6)、第14条(重大事由による解除)(1)、第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4) イ. 告知等変更特約(企業財産保険用)第2条(告知義務)の規定により読み替えて適用される普通保険約款第4条(告知義務)(2)、同特約第3条(通知義務)の規定により読み替えて適用される第5条(通知義務)(2)、同特約第4条(保険の対象の調査)の規定により読み替えて適用される第8条(保険の対象の調査)(2)、第14条(重大事由による解除)(1)、同特約第6条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)の規定により読み替えて適用される第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(4) ウ. この保険契約に適用される特約の規定 ② 普通保険約款第13条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。 返還保険料の額 = 保険料(注) × 未経過料率係数

(注)この保険契約が解除または解約された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料とします。

第5条(保険料の返還または請求-料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条(保険料の返還-保険金を支払った場合)

財物損害補償特約第11条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、財物損害補償特約第1条(損害保険金を支払う場合)の規定によって保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度(注)を経過した以後の期間に対応する未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
(注)保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

保険料分割払特約(一般)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
集合契約	「保険料集金に関する契約書(集団扱契約用)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に保険料の集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集合契約に定める集金日をいいます。
集団	当社の承認する集団をいいます。
統括組織	集団を統括する本部や事務局等の組織をいい、集団の福利厚生を図るために設立された組織を含みます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
未払込保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた保険料をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを当社が承認した場合に適用されます。

第2条(分割保険料の払込み)

(1) 保険契約者が次の区分に従い、当社に払い込まなければなりません。

区 分	分割保険料の払込み
① 初回分割保険料	この保険契約の締結と同時に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割保険料	払込期日までに払い込むものとします。

(2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条(分割保険料領収前の事故)

(1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が初回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、初回分割保険料領収前の事故による損害、費用、損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
(2) 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害、費用、損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日後1か月を経過するまでにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。
(3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠った場合において、被保険者が払込みを怠った払込期日後1か月を経過するまでに保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を当社に払い込まなければなりません。

第4条(追加保険料の払込み)

この特約が付帯される普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次の区分に従い、追加保険料を当社に払い込まなければなりません。

区 分	追加保険料の払込み
① 次のいずれかの規定により、当社が請求した追加保険料 ア. 企業財産保険普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2) イ. 地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2) ② 告知等変更特約(企業財産保険用)第6条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)の規定により読み替えて適用される企業財産保険普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)の規定により、当社が請求した追加保険料 ③ 次のいずれかの規定により、当社が請求した追加保険料 ア. 企業財産保険普通保険約款第16条(7) イ. 告知等変更特約(企業財産保険用)第6条の規定により読み替えて適用される企業財産保険普通保険約款第16条(7) ウ. 地震保険普通保険約款第21条(6)	全額を一時に払い込むものとします。

(2) 当社は、保険契約者が、(1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注)当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
(3) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
(4) (2)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、保険契約を解除した時以降の期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から保険契約を解除した時までの期間に対する保険料との差に基づき計算した、保険契約を解除した時以降の期間に対する保険料を返還します。
(5) (1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除



できるときは、当社は、保険金を支払いません(注1)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時(注2)より前に発生した事故による損害については除きます。

(注1)既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(注2)保険契約者または被保険者の申し出に基づく、危険増加が生じた時をいいます。

(6)①②の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注1)。ただし、告知等変更特約(企業財産保険用)第3条(通知義務)の規定により読み替えて適用される企業財産保険普通保険約款第5条(通知義務(1))の事実が生じた場合における、その事実が生じた時(注2)より前に発生した事故による損害については除きます。

(注1)既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(注2)保険契約者または被保険者の申し出に基づく、事実が生じた時をいいます。

(7)保険契約者が(1)③の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前の事故に対する損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

第5条(保険契約の解除—分割保険料不払の場合)

(1)当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2)①の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日

(3)①の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、保険契約を解除した時以降の期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から保険契約を解除した時までの期間に対する保険料との差に基づき計算した、保険契約を解除した時以降の期間に対する保険料を返還します。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

初回保険料の口座振替に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
け	契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
こ	口座振替	指定口座から当社の口座に振り替えることをいいます。
し	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
	初回保険料	次の保険料をいいます。 保険料の払込方法が一時払の場合には一時払保険料 保険料分割払特約(一般)または保険料分割払特約(大口)が適用されている場合には初回分割保険料 長期保険料年払特約が適用されている場合には初回年額保険料
	初回保険料払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた各契約年度に対する保険料をいいます。
ふ	普通保険約款等	この特約が付帯される普通保険約款およびこれに付帯される他の特約をいいます。
	分割保険料	この保険契約に定められた保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たす場合で、かつ、保険契約者が初回保険料を口座振替の方法により払い込むことを当社が承認したときに適用されます。

- ① 保険契約締結の際に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 保険契約締結の際に、保険契約者から当社への損害保険料口座振替依頼書等の提出がなされていること。

第2条(初回保険料の払込み)

(1)保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日に口座振替によって払い込むものとします。

(2)初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3)保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(4)この保険契約に、保険料分割払特約(一般)または保険料分割払特約(大口)が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当社は、保険料分割払特約(一般)または保険料分割払特約(大口)の第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に口座振替します。

第3条(初回保険料領収前の事故)

(1)初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2)当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前の事故による損害に対しては、普通保険約款等に定める保険料領収前の事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3)②の規定により、被保険者が、初回保険料領収前の事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。

(4)③の規定にかかわらず、事故の発生日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。

(5)④の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第4条(保険契約の解除—初回保険料不払の場合)

(1)当社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(2)①の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約(一般)または保険料分割払特約(大

口)の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3)①の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

保険料クレジットカード払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	一時払保険料	保険料を一括して払い込む場合の一時払保険料をいいます。
が	カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
	会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
く	クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
け	契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
つ	追加保険料	普通保険約款等の規定により、当社が請求する追加保険料をいいます。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた各契約年度に対する保険料をいいます。
ふ	普通保険約款等	この特約が付帯される普通保険約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。
	分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
ほ	保険料	一時払保険料、初回年額保険料、初回分割保険料または追加保険料をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者である場合で、かつ、保険契約者が、保険料をクレジットカードによって払い込むことを当社が承認したときに適用されます。

第2条(保険料の払込み)

(1)保険契約者は、この特約により、クレジットカードによって保険料を払い込むものとします。

(2)保険契約者から、保険料のクレジットカードによる払込みの申出があった場合は、当社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行います。

(3)当社は、(2)の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条(保険料領収前の事故)

(1)前条の規定により、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時(注)以後、普通保険約款等に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注)保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

(2)当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合は、その保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

(1)前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2)保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、前条(1)の規定を適用します。

第5条(直接請求保険料不払の場合の取扱い)

(1)保険契約者が、前条(2)の保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2)①の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(3)①の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、保険契約を解除した時以降の期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から保険契約を解除した時までの期間に対する保険料との差に基づき計算した、保険契約を解除した時以降の期間に対する保険料を返還します。

第6条(保険料の返還の特則)

普通保険約款等の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、または保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合は、この規定は適用しません。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

集団扱特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
し	集金契約	「保険料集金に関する契約書(集団扱契約用)」による保険料集金契約をいいます。
	集金者	当社との間に保険料の集金契約を締結した者をいいます。
	集金日	集金契約に定める集金日をいいます。
	集団	当社の承認する集団をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。
	分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
み	未払込保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた保険料をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。
 - ア. 集団
 - イ. 集団の役員
 - ウ. 集団の構成員
 - エ. 集団の構成員の役員
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

第2条(保険料の払込み)

- (1) 当社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 - ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条(保険料領収前の事故)

- (1) 保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当社は、同条(2)の一括払保険料領収前の事故による損害、費用、損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一括払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の事故による損害、費用、損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条(追加保険料の払込み)

- (1) この特約が付帯される普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料を次の区分に従い、当社に払い込まなければなりません。

区分	追加保険料の払込み
① 次のいずれかの規定により、当社が請求した追加保険料 ア. 企業財産保険普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2) イ. 地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)	集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 告知等変更特約(企業財産保険用)第6条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)の規定により読み替えて適用される企業財産保険普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)の規定により、当社が請求した追加保険料	
③ 次のいずれかの規定により、当社が請求した追加保険料 ア. 企業財産保険普通保険約款第16条(7) イ. 告知等変更特約(企業財産保険用)第6条の規定により読み替えて適用される企業財産保険普通保険約款第16条(7) ウ. 地震保険普通保険約款第21条(6)	

- (2) 当社は、保険契約者が(1)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契

約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (注)当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。
- (3)(2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4)(2)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、保険契約を解除した時以降の期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から保険契約を解除した時までの期間に対する保険料との差に基づき計算した、保険契約を解除した時以降の期間に対する保険料を返還します。
- (5)(1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除するとき、当社は、保険金を支払いません(注1)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時(注2)より前に発生した事故による損害については除きます。
(注1)既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
(注2)保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時をいいます。
- (6)(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除するとき、当社は、保険金を支払いません(注1)。ただし、告知等変更特約(企業財産保険用)第3条(通知義務)の規定により読み替えて適用される企業財産保険普通保険約款第5条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時(注2)より前の期間に発生した事故による損害については除きます。
(注1)既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
(注2)保険契約者または被保険者の申出に基づく、事実が生じた時をいいます。
- (7) 保険契約者が(1)③の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

第5条(保険料領収証の発行)

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条(特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかかわって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合を除きます。
 - ③ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2) 当社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
(注1)当社との間の集団扱特約に係る他の集金契約を含みます。
(注2)同一の保険契約者が複数の集団扱特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3)(1)①もしくは③の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5)(3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、保険契約を解除した時以降の期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から保険契約を解除した時以降の期間に対する保険料との差に基づき計算した、保険契約を解除した時以降の期間に対する保険料を返還します。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

ローン利用者集団扱特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
け	契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日迄当日から1年間をいいます。
	集金契約	「保険料集金に関する契約書(ローン利用者集団扱契約用)」による保険料集金契約をいいます。
し	集金者	当社との間に保険料の集金契約を締結した者をいいます。
	集金日	集金契約に定める集金日をいいます。
	集団	次に掲げる集団をいいます。 信用供与機関に対し金銭債務を負う債務者の集団 信用保証機関の保証により第三者たる信用供与機関に対し金銭債務を負う債務者の集団
ふ	初回保険料	次の保険料をいいます。 保険料の払込方法が一括払の場合には一括払保険料 自動継続特約(地震保険用)が適用されている場合には継続契約の保険料
	普通保険約款等	この特約が付帯される普通保険約款およびこれに付帯される他の特約をいいます。
み	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
	未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた年額保険料または分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員であり、かつ、ローン利用者集団扱特約に係る保険契約を締

結することが認められている者であること。

- ② 集団から委託を受けた者と当社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

第2条(保険料の払込み)

- (1)当社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。
- (2)保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、初回保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3)保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、初回保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条(保険料領収前の事故)

- (1)保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当社は、同条(2)の初回保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2)保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当社は、同条(3)の初回保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)の初回保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条(追加保険料の払込み)

- (1)この特約が付帯される普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料を次の区分に従い、当社に払い込まなければなりません。

区 分	追加保険料の払込み
① 次のいずれかの規定により、当社が請求した追加保険料 ア. 企業財産保険普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2) イ. 地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)	集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 告知等変更特約(企業財産保険用)第6条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)の規定により読み替えて適用される企業財産保険普通保険約款第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)の規定により、当社が請求した追加保険料	
③ 次のいずれかの規定により、当社が請求した追加保険料 ア. 企業財産保険普通保険約款第16条(7) イ. 告知等変更特約(企業財産保険用)第6条の規定により読み替えて適用される企業財産保険普通保険約款第16条(7) ウ. 地震保険普通保険約款第21条(6)	

- (2)当社は、保険契約者が(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注)当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。
- (3)(2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4)(2)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、保険契約を解除した時以降の期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から保険契約を解除した時までの期間に対する保険料との差に基づき計算した、保険契約を解除した時以降の期間に対する保険料を返還します。
- (5)(1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注1)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時(注2)より前に発生した事故による損害については除きます。
(注1)既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
(注2)保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時をいいます。
- (6)保険契約者が(1)②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

第5条(保険料領収証の発行)

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。ただし、当社と集金者との間で約定することで保険料領収証の発行を省略することができます。

第6条(特約の失効または解除)

- (1)この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかかわって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合を除きます。
 - ③ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2)当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(注)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
(注)同一の保険契約者が複数のローン利用者集団扱特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3)(1)①もしくは③の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1)保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月

以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

- (2)当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5)(3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、保険契約を解除した時以降の期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から保険契約を解除した時までの期間に対する保険料との差に基づき計算した、保険契約を解除した時以降の期間に対する保険料を返還します。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

長期保険料払込特約(地震保険用)

第1条(保険料の返還または請求-通知義務の場合)

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。
(注)保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条(保険料の返還-失効等の場合)

- (1)保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)(3)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (2)地震保険普通保険約款第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)(4)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

地震保険普通保険約款第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)(2)の規定にかかわらず、当社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条(保険料の返還-解除の場合)

地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除)(1)または第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条(保険料の返還-解除の場合)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条(保険料の返還または請求-料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条(保険料の返還-保険金を支払った場合)

地震保険普通保険約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度(注)を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
(注)保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過月数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	91%	44%	94%	62%	30%	96%	71%	47%	23%	96%	77%	58%	38%	18%
2か月まで	87%	40%	92%	59%	27%	94%	69%	45%	21%	95%	75%	56%	36%	17%
3か月まで	84%	36%	89%	57%	24%	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	35%	15%
4か月まで	80%	32%	86%	54%	22%	90%	65%	41%	16%	92%	72%	53%	33%	13%
5か月まで	76%	28%	84%	51%	19%	88%	63%	39%	14%	90%	71%	51%	31%	12%
6か月まで	72%	24%	81%	49%	16%	86%	61%	37%	12%	88%	69%	49%	30%	10%
7か月まで	68%	20%	78%	46%	14%	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	64%	16%	75%	43%	11%	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9か月まで	60%	12%	73%	41%	8%	79%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10か月まで	56%	8%	70%	38%	5%	77%	53%	29%	4%	82%	62%	43%	23%	3%
11か月まで	52%	4%	67%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12か月まで	48%	0%	65%	32%	0%	73%	49%	25%	0%	79%	59%	40%	20%	0%

(注)経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

自動継続特約(地震保険用)

第1条(自動継続の方法)

- (1) この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数(注)とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要がある場合を除きます。
(注)この保険契約が付帯される保険期間の開始日以外の時にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。
- (2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険期間の終期を超えないものとします。

第2条(保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、前条の規定により継続された保険契約の保険料を次に定める払込期日までに払い込むものとします。ただし、保険証券にこれと異なる払込期日が記載されているときは、保険証券記載の払込期日によります。
 - ① 保険料の全額を一括して払い込む場合は、継続前契約の保険期間の満了する日の属する月の末日
 - ② 保険料分割払特約(一般)が付帯されている場合は、第1回分割保険料は継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日
- (2) 当会社は、保険契約者が継続前契約の保険期間の満了する日から払込期日までに継続された保険契約の保険料を払い込んだ場合には、継続された保険契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、地震保険普通保険約款第9条(保険責任の始期および終期)(3)に定める保険料領収前の事故による損害に対して保険金を支払わないとする旨の規定を適用しません。
- (3) 払込期日に継続された保険契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続された保険契約の保険料を払込期日後1か月以内に、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (4) 当会社は、保険契約者が払込期日後1か月以内に継続された保険契約の保険料を払い込んだ場合には、継続された保険契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、地震保険普通保険約款第9条(保険責任の始期および終期)(3)に定める保険料領収前の事故による損害に対して保険金を支払わないとする旨の規定を適用しません。
- (5) (4)の規定にかかわらず、保険契約者が継続された保険契約の保険料について、その継続された保険契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条(保険料不払の場合の失効)

保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が払込期日後1か月を経過した後も当会社に払い込まれないときは、保険契約は継続契約の保険期間の始期にさかのぼってその効力を失います。

第4条(継続契約の保険証券)

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収証をもってこれに代えることができます。

第5条(継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等)

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第6条(普通約款との関係)

- (1) 第1条(自動継続の方法)の規定は地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)および第11条(通知義務)(2)の効力を妨げないものとします。
- (2) この特約は地震保険普通保険約款第34条(保険契約の継続)の規定とはかかわりありません。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保険契約の自動継続に関する特約(ローン利用者集団扱特約用)

<用語の定義>

- (1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
け	継続契約	第2条(保険契約の継続)(1)の規定により継続される保険契約をいいます。
ほ	保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証をいいます。

- (2) この特約における次の法令の公布年および法令番号は、次のとおりとします。

	法令(公布年/法令番号)
し	地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に、この保険契約の継続に際して適用されます。

- ① 当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続について合意があること。
- ② ローン利用者集団扱特約が適用されていること。

第2条(保険契約の継続)

- (1) この保険契約の満了する日の属する月の前月の10日までに、保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数(注)とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要がある場合は、この特約は失効します。
(注)この保険契約が付帯される保険期間の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

- (2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険期間の終期を超えないものとします。
- (3) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第3条(継続契約の契約内容)

継続契約における契約内容は、この保険契約の保険期間の末日の契約内容と同一とします。

第4条(継続契約の保険料および払込方法)

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- (2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところに従い、集金者を経て払い込むものとします。

第5条(継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等)

当会社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第6条(継続契約の告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、第2条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項(注)に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(注)地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(3)の規定による訂正に基づく変更があった場合は、その変更後の内容をいいます。

- (2) (1)の告知については、地震保険普通保険約款第10条(告知義務)の規定を適用します。

第7条(特約の失効または解除)

- (1) ローン利用者集団扱特約第6条(特約の失効または解除)(1)の規定によりローン利用者集団扱特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。
- (2) ローン利用者集団扱特約第6条(特約の失効または解除)(2)の規定によりローン利用者集団扱特約が解除された場合には、この特約も解除します。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯されたローン利用者集団扱特約の規定を準用します。



